

# CLAIR REPORT No. 530

フランスの生物多様性政策について

– Les politiques de la biodiversité en France –



Clair Report No.530 (September 26, 2022)

(一財)自治体国際化協会 パリ事務所



一般財団法人

自治体国際化協会

## 「CLAIR REPORT」の発刊について

当協会では、調査事業の一環として、海外各地域の地方行財政事情、開発事例等、様々な領域にわたる海外の情報を分野別にまとめた調査誌「CLAIR REPORT」シリーズを刊行しております。

このシリーズは、地方自治行政の参考に資するため、関係の方々に地方行財政に関わる様々な海外の情報を紹介することを目的としております。

内容につきましては、今後とも一層の改善を重ねてまいりたいと存じますので、御叱責を賜れば幸いに存じます。

本誌からの無断転載は御遠慮ください。

問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麹町 1-7 相互半蔵門ビル

(一財)自治体国際化協会 総務部 企画調査課

TEL: 03-5213-1722

FAX: 03-5213-1741

E-Mail: kikaku@clair.or.jp

※表紙の写真は、カンヌ市クロワ・デ・ガルド公園に設置されている養蜂箱（詳細は 60 ページ参照）

## はじめに

生物多様性は、人類が存続するために必要不可欠となる生態系サービスを提供しているが、世界中の研究成果を基に政策提言を行う政府間組織として設立された「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学・政策プラットフォーム」による 2019 年の発表では、過去 50 年の間に人類史上かつてない速度で地球全体の自然が変化しているとし、既にある政策手段の改良とその迅速な導入や、個人・集団の根本的、構造的変化が必要とされている。

日本では、2008 年に生物多様性基本法が制定され、生物多様性地域戦略の策定が地方自治体の努力義務とされた。これまで、地域の特徴に応じた自主的な取組の促進が図られるとともに、市民への普及啓発事業を通じて「生物多様性」の用語や保全の必要性については広く浸透してきていると考えられる。しかしながら、行政単位をまたぐ大きな自然のまとまりや河川流域全体の保全、地域の生態系に関するデータ収集と活用、都市部における緑地化や生物多様性を意識したまちづくり、市民社会における生物多様性の「主流化」等、課題は多岐に渡っており、地方自治体においてはこれまでの政策マネジメントの見直しや、分野横断的な取組が今まで以上に求められていくものと思われる。

本稿において、筆者は国際社会や欧州連合（EU）による政策方針を背景に、フランスの法体制や諸政策を概観し、フランスにおける州・県・コミューン及びコミューン間広域行政組織の生物多様性分野の諸権限の整理及びヒアリング調査を通じた取組事例を紹介している。また、欧州及びフランスにおいては、生物多様性政策と農業政策との連関性から、近年、受粉媒介昆虫の保全対策が積極的に進められている点にも触れている。

日本で生物多様性保全に取り組む自治体関係者にとって、本稿が施策展開の一助となれば幸いである。

一般財団法人自治体国際化協会パリ事務所長

## 目次

概要 .....	1
第1章 生物多様性保全と国際的枠組み .....	2
第1節 生物多様性について .....	2
1 生物の多様性とはなにか .....	2
2 なぜ生物多様性の保全が必要か .....	3
（1）生態系サービスによる恵み .....	3
（2）世界の生物多様性の現状と将来的見通し .....	4
（3）生物多様性と新興感染症 .....	5
第2節 生物多様性を保全するための国際的枠組み .....	6
1 生物多様性条約 .....	6
（1）条約制定の背景 .....	6
（2）生物多様性条約の目的と締約国の責務 .....	7
（3）生物多様性締約国会議（COP） .....	7
（4）生物多様性に係る地方自治体の国際的動向 .....	8
2 EUの生物多様性保全政策 .....	9
（1）ナチュラ 2000 .....	9
（2）EUの生物多様性保全における近年の動向 .....	10
ア 欧州グリーンディール .....	10
イ 欧州生物多様性戦略 2030 .....	12
ウ 欧州受粉媒介昆虫イニシアティブ .....	13
第2章 フランスの生物多様性保全政策 .....	16
第1節 フランスの生物多様性保全に係る取組 .....	16
1 フランスの生物多様性 .....	16
（1）世界各地に多様な自然地域を有するフランス .....	16
（2）フランスにおける生物多様性への脅威 .....	17
第2節 フランス政府による生物多様性政策 .....	18
1 生物多様性に係る主な法律 .....	18
（1）生物多様性、自然及び景観の回復のための法律 .....	18
2 フランス政府の生物多様性保全に係る諸政策 .....	20
（1）生物多様性国家戦略 .....	20
（2）生物多様性計画 .....	22
（3）受粉媒介昆虫と受粉のための全国計画（2021～2026） .....	23
（4）自治体向けプログラム .....	24

ア	コミュニケーション生物多様性アトラス .....	25
イ	「自然のために取り組む地域」イニシアティブ .....	26
ウ	生物多様性の首都コンクール .....	28
第3節	フランスの地方自治体における生物多様性保全に係る権限と役割 .....	30
1	生物多様性保全に係る各権限 .....	30
(1)	州：生物多様性のリーダー及び計画者 .....	30
ア	所管内イニシアティブと計画策定者としての役割 .....	30
イ	州所管保護地域 .....	31
(ア)	州自然公園 .....	31
(イ)	州自然保護区 .....	32
ウ	他の権限との関連 .....	32
(2)	県：地域生物多様性保全の実行者 .....	32
ア	脆弱自然区域 .....	32
イ	都市近郊農業・自然地域保護活用区域 .....	33
ウ	「緑と水のネットワーク」保全・回復の実行 .....	33
エ	他の権限との関連 .....	33
(3)	コミュニケーション及び広域行政組織：地域整備及び管理の中心的役割 .....	34
ア	都市計画における「緑と水のネットワーク」推進 .....	34
イ	水環境管理と洪水防止 .....	35
ウ	他の権限との関連 .....	36
(4)	生物多様性保全に係る自治体横断的な権限 .....	36
ア	対物環境義務 .....	36
イ	地域の自然遺産一覧又は生物多様性アトラス（地図帳）の作成 .....	37
ウ	生態系の損害の補償 .....	37
エ	国際的に重要なユネスコエコパーク（生物圏保護区）と湿地 .....	37
(5)	生物多様性保全のための地域ガバナンス .....	39
ア	全国生物多様性委員会 .....	39
イ	自然保護全国評議会 .....	39
ウ	州生物多様性委員会 .....	39
エ	州自然遺産科学評議会 .....	40
第3章	フランスの地方自治体における生物多様性保全の先進事例 .....	41
第1節	ブルゴーニュ・フランシュ・コンテ州及び同州内ブザンソン市の事例 ..	41
1	ブルゴーニュ・フランシュ・コンテ州 .....	41
2	「生物多様性のリーダー」としての役割 .....	42

(1) BFC 州生物多様性戦略の策定 .....	42
(2) 市民のイニシアティブによるプロジェクト支援 .....	46
(3) 自然の地理情報データベース「シゴニュー」 .....	47
(4) 受粉媒介昆虫の保全について .....	47
3 ブザンソン市における生態系保全の取組 .....	49
(1) ブザンソン市 .....	49
(2) ブザンソン市の生物多様性政策マネジメント .....	50
ア 市の生物多様性保全の組織体制と政策の実施について .....	50
イ 市の生物多様性保全政策における基本的な概念 .....	52
(3) 都市の緑化における取組事例 .....	53
ア 「植生許可証」プロジェクトと課題 .....	53
イ 市民参加型インベントリーアプリ「スマート・フォーヌ」 .....	54
ウ 生物多様性保全の主流化について .....	55
第2節 地域の特徴を生かしたカンヌ市の取組 .....	55
1 カンヌ市 .....	55
(1) カンヌ市「緑の肺」クロワ・デ・ガルド公園 .....	56
ア 公園概要 .....	56
イ 外来種「ミモザ」への対応と管理 .....	57
ウ クロワ・デ・ガルド公園におけるカンヌ市の取組 .....	58
(2) シアーニュ川渓谷における地域農業振興と自然保護 .....	61
ア カンヌ市の新たな「緑の肺」シアーニュ川渓谷下流域 .....	61
イ 都市の野菜栽培学校 .....	62
(3) レラン諸島における海洋保全の取組 .....	63
ア カンヌ市の海洋保全の取組 .....	63
イ レラン諸島サント・マルグリット島 .....	64
ウ 生物多様性保護と文化—海底エコ・ミュージアム— .....	65
おわりに .....	69
参考文献 .....	70

## 概要

本稿は、フランスの生物多様性政策について、生物多様性条約や、欧州連合（以下、「EU」という。）による政策枠組みを踏まえ、日本と同様に高度な都市機能と自然資源を有するフランス(本土)における各行政構造の諸権限を整理するとともに、ヒアリング調査を通じて得た州及びコミューンの取組事例を紹介するものである。

第一章では、生物多様性の概念及びその保全の国際的な枠組みである生物多様性条約並びにEUの諸政策や動向について概観する。

第二章では、フランス政府による生物多様性政策と自治体向けプログラムを紹介するとともに、州・県・コミューン及びコミューン間広域行政組織の各権限について整理を試みる。

第三章では、ブルゴーニュ・フランシュ・コンテ州、同州内のドゥー県ブザンソン市及びプロヴァンス・アルプ・コートダジュール州アルプ・マリティーム県カンヌ市への各ヒアリング調査に基づき、「生物多様性のリーダー」とされる州の取組や、各コミューンにおける政策マネジメント及び地域特性を活かした事業の取組事例を紹介する。

最後に、「おわりに」として、日本の地方自治体における今後の生物多様性政策への示唆を考察することとしたい。

## 第1章 生物多様性保全と国際的枠組み

### 第1節 生物多様性について

#### 1 生物の多様性とはなにか

地球上には、既に種名のつけられたものが約175万種以上、未発見の種を含めると約3,000万種から1億種ともいわれる生物が存在すると推定されている。地球は約46億年前に誕生し、原始生命体ができしたのは約40億年前と言われているが、このような長い年月をかけて大気や海洋、大陸といった環境と生物進化の相互作用により、多くの生物種が誕生し、現在の多様な生物とそのつながりを作り上げてきた。

「生物多様性」という用語は1980年代に登場して以来、後述する1992年の「地球サミット(環境と開発に関する国際会議)」を経て、今日では「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals;以下「SDGs」という。)」にも掲げられる<sup>1</sup>等、生物多様性という概念は国際的にも広く用いられる重要な概念となった。

「生物多様性(英:biodiversity、仏:biodiversité)」とは何を意味するのか。生物多様性条約では、「生物の多様性」を「すべての生物(陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場の如何を問わない。)の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。」と定義する。つまり、生物多様性には次の3つのレベルでの多様性があるとしている。

- ① 種内(遺伝子)の多様性
- ② 種間(種)の多様性
- ③ 生態系の多様性

- ① 種内(遺伝子)の多様性とは、同じ種であっても固体や個体群の間に遺伝子レベルでは違いがあることを指す。
- ② 種間(種)の多様性とは、様々な動物・植物や菌類、バクテリアなどが生息・生育している状況を指す。
- ③ 生態系の多様性とは、森林、農地、都市、陸水、沿岸・海洋、島嶼における各生態系がそれぞれの地域に形成されていることを指す。

このように、「生物多様性」とは様々な環境の中に多様な生きものが存在している状態のことである。日本の「生物多様性国家戦略 2012-2020(以下「国家戦略」という。)」においては、「生物多様性」という用語や日常生活における関連性のわかりにくさが生物多様性に関する理解が進まない要因の一つであるとの認識を踏まえて、生物多様性を「つながり」と「個性」に置き換えている。「つながり」とは、生物間の食物連鎖や生態系の中でのつながり、生態系間のつながりなどを表すとともに、長い進化の歴史を得た世代を超えたいのちのつながり、日本と世界、地域と地域、流域な

---

<sup>1</sup> 持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)目標15「陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する」に生物多様性の用語が用いられているほか、生物多様性が生み出す生態系サービスに係るものとして3つの目標(6,13,14)が設定されている。

ど、スケールの異なるさまざまなつながりをも含む。「個性」とは、同じ種であっても、個体それぞれが少しずつ違うことや、各地域に特有の自然や風景があり、それらが地域の文化と結びついて固有の風土を形成していることをいう。このように長い進化の歴史のなかで作り上げられてきた「つながり」と「個性」を持つ生物多様性が、さまざまな恵みを通して地球上の「いのち」と地球上に生きる人々の「暮らし」を支えているのである。

## 2 なぜ生物多様性の保全が必要か

### (1) 生態系サービスによる恵み

人間は、生物多様性が生み出す「生態系サービス(ecosystem service)」によって生かされている。国連主導による「ミレニアム生態系評価(Millennium Ecosystem Assessment)<sup>2)</sup>」では、生態系サービスを次の4つに分類している<sup>3)</sup>。

- ① 供給サービス(食料、燃料、木材、繊維、薬品、水、農林水産業等を通じてもたらされている人間の生活に重要な資源を供給するサービス)
- ② 調整サービス(森林があることによって気候が緩和されたり、洪水が起こりにくくなったり、水が浄化されたりといった、環境を制御するサービス)
- ③ 文化的サービス(精神的充足、美的な楽しみ、宗教・社会制度の基盤、レクリエーションの機会等を与えるサービス)
- ④ 基盤サービス(上記①～③を支えるサービスであり、植物の光合成による炭素隔離、土壌形成、栄養循環、水循環等がこれに当たる)

また、現行の国家戦略<sup>4)</sup>では、上記の生態系サービスの各機能を踏まえ、「生物多様性を守る4つの意味」として、次のように説明している。

#### 1 『すべての生命が存立する基礎となる』

地球上の生物は、地球生態系という一つの環の中で深く関わり合い、つながり合って生きています。多様な生態系は、そのさまざまな働きを通じて、現在及び将来のすべての生命の存在にとって欠かすことのできない基礎となっています。

#### 2 『人間にとって有用な価値を有する』

私たちの生活は、多様な生物を利用することによって成り立ってきました。今後、さまざまな形で生物を間接的・潜在的に利用する可能性があり、生物多様性は、現在及び将来の豊かな暮らしにつながる有用な価値を有しています。

<sup>2)</sup> 国連の主唱により 2001 年から 2005 年にかけて行われた、地球規模での生物多様性及び生態系の保全と持続可能な利用に関する科学的な総合評価の取組。生物多様性は生態系が提供する生態系サービスの基盤であり、生態系サービスの豊かさが人間の福利に大きな関係のあることが分かりやすく示された。

<sup>3)</sup> 環境省「生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2021(JBO 3: Japan Biodiversity Outlook 3)」詳細版報告書(環境省 生物多様性及び生態系サービスの総合評価に関する検討会、2021 年) p. xii

<sup>4)</sup> 環境省「生物多様性国家戦略 2012-2020」(2012 年閣議決定) p.14

### 3 『豊かな文化の根源となる』

日本のように、人と自然が一体となった自然観を有し、自然を尊重し、自然と共生する暮らしの中で多様な文化を形成してきた地域は、世界の中でみられます。生物多様性は、精神の基盤となり、地域色豊かな固有の財産ともいべき文化の多様性を支えるものであり、その根源となっています。

### 4 『将来にわたる暮らしの安全性を保証する』

多様で健全な森林の整備・保全、地形の不適切な改変の回避、環境保全型農業の推進などは、土砂の流出や崩壊防止、安全な飲み水や食料の確保に寄与しています。生物多様性の観点から、自然と人の利用のバランスを健全に保つことは、長い目で見れば、世代を超えて効率的に暮らしの安全性を保証することにつながります。

したがって、我々人類はこの複雑に交錯し、連鎖する生物の多様性に基づく生態系サービスを享受して生きているのであり、生態系サービスは人類が存続するための重要な基盤であると言える。また、今日得られている恵みだけではなく、現状では人間社会において直接的な価値が見出されていない種であっても、例えば将来的な新薬開発としての利用可能性や、その形態や機能を真似ることで画期的な技術革新をもたらすバイオミクリー（生物模倣）のモデルとしての活用可能性を秘めていることも考えられる。このように、未発見種も含めた生物多様性の保全は、将来世代も含めた人類全体にとって重要なテーマであることがわかる。

## （2）世界の生物多様性の現状と将来的見通し

2019年4月29日から5月4日までパリのユネスコ本部（UNESCO）で開催された「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム<sup>5</sup>（The Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services: 以下「IPBES」という。）第7回総会」において、「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」<sup>6</sup>が受理され、政策決定者向け要約が承認・公表された。本報告書は、先述のミレニアム生態系評価（2005年）の公表以来、約15年ぶり、また、政府間組織によるものとしては史上初めて、自然界の現状と傾向、その動向が社会にとって意味すること、その直接的及び間接的な要因、さらには万人のよりよい将来を約束するために今からでも取りうる行動について評価しているものである。

報告書では、世界の生物多様性の現状と将来的見通しとして、以下の主要なメッセージを発している。

A) 自然とその人々への重要な寄与<sup>7</sup>（生物多様性と生態系の機能やサービスとも表現される）

<sup>5</sup> 世界中の研究成果を基に政策提言を行う政府間組織として2012年4月に設立された。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の生物多様性版と称されることもある。

<sup>6</sup> IPBES『生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書 政策決定者向け要約』（環境省、2020年）

<sup>7</sup> 「自然がもたらすもの（NCP: Nature's contributions to people）」は、IPBESにおいて生態系サービスとはほぼ同義の用語として使用されており、自然がもたらす負の影響も含まれている。環境省報道発表資料「IPBES 総会第7回会合の結果について」（令和元年5月7日発表）

[<https://www.env.go.jp/press/106753.html>]（最終検索日：2021年11月1日）

は、世界的に悪化している。

B) 自然の変化を引き起こす直接的・間接的要因は、過去 50 年の間に加速している。

C) このままでは自然保護と自然の持続可能な利用に関する目標は達成されない。しかし、経済・社会・政治・科学技術における横断的な社会変容 (transformative change) により、2030 年そしてそれ以降の目標を達成できる可能性がある。

D) 社会変容を促進する緊急かつ協調的な努力が行われることで、自然を保全、再生、持続的に利用しながらも同時に国際的な社会目標を達成できる。

本報告書では、人類にとって欠かすことのできない生物圏はあらゆる空間規模でこれまでにない程に改変されており、生物多様性(同一種内の(遺伝的)多様性、種の多様性、生態系の多様性)は、人類史上これまでにない速度で減少していると指摘する。例えば、本評価報告書で評価された動物と植物の種群のうち平均約 25%が絶滅の危機にあり、これは推計 100 万種が既に絶滅の危機に瀕していることを示唆している。地球上の種の現在の絶滅速度は過去 1,000 万年平均の少なくとも数 10 倍、あるいは数 100 倍に達しており、適切な対策を講じなければ、今後さらに加速するという。

また、過去 50 年の間、人類史上かつてない速度で地球全体の自然が変化しているとし、この変化の直接要因として、影響が大きい順に、「土地と海の利用の変化」、「生物の直接採取(漁獲、狩猟含む)」、「気候変動」、「汚染」、「外来種の侵入」をあげている。これら 5 つの直接要因は、さまざまな根本的な原因(間接的な変化要因)によって引き起こされるが、その原因の背景には、生産・消費パターン、人口の動態と推移、貿易、技術革新及び地方(ローカル)から全世界にかけてのガバナンスなどといった社会の価値観や行動があるとされる。

一方で、このような危機的状況はまったくの手遅れということではなく、人口増加の抑制、生産と消費の変革(エネルギー、食料、飼料、繊維及び水)、持続可能な利用と公平な利益分配、自然にやさしい気候変動適応策や緩和策の導入を想定した将来シナリオに基づけば、社会と環境の将来目標を達成できる可能性がある」と指摘している。

そのため、既にある政策手段の改良と迅速な導入及び社会変革に求められる個人と集団の行動をより効果的に促す新たなイニシアティブといった、根本的、構造的変化が必要との警鐘を鳴らしている。

このように、人類が生存するために必須とされる生物多様性による生態系サービスは、かつてないほどの脅威に晒されており、その保全対策が急務とされる。生物多様性は公共部門、民間部門を問わず、地球を構成する全ての人々の消費行動を含めてその保全のための変革が必要とされているのである。

### (3) 生物多様性と新興感染症

2019 年 12 月に確認された新型コロナウイルス感染症は世界中に拡大し、本原稿執筆時点(2022 年 3 月現在)でも依然として世界各地で猛威を振るっている状況にある。新興感染症は、人々の健康や生命に危機をもたらすのみならず、世界各地における感染拡大は様々な社会活動の制約をもたらし、国境を越えたヒト・モノ・カネの移動に依存する世界経済のリスクを顕在化させた。

生物多様性条約事務局が公表した「地球規模生物多様性概況第5版(GBO5)<sup>8</sup>」に拠れば、人間の健康はあらゆる側面において生物多様性と様々な形でつながっていることを認識し、健全な生態系と人の健康を共に推進する統合的なアプローチ、いわゆる「ワン・ヘルス」への移行が必要であるという。生態系サービスは、人間の健康に根本的な影響を及ぼすものであり、より身近なところでは人の微生物相(腸、呼吸器、泌尿生殖器、皮膚に存在する共生微生物群集)が栄養に寄与し、免疫系の調節と感染の予防に役立つ。したがって、生物多様性は人間の健康の重要な環境決定要因であり、生物多様性の保全と持続可能な利用は、生態系サービスと将来の選択肢を維持することであり、人間の健康に利益をもたらすことができる。

また、新型コロナウイルスのパンデミックは、人と自然の関係の重要性をさらに強調している。生物多様性と感染症の関係は複雑であるが、生物多様性の損失と劣化は生命の網を弱体化させ、野生生物から人々への感染症波及のリスクを高めることが明らかであるとされている。

## 第2節 生物多様性を保全するための国際的枠組み

### 1 生物多様性条約

#### (1) 条約制定の背景

20世紀後半、世界各国の急速な工業化は、酸性雨、自然破壊、地球温暖化、野生生物の絶滅といった諸問題を生み、1970年代以降、国際社会はこれらの問題に対応するため、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)」、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)」等の環境関連条約を成立させた<sup>9</sup>。そして、1972年に初めての環境に関する国連会議として国連人間環境会議(ストックホルム会議)が開催され、経済や社会の発展のためには、環境保全の視点を持つことが重要だという考え方が明示された<sup>10</sup>。

「国際的な生物多様性政策の転換点に関する研究」<sup>11</sup>では、国際自然保護政策の変遷について、国際自然保護連合 IUCN の前身である IUPN が設立された 1948 年から 2008 年までの 60 年間で、当該連合総会決議文書で使用される用語に沿って 5 つの年代区分で分析している。この分析区分に拠れば、特に第 2 期後半(1963 年～1969 年)から野生生物保護政策が発展し、第 3 期(1972 年～1975 年)には先述のように環境関連条約制定が進むとともに、1972 年の国連人間環境会議(ストックホルム会議)が環境に関する初めての国連会議として、地球環境政策のみならず自然保護・生物多様性政策にも大きな影響を与えたという。また、第 4 期(1978 年～1988 年)は、1981 年に同連合総会決議文書で初めて「生物多様性」という用語が登場するとともに、生物遺伝資源の適正な保全と利用に関

<sup>8</sup> 生物多様性条約事務局「地球規模生物多様性概況第5版(GBO5)日本語版」(環境省訳、2020年)178頁

<sup>9</sup> 外務省「わかる!国際情勢 Vol.46 地球に生きる生命の条約～生物多様性条約と日本の取組」

<https://www.mofa.go.jp/mofai/press/pr/wakaru/topics/vol46/index.html> (最終検索日:2021年11月11日)

<sup>10</sup> 環境省「平成29年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」

<https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/h29/index.html> (最終検索日:2021年11月11日)

<sup>11</sup> 高橋進「国際的な生物多様性政策の転換点に関する研究」(『環境情報科学論文集』23、国立研究開発法人科学技術振興機構、2009年)188-189頁

するルールの必要性が議論され、生物多様性条約制定の提案や、採択に向けた準備が加速した時期であったと分析する。

このように、とりわけ1970年代以降に自然保護政策をめぐる議論が活発化するなかで、野生生物種を保全する個別の条約を補完し、生物の多様性を包括的に保全し、生物資源の持続可能な利用を行うための国際的な枠組みを設ける必要性が提唱され、ついに1992年、ブラジル・リオデジャネイロで開催された国連環境開発会議（地球サミット）に合わせて生物多様性条約が採択された。1993年に発効した本条約は、2021年12月現在、日本及びフランスを含む194か国、EU及びパレスチナが締結している。

## （2）生物多様性条約の目的と締約国の責務

生物多様性条約では、第1条においてその目的として以下の3つを掲げている。

- （1）生物多様性の保全
- （2）生物多様性の構成要素の持続可能な利用
- （3）遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分

また、締約国に対し、その能力に応じ、国家戦略等の作成をはじめ生物多様性の保全、持続可能な利用の措置をとることを求めるとともに、各国の天然資源に対する主権を認め、資源提供国と利用国との間での利益の公正かつ衡平な配分を求めている<sup>12</sup>。

## （3）生物多様性締約国会議（COP）

生物多様性条約締約国会議（Conference of the Parties：以下「COP」という。）は、1994年のCOP1以降、生物多様性保全に関する具体的な行動計画等について協議しており、2021年10月は中国昆明においてCOP15の第一部が開催された<sup>13</sup>。

これまでの締約国会議では、生態系に悪影響を及ぼす恐れのある遺伝子組換え生物（LMO）の国境移動に一定の規制を加えるカルタヘナ議定書を採択したほか、2010年に愛知県名古屋市で開催されたCOP10では、遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する「名古屋議定書」や、ポスト2010年目標である2011年以降の新戦略計画（愛知目標）が採択され、生物多様性の目的を達成するための指針やルール策定が進められてきた。

現在は、この愛知目標に続く新たな世界目標となる「ポスト2020生物多様性枠組」について、2022年4月から開催予定のCOP15第二部における採択を待っている状況である<sup>14</sup>。

<sup>12</sup> 一般財団法人環境イノベーション情報機構 EIC ネット「生物多様性条約」

[\[https://www.eic.or.jp/ecoterm/?act=view&ecoword=%C0%B8%CA%AA%C2%BF%CD%CD%C0%AD%BE%F2%CC%F3\]](https://www.eic.or.jp/ecoterm/?act=view&ecoword=%C0%B8%CA%AA%C2%BF%CD%CD%C0%AD%BE%F2%CC%F3)（最終検索日：2021年12月20日）

<sup>13</sup> 当初は2020年10月に中国・昆明で開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受けて開催が延期され、COP15を2回に分ける異例の開催となった。国連の生物多様性条約の事務局は2022年6月21日、COP15の開催地をカナダのモントリオールに変更し、同年12月5日から17日にかけて開催すると発表している（2022年7月21日時点）。

<sup>14</sup> 環境省「生物多様性条約第15回締約国会議、カルタヘナ議定書第10回締約国会合及び名古屋議定書第4回締約国会合第一部の結果について（令和3年10月19日発表）」

[\[http://www.env.go.jp/press/110106.html\]](http://www.env.go.jp/press/110106.html)（最終検索日：2021年12月20日）

#### (4) 生物多様性に係る地方自治体の国際的動向

本締約国会議に関する自治体の関わりとして、2008年にドイツ・ボンで開催された COP9において、「都市と生物多様性市長会議（日本は名古屋市長がメンバー）」からの提言により、締約国の生物多様性国家戦略において都市及び地方自治体の役割を位置付けることを奨励すること等を内容とする、都市及び地方自治体と生物多様性についての初めての決定がなされた<sup>15</sup>。これを受けて、COP10では、2011年から2020年までを対象とする「地方自治体の生物多様性に関する行動計画」<sup>16</sup>が承認され、生物多様性の保全と持続可能な利用を進めるにあたっての地方自治体の役割や、「生物多様性地域戦略」の策定など地方自治体に求める行動が示されることとなった。COP10期間中には、愛知県と名古屋市が中心となり、地方自治体における生物多様性の取組の推進を議論する「生物多様性国際自治体会議」が開催され、「地方自治体と生物多様性に関する愛知・名古屋宣言」を決定し、これを受けて2011年10月には、地方自治体間で生物多様性の保全等に関する取組や成果の情報共有と発信を進めるための国内「生物多様性自治体ネットワーク」が設立される<sup>17</sup>など、自治体イニシアティブによる生物多様性保全に向けた取組も行われている。国際自治体会議はその後もCOPに併せて開催されており、特に「生物多様性の主流化」や「資源動員」への地方自治体の貢献が注目され、COP15における「ポスト2020生物多様性枠組」の検討においても、地方自治体の役割は重視されている<sup>18</sup>。

また、世界の自治体からの意見を新たな世界目標やCOP15における決議に反映させるために、スコットランド政府主催のもと世界の様々な自治体や団体が参加する「エンジンバラ・プロセス」による取組が行われている。2016年には、愛知県の呼び掛けにより、「愛知目標達成に向けた国際先進広域自治体連合」が設立され、エンジンバラ・プロセスにおける一連の取組が協働で進められており、この取組を通じて「ポスト2020生物多様性枠組」においても、各国政府のみならず、地方自治体がより大きな役割を果たし、生物多様性の保全と再生に貢献することを目指すとした「エンジンバラ宣言」が2020年8月に公開された<sup>19</sup>。

ここまで、生物多様性が国際政策として条約化された背景、当該条約とCOPの成果、そして自治体との関わりについて概観した。生物多様性の保全においては、生物資源を包括的に保全するための必要性から条約が整えられ、また、生物資源の保全や利用等に関するルール策定が締約国同士で構築されてきた。

一方で、締約国会議開催にあたっては、地域に根差した取組が重要であるとの認識のもと、生物多様性保全の最前線で活動する地方自治体自らがイニシアティブを取り、積極的

<sup>15</sup> 環境省報道発表資料「生物多様性条約第9回締約国会議の開催について（結果概要）（平成20年6月3日発表）」 [\[http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=9798\]](http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=9798)（最終検索日：2021年12月20日）

<sup>16</sup> 環境省生物多様性センター「地方公共団体 ④国際的な動向：都市と地方自治体の生物多様性に関する行動計画（2011-2020）」 [\[http://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local\\_gov/x22.pdf\]](http://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local_gov/x22.pdf)（最終検索日：2021年12月20日）

<sup>17</sup> 環境省「生物多様性国家戦略2012-2020」（2012年閣議決定）p.19

<sup>18</sup> 環境省「生物多様性」 [\[http://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local\\_gov/index.html\]](http://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local_gov/index.html)（最終検索日：2021年12月20日）

<sup>19</sup> 愛知県「『エンジンバラ・プロセス』に関する取組について」

[\[https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shizen/edinburgh-process.html\]](https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shizen/edinburgh-process.html)（最終検索日：2021年12月21日）

にルール作りに参画するとともに、国内外の自治体ネットワークを通じて最も効果的な取組を進めていこうとするムーブメントが起きていることは特筆すべきであり、諸外国における生物多様性保全に係るベストプラクティスや取組状況の共有が求められているといえる。

## 2 EUの生物多様性保全政策

### (1) ナチュラ 2000

多国間体制における生物多様性保全に関する国際的な枠組みとして、EUの生態系ネットワーク構築の重要性を踏まえた「ナチュラ 2000 (Natura 2000)」がある。

ナチュラ 2000 は、陸域及び海域の自然保護地域により構成され、ヨーロッパで特に絶滅の危機に瀕する種や保護価値の高い生息地の長期的な存続を確保することを目的としている。本枠組みは、1992年のEC<sup>20</sup>指令である「生態域保護指令 (directive habitats)」により指定される「保存特別区 (zone spéciale de conservation : ZSC)」を主としつつ、さらに1979年のEC指令である「鳥類保護指令 (directive oiseaux)」により指定される「特別保護区 (zone de protection spéciale : ZPS)」によって構成され、種及び生息地を保全するという一貫とした方針のための、欧州加盟国全域を対象としたネットワークである。

ナチュラ 2000 として指定された区域は、全ての人間活動が排除される厳格な自然保護区のシステムではなく、厳重に保護された保護区域を除いて、多くが個人所有地のままとされており、開発行為や人為的活動において種及び生息地との両立が図られるなど、経済・社会・文化的諸要件及び地域の特殊性が考慮されることとなっている<sup>21</sup>。

なお、EUの規制については、「指令(directive)」、「規則(regulation)」、「決定(decision)」、「勧告(recommendation)」、「見解(opinion)」の5種類が存在し、「指令(directive)」とは加盟国に直接適用されるものではなく、一定期間内に加盟国内で法制化することが義務付けられているものである<sup>22</sup>。そのため、候補地は第一次的には加盟国によって選定・提案され、選定後の保護管理も加盟国内の法制度の下行われる。欧州委員会は、欧州環境機関 (EEA) の補助を受けながら提案された候補地を分析し、生物地理学的レベルでの各生息地タイプと種の保全状況に対する候補地が適正かどうかを科学的に評価する。生態域保護指令に基づいて提案された候補地が適性であるとみなされると、候補地リストが欧州委員会によって採択され、加盟国はそこから遅くとも6年以内に保存特別区 (ZSC) として指定しなければならないこととなっている<sup>23</sup>。

EU加盟国内におけるナチュラ 2000の選定プロセスにおいては、「生物多様性保全と環境政策」<sup>24</sup>において、フランスの国内手続の詳細が紹介されている。それに拠れば、フラン

<sup>20</sup> 欧州共同体 (European Community)。1993年のマーストリヒト条約発効により欧州連合となった。

<sup>21</sup> European Commission, Natura 2000

[[https://ec.europa.eu/environment/nature/natura2000/index\\_en.htm](https://ec.europa.eu/environment/nature/natura2000/index_en.htm)] (最終検索日: 2022年1月4日)

<sup>22</sup> 環境省「諸外国における自然再生事業の特徴」

[<https://www.env.go.jp/nature/saisei/network/foreign/plan.html>] (最終検索日: 2022年1月14日)

<sup>23</sup> European Commission, Frequently asked questions on Natura 2000

[[https://ec.europa.eu/environment/nature/natura2000/faq\\_en.htm](https://ec.europa.eu/environment/nature/natura2000/faq_en.htm)] (最終検索日: 2022年1月15日)

<sup>24</sup> 畠山武道・柿澤宏昭編著『生物多様性保全と環境政策 先進国の政策と事例に学ぶ』(北海道大学出版会、2006年) 140-141頁

スにおけるナチュラ 2000 の国内実施にあたっては、保護区域の指定並びにその管理 (la désignation et la gestion) の双方にわたって、①契約手法の利用 (principe du contrat)、②当事者の自発的参加の重視 (principe de l'engagement volontaire des acteurs)、③透明性の確保 (principe de la transparence) 及び④討議の場の近接性の確保 (principe de la proximité du lieu du débat) という 4 つの原則が重視されているという。これは、ナチュラ 2000 という枠組みの趣旨を踏まえ、利害関係者との対話や協議による手続を尊重していることの表われといえよう。また、選定の各行政機関の役割について、保護区域の指定及び保護管理は県単位で行われることから、地域レベルでの合意形成の単位としては県が重視されるが、各地方における候補地選定のための合意形成の実務的役割を担うのは環境省の出先機関である州環境局 (Direction régionale de l'environnement)<sup>25</sup>とあり、国及び州・県の連携による手続が行われているようである。

しかしながら、フランスは 1979 年の野鳥保護指令に基づく特別保護区 (ZPS) の指定手続が狩猟家団体からの政治的圧力を理由に大きく立ち後れた前歴や、また、1992 年の生態域保護措置指令に基づく保護区域候補地リストの提出義務においても、フランスの対応の緩慢さが 2001 年の欧州裁判所による生態保護指令の義務違反の判決を招いたことも指摘しており<sup>26</sup>、生態系保全に係る利害関係者との調整や合意形成の困難さが見て取れる。



(図 1 - 1) ナチュラ 2000 ロゴマーク<sup>27</sup>

## (2) EU の生物多様性保全における近年の動向

### ア 欧州グリーンディール

2019 年 12 月に発足したウルズラ・フォン・デア・ライエン委員長率いる新欧州委員会

<sup>25</sup> 現在は組織改正により「地方環境・整備・住宅局 (Direction régionale de l'Environnement, de l'Aménagement et du Logement : DREAL) である。

<sup>26</sup> 畠山武道・柿澤宏昭編著『生物多様性保全と環境政策 先進国の政策と事例に学ぶ』(北海道大学出版会、2006 年) 150-151 頁

<sup>27</sup> European Commission, Resources: Logos

[<https://ec.europa.eu/environment/nature/natura2000/resources/logos.htm>] (最終検索日: 2022 年 3 月 25 日)

は、2019年から2024年の5年間にわたって取り組む6つの優先課題を打ち出した。その最優先課題とされる「欧州グリーンディール（European Green Deal）」は、2030年までの温室効果ガス55%削減と2050年までの気候中立（温室効果ガスの排出ネットゼロ）目標を達成するため、資源効率的かつ競争力のある経済への移行を掲げる50の行動計画を提唱する、EU環境政策の全体像を示したものである<sup>28</sup>。欧州グリーンディールを構成する政策としては、欧州気候法制定、持続可能なスマート・モビリティへの移行、環境に優しい農業と食の安全システム（Farm to Fork）など多岐にわたっており、生態系や生物多様性の保全・修復も支柱の一つとして含まれている（図1-2参照）。



（図1-2）欧州グリーンニューディール<sup>29</sup>

このように、欧州グリーンディールの実現に向けては、それを支える様々な政策が示されるが、「全体像を理解するには、単なる環境政策としてではなく、『EU社会・経済全体のドラスティックな構造転換の実現に向けた、産業・社会・金融・通商政策の新機軸となる包括的な成長戦略パッケージ』といった視点でとらえるのが良い」<sup>30</sup>とあり、EUにおいては環境政策と経済政策が表裏一体で進められるとともに、生物多様性政策は気候変動

<sup>28</sup> 駐日欧州連合代表部公式ウェブマガジン「脱炭素と経済成長の両立を図る『欧州グリーンディール』」  
<https://eumag.jp/behind/d0220/>（最終検索日：2022年1月5日）

<sup>29</sup> 欧州連合日本政府代表部「EU情勢概要（2020年10月）」  
<https://www.eu.emb-japan.go.jp/files/100145973.pdf>（最終検索日：2022年3月25日）

<sup>30</sup> 一般財団法人 日欧産業協力センター レポート「欧州グリーンディール EU POLICY INSIGHTS VOL.1」  
[https://www.eu-japan.eu/sites/default/files/publications/docs/eu\\_policy\\_insights\\_vol.1\\_for\\_web.pdf](https://www.eu-japan.eu/sites/default/files/publications/docs/eu_policy_insights_vol.1_for_web.pdf)（最終検索日：2022年3月25日）

対策と並行して進められていることが特徴的であると言える。

## イ 欧州生物多様性戦略 2030

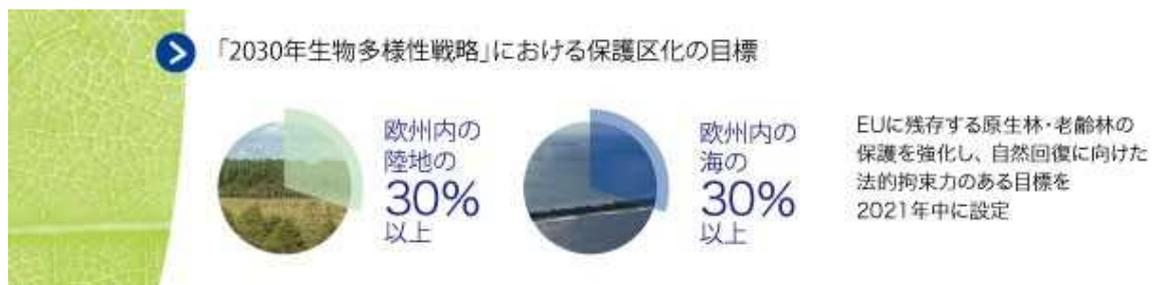
先述の欧州グリーンディールでは、生態系及び生物多様性の保全と再生について明示し<sup>31</sup>、守るべきは生態系全体であり、気候変動と生物多様性は互いに補完しあう重要な要素と位置づけた<sup>32</sup>。また、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で採択された愛知目標の達成状況の自己検証結果において、域内での規制の導入が不十分であり愛知目標を達成できなかったことを踏まえて、EUは2020年5月に「欧州生物多様性戦略2030」を策定した。これは、今後10年間におけるEU全体の生物多様性保護政策の基本指針を示すものであり、2030年までに生物多様性を回復軌道に乗せるとともに、2050年までに世界の生態系を再生するという野心的な目標を掲げるものである。

また、陸域の生態系保全、生物多様性の維持に大きな影響を与える分野の筆頭にあげられるのが農業であり、EUでは農業政策分野における持続可能な農業への移行を進めることとしている<sup>33</sup>。そのため、同戦略と併せて欧州グリーンディールの中核をなす「農場から食卓まで（Farm to Fork：F2F）戦略」も同時に発表されており、これら2戦略を両輪としながら、EUにおける自然、フードシステム、生物多様性の新たなバランスを提示するものと位置づけられる。

欧州生物多様性戦略2030で掲げられる2つの大きな目的としては、次のとおり<sup>34</sup>整理される。

### ① 自然保護区の拡大と強化

自然保護の施策として欧州の陸と海それぞれにおいて、EU域内の少なくとも30%を保護区化し、効果的に管理することを目指す。この目標達成に向け、絶滅危惧種の生息域など、生物多様性の保護の観点から重要である地域に対しては厳格な保護を実施しつつ、既存の「Natura 2000」に指定された地域をベースに各国内の自然保護地域を追加していく。



（図1-3）「2030年生物多様性戦略」における保護区化の目標<sup>35</sup> © 駐日欧州連合代表部

<sup>31</sup> European Commission, The European Green Deal [<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM%3A2019%3A640%3AFIN>]（最終検索日：2022年1月23日）

<sup>32</sup> 一般財団法人 日欧産業協力センター レポート「欧州グリーンディール EU POLICY INSIGHTS VOL.8」 [<https://www.eu-japan.eu/sites/default/files/publications/docs/EU-Policy-Insights-8.pdf>]（最終検索日：2022年3月31日）

<sup>33</sup> 小林浩史「生物多様性保全と農業活動の持続可能性：EUの動向から」（『視点・論点』、日本政策投資銀行設備投資研究所、2021年）1頁

<sup>34</sup> 駐日欧州連合代表部公式ウェブマガジン「世界の生物多様性保護の取組をリードするEU」 [<https://eumag.jp/behind/d1021/>]（最終検索日：2022年1月23日）

<sup>35</sup> 一般財団法人 日欧産業協力センター レポート「欧州グリーンディール EU POLICY INSIGHTS

## ② 生態系の再生

劣化した生態系の再生のために、「2030年生物多様性戦略」では、新たな「EU自然再生計画」の策定も提案されている。具体的には以下のような取組を含む、拘束力のある目標を設定し、自然回復のための新たな法的枠組み案を作成していくこととしている。

- ・ 有機農法を拡大し、生物多様性に富んだ農地を増加させる
- ・ 受粉昆虫の減少を食い止め、増加に転じさせる
- ・ 2万5,000km以上の河川で、自然の流れを維持できるようにする
- ・ 2030年までに農薬の使用とリスクを50%削減する
- ・ 2030年までに30億本の植樹を実現する



(図1-4) 欧州の海と陸の生態系を回復させるための主な取組<sup>36</sup> © 駐日欧州連合代表部

なお、同戦略に掲げたナチュラ 2000 の拡大やグリーンインフラストラクチャーへの投資などのために、少なくとも年間200億ユーロ以上の予算が投入されるとされている。また、EUの気候変動対策予算の約25%を「生物多様性と自然に基づく解決策」に投資することも定められている。さらに、欧州委員会は生物多様性への取組をEU全体で推進していくために、包括的なガバナンスの枠組みを整備し、科学的知見・政策立案・実践をつなぐ生物多様性パートナーシップの促進や、生物多様性の損失を含む環境コストを反映した税制・価格設定の導入なども進めるとされている。

COP15における採択を前に、EUがこのような野心的目標を掲げ、世界合意に向けた議論をリードしていくことは、フランスを始めEU加盟国への施策に大きく影響を与えるとともに、とりわけ自然保護区の拡大及び生態系再生において、取組の加速化が図られるものと考えられる。

## ウ 欧州受粉媒介昆虫イニシアティブ

EUの生物多様性保全及び先述した同保全政策に紐づく「農場から食卓まで(F2F)戦

VOL.8] [\[https://www.eu-japan.eu/sites/default/files/publications/docs/EU-Policy-Insights-8.pdf\]](https://www.eu-japan.eu/sites/default/files/publications/docs/EU-Policy-Insights-8.pdf) (最終検索日: 2022年3月31日)

<sup>36</sup> 一般財団法人 日欧産業協力センター レポート「欧州グリーンディール EU POLICY INSIGHTS VOL.8] [\[https://www.eu-japan.eu/sites/default/files/publications/docs/EU-Policy-Insights-8.pdf\]](https://www.eu-japan.eu/sites/default/files/publications/docs/EU-Policy-Insights-8.pdf) (最終検索日: 2022年3月31日)

略」の重要課題として、受粉媒介昆虫保全の取組が近年広がりを見せている。ここ数十年の間に、ミツバチ、チョウ、ホタル、ガなどのヨーロッパの野生受粉媒介昆虫については、ヨーロッパにおける生息域と多様性が劇的に減少しているとともに、多くの種が絶滅の危機に瀕しており、ハチやチョウの3種に1種は個体数が減少、10種に1種は絶滅の危機に瀕しているという。また、EUの農作物や顕花植物の約80%が、少なくとも部分的には生物による受粉に依存しており、このような受粉媒介昆虫がいなければ、多くの植物種が減少・消滅し、自然の存続、人間の福利厚生、経済が脅かされることになる。EUの年間農業生産高のうち、約37億ユーロが昆虫の送粉者に直接依存している<sup>37</sup>。

一方、ドイツでは1989年から2016年まで63の自然保護地域における定期観測において、羽のある昆虫のバイオマスが76%減少したことが判明し、その主要な原因が農業である可能性が指摘され、農薬の使用に対する厳しい意見が増えていったとともに、2019年の「ハチを救え」というスローガンによる生物多様性保全と有機農業の推進を訴えるキャンペーン活動に発展、改正・自然保護法に至っているという動きもある<sup>38</sup>。

第二章で後述するフランスの「受粉媒介昆虫と受粉のための全国計画2021-2026」に拠れば、既にEUは2007年から世界における欧州の養蜂の競争力を維持するための取組を実施してきたとあり、欧州委員会による調査やEU理事会から欧州委員会に対するミツバチの保護に関する政策拡大への要請、欧州議会におけるミツバチの健康に関する決議を経て、養蜂振興のためのEUの取組が開始されている。

2018年になると、既存の受粉媒介昆虫の巣の保護に関する規則、欧州共通農業政策(CAP)、養蜂に対する支援、ミツバチを保護するための有害農薬の使用に関する規制の適用等だけでは受粉媒介昆虫の保護には限界があることが確認されたために、野生及び飼育されている両方の受粉媒介昆虫に関し、欧州委員会による「欧州受粉媒介昆虫イニシアティブ」が開始された。

また、本イニシアティブを強化するため、欧州会計検査院はその特別報告書第15/2020号において既存の政策及び法規の枠内における、受粉媒介昆虫のさらなる保護に向けた勧告を行っている。この報告書によれば、EUは今後、受粉媒介昆虫の観察フォローアップシステムの発展、受粉媒介昆虫の減少の原因とそれがもたらす影響に関する研究強化、受粉媒介昆虫に関する知識の集積、EU政策による受粉媒介昆虫の保護への貢献、受粉媒介昆虫保護のための市民と企業の協力の推進に取り組む意向<sup>39</sup>とされている。

2021年5月の本イニシアティブの進捗報告では、欧州委員会は国や地方自治体が受粉媒介昆虫戦略を策定することが奨励された<sup>40</sup>。先述の欧州生物多様性戦略においてもその

---

<sup>37</sup> European Commission, *Progress in the implementation of the EU Pollinators Initiative*, Brussels, 2021

<sup>38</sup> 香坂玲、石井圭一『有機農業で変わる食と暮らしーヨーロッパの現場から』(岩波ブックレット1044、2021年)24頁

<sup>39</sup> Ministère de la Transition écologique, Plan national en faveur des insectes pollinisateurs et de la pollinisation 2021-2026

[[https://www.ecologie.gouv.fr/sites/default/files/2021.11.21\\_Plan\\_pollinisateurs.pdf](https://www.ecologie.gouv.fr/sites/default/files/2021.11.21_Plan_pollinisateurs.pdf)] p.11 (最終検索日: 2022年3月31日)

<sup>40</sup> European Commission, *Progress in the implementation of the EU Pollinators Initiative*, Brussels, 2021

保全の重要性が前面に打ち出されており、生物多様性保全における農業政策との関連や受粉媒介昆虫保全の取組の動向は、欧州の生物多様性保全政策の特徴の1つとして、今後注視すべきといえる。

ここまで、生物多様性の概念、その価値や脅威にある現状及び国際ルールである生物多様性条約の制定の背景と EU の動向について概観した。

次章では、フランスにおける生物多様性の状況とフランス政府による保全政策及び自治体各層の生物多様性保全に係る諸権限の整理を試みることにする。

## 第2章 フランスの生物多様性保全政策

### 第1節 フランスの生物多様性保全に係る取組

#### 1 フランスの生物多様性

##### (1) 世界各地に多様な自然地域を有するフランス

フランス本土は、欧州大陸の西南部に位置し、コルシカ島をはじめ島嶼部を除くと、対角線をおよそ 1,000km とするほぼ正六角形をなす。フランス本土の面積は約 55 万 km<sup>2</sup> で、日本の 1.5 倍に相当するが、その3分の2を平野が占めている。大西洋のメキシコ湾流と偏西風の影響を受けて、高緯度<sup>41</sup>に位置しながらも温和な気候である。

第2次世界大戦以降、アフリカと東南アジアにおける旧植民地の大部分が独立したものの、現在フランスは 12 の海外領土を有する。南米大陸の仏領ギアナ及び領有権を主張する南極大陸の一部を除くと全て島で、北大西洋（サン＝ピエール＝エ＝ミクロン）、カリブ海（グアドループ等）、インド洋（レユニオン、マイヨット）、南太平洋（タヒチ等）と世界の広範囲に及び、海外領土の面積は約 12 万 km<sup>2</sup><sup>42</sup>となっている。

このように、フランスは世界各地に領土を有し、また、その排他的経済水域は世界第2位の規模であるが、この広範に渡る領土の多様な自然の中には、現在、180,000 以上の生物種が登録されている。これは地球上で既に知られている種の 10%に該当する<sup>43</sup>。また、世界 36 のホットスポット<sup>44</sup>のうち、地中海、カリブ海、インド洋、ポリネシア、ニューカレドニアの5つにフランスの海外領土が含まれている。なお、フランスはギアナにおいて熱帯雨林をはじめとする熱帯生態系を領土として有する数少ないヨーロッパ諸国のひとつでもある。

フランスの領土は、次の6種類の生態系に大別される<sup>45</sup>。

- ① 岩石・高山の生態系：アルプス、ピレネー、コルシカ島を中心に、フランスの国土の2%を占める。
- ② 海洋・沿岸の生態系：フランスの海洋面積は、本土面積の約20倍に相当する1,000万km<sup>2</sup>を超え、そのうち97%は海外領土である。さらに、サンゴ礁の総面積は世界第4位である。
- ③ 農業生態系：農業のために耕作又は使用されているすべての土地を指し、フランス本土の54%を占める。
- ④ 森林生態系：フランス本土では1,640万ヘクタール、海外領土では主に熱帯林によ

<sup>41</sup> フランス南部のマルセイユと札幌市が同緯度である。

<sup>42</sup> (一財)自治体国際化協会パリ事務所『フランスの地方自治 平成29年(2017年)改訂版【全章統合版】』((一財)自治体国際化協会、2020年)1-2頁

<sup>43</sup> Ministère de la Transition écologique, Biodiversité : présentation et enjeux [[https://www.ecologie.gouv.fr/biodiversite-presentation-et-informations-cles#scroll-nav\\_2](https://www.ecologie.gouv.fr/biodiversite-presentation-et-informations-cles#scroll-nav_2)] (最終検索日:2022年3月25日)

<sup>44</sup> 生物多様性ホットスポットとは、1500種以上の固有維管束植物(種子植物、シダ類)が生息しているが、原生の生態系の7割以上が改変された地域のことで、これまでに世界で36ヵ所が選定されている。日本もホットスポットの1つである。

<sup>45</sup> Ministère de la Transition écologique, Biodiversité : présentation et enjeux [[https://www.ecologie.gouv.fr/biodiversite-presentation-et-informations-cles#scroll-nav\\_2](https://www.ecologie.gouv.fr/biodiversite-presentation-et-informations-cles#scroll-nav_2)] (最終検索日:2022年2月22日)

る 900 万ヘクタールが森林地帯となっており、豊かな生物多様性を有する。

- ⑤ 都市の生態系：都市では、森林域や湿地に加えて、田畑や庭園を含めた様々な自然空間がある。
- ⑥ 大陸の湿地と水生環境：河川、湿地、池、沼地、貯水池、マングローブ、滞留水、流水、淡水、塩水等、湿地と水生生態系は広範囲に存在する。



(図 2-1) フランス領土と生物多様性ホットスポット<sup>46</sup>

## (2) フランスにおける生物多様性への脅威

フランスのエコロジー転換省によれば<sup>47</sup>、フランスは国際自然保護連合（IUCN）による「2018 年版レッドリスト」において、世界的に脅威にさらされている種の数が最も多い 10 カ国のうちの 1 つ（1,301 種）であり、また、ヨーロッパで脅威にさらされている生息地 68%がフランス本土に存在するという。

また、フランス本土では、哺乳類の 14%、爬虫類の 24%、両生類の 23%、繁殖期の鳥類の 32%、そして淡水魚の 19%が絶滅の危機に瀕しているという。

海外領土では、レユニオンに生息する鳥類の 3 分の 1 以上が脅威にさらされているか、既に消滅している状況にある。また、ギアナでは鳥類と魚類の 13%、海洋哺乳類の

<sup>46</sup> 在日フランス大使館経済部「環境連帯移行省『行動するフランス（報道発表資料）』」  
<https://www.tresor.economie.gouv.fr/Articles/3c192b68-5e38-49cb-bee3-96c0822cedce/files/e3f50eae-267d-4d04-9bd3-2505b34d28e4>（最終検索日：2022 年 3 月 5 日）

<sup>47</sup> Ministère de la Transition écologique, Biodiversité : présentation et enjeux  
[https://www.ecologie.gouv.fr/biodiversite-presentation-et-informations-cles#scroll-nav\\_2](https://www.ecologie.gouv.fr/biodiversite-presentation-et-informations-cles#scroll-nav_2)（最終検索日：2022 年 2 月 22 日閲覧）

16%が、マルティニークでは爬虫類の47%、軟体動物の28%、鳥類の21%が絶滅の危機に瀕している状態にある。

このように、フランスでは海外領土も含めて陸域及び海域の広範で豊かな自然を有しているが、一方で、都市化や交通インフラの開発による自然環境の破壊と断片化、野生種の乱獲や森林伐採、密猟、水利用、土壌や大気汚染、気候変動や侵略的外来種を主な原因とする生物多様性の減退が生じているとされる。

フランスには、世界の各地にまたがる生物の多様性保全において大きな役割を担うとともに、都市部と自然地域の両領域に対する率先した取組や行動が期待されよう。

なお、本稿で扱うフランスの生物多様性政策については、フランスの各海外領土で大きく異なる自然条件や自治制度の特殊性を踏まえ、フランス本土のみを対象とする。

## 第2節 フランス政府による生物多様性政策

### 1 生物多様性に係る主な法律

フランスでは、「2012年環境会議」における「フランスを生物多様性の回復という観点から模範的な国家にする」<sup>48</sup>という合意に基づき、2016年に「生物多様性、自然及び景観の回復のための法律」が制定され、本法律に掲げられた課題に対する取組を加速化させるための国内体制強化や、生物多様性行動計画を通じた全政府の一貫した政策統合と自治体を含むすべてのアクター動員のための取組が図られている。

また、対外的には、2017年のエマニュエル・マクロン政権発足以来、フランス国内におけるIPBES総会（2019年5月、於：パリ）、生物多様性ワン・プラネット・サミット（2021年1月、於：パリ）<sup>49</sup>、第7回IUCN自然保護会議（2021年9月、於：マルセイユ）及びワン・オーシャン・サミット（2022年2月、於：ブレスト）といった世界の生物多様性政策における重要な目標やメッセージを発する各国際会議を積極的に誘致・開催するといった動きがみられるなど、気候変動分野と並び生物多様性分野でのプレゼンスの向上が図られてきた。

ここでは、フランス国家レベルでの生物多様性に係る主要な法律について概観する。

#### （1）生物多様性、自然及び景観の回復のための法律

今日、フランスにおける生物多様性を保全するための包括的な法令として、2016年に「生物多様性、自然及び景観の回復のための法律（loi pour la reconquête de la

---

<sup>48</sup> Ministère de la Transition écologique, La conférence environnementale [<https://www.ecologie.gouv.fr/conference-environnementale>]（最終検索日：2022年2月28日）

<sup>49</sup> マクロン大統領の進行により開催された本会議において、日本を含む50か国が2030年までに世界の陸域と海域の30%を保護区とすることを約束した。この目標を実現するため、フランスは当該会議後に「国家保護地域戦略2021-2030」及び「行動計画2021-2023」を策定・発表している。

Ministère de la Transition écologique, Lancement de la Stratégie nationale Aires Protégées 2021-2030 et présentation du premier plan d'actions (2021-2023) [<https://www.ecologie.gouv.fr/lancement-strategie-nationale-aires-protégees-2021-2030-et-presentacion-du-premier-plan-dactions>]（最終検索日：2022年2月26日）及びMinistère de la Transition écologique, Bérangère Abba dévoile le premier plan d'action triennal (2021-2023) de la stratégie nationale aires protégées [<https://www.ecologie.gouv.fr/berangere-abba-devoile-premier-plan-daction-triennal-2021-2023-strategie-nationale-aires-protégees>]（最終検索日：2022年2月26日）

biodiversité, de la nature et des paysages (以下「2016年生物多様性法」という。))が制定されている。エコロジー転換省に拠れば<sup>50</sup>、1976年の「自然保護法 loi sur la protection de la nature」、1993年の「景観の保護及び活用に関する法律 (loi sur la protection et la mise en valeur des paysages)」を経て、2016年生物多様性法にダイナミックで新しいビジョンを明記したとし、自然遺産の保護及び価値の向上を目指すとともに、フランスを環境及び「緑と水 (verte et bleue)」のネットワーク<sup>51</sup>の優れた国とすることを目指している。

同法では、環境破壊に対する補償制度の確立と汚染者負担の強化・定着を図ること、生物多様性の保全と人間活動をつなぐ「緑と水の生態学的ネットワーク」の原則を確立すること、そして、法文の環境保護に関する規定はそれを絶えず改善するものでなければならず、それを後退させるようなものであってはならないという原則を確立することが定められている。具体的には、調査データの拡充による知見の向上や、公共及び民間の各開発事業における「回避－低減－補償 (éviter-réduire-compenser)」手順の強化、地方自治体の気候エネルギー関連計画への都市の生物多様性配慮の統合、そして、商業都市開発における環境側面の統合を図ることとしている。

また、生物多様性は全ての人に関わるとの観点から、生物多様性に関する議論を進める国及び州の社会的・専門的委員会を設置するとともに、生物に関する特許出願の増加が技術革新の抑制となることを避けるため、本質的に生物学的プロセスによるものとされる製品の特許は禁止とした。

更には、絶滅の危機に瀕する種や生態系が脆弱な地域、環境の質を保全するため、関連する国内各保護計画を統合することや、新海洋保護区の設置等による海洋生物多様性の保全や景観配慮を定めている。この他にも、海洋汚染削減のために2018年から化粧品のプラスチック製マイクロビーズを禁止すること、そして、受粉媒介昆虫及び人への健康を守るために2018年9月1日からネオニコチイド系農薬を禁止すること等を定めている。

そのほか、同法では2011年に署名した名古屋議定書の批准を承認するとともに、生物多様性政策に係る4つの組織<sup>52</sup>を統合した新たな国の専門機関である「生物多様性庁 (Agence française pour la biodiversité)」の設置を認めるものとなっており、地方自治体は、生物多様性のための活動を加速させることを目的に州生物多様性公社 (Agence régionale de la biodiversité : 以下「ARB」という。) を設立することが可能となった。また、州には生物多様性のリーダーとしての役割と、国の生物多様性戦略を考慮した地域の生物多様性戦略 (Stratégie régionale pour la biodiversité : SRB) を策定することが

---

<sup>50</sup> Ministère de la Transition écologique, Loi pour la reconquête de la biodiversité, de la nature et des paysages [<https://www.ecologie.gouv.fr/loi-reconquete-biodiversite-nature-et-des-paysages>] (最終検索日 : 2022年2月25日)

<sup>51</sup> 「緑と水のネットワーク (trame vert et bleu : TVB)」は、2009年「グルネル第一法 (loi Grenelle 1)」において定められた、緑地関係を「緑」、水関係を「青」とし、動植物のためにそれらをつなぐ回廊を保全する等の生態系再構築を目的としたものであり、自治体の都市計画文書や環境関連計画などにおいて配慮することとなっている。

<sup>52</sup> 水環境局 (Office national de l'eau et des milieux aquatiques)、海洋保護区庁 (Agence des aires marines protégées)、国立公園 (établissement des Parcs nationaux)、自然保護区技術部 (Atelier technique des espaces naturels) を統合した。

義務付けられ、ARBによる策定支援とその実施状況の管理についても規定されている。

なお、その後2019年に「狩猟・野生動物庁 Office national de la chasse et de la faune sauvage (ONCFS)」を統合した生物多様性庁 (Office français de la biodiversité) (以下「OFB」という。)を創設する法案が可決され、2020年より同庁は発足している<sup>53</sup>。

2016年生物多様性法については、第三章で後述するブルゴーニュ・フランシュ・コンテ州のステファン・ヴォワナロスキー生物多様性及び水担当議員が次のように総括している。

「本法律は、名称を『生物多様性、自然及び景観の回復のための法律』としていることから、それまで行われてきた生物多様性保全に係る取組を総括するものであり、様々な課題をまとめるとともに、例えばネオニコチノイドの使用禁止や、州の生物多様性公社の設立などを含めて、フランスの今後の行動・方針を定め、どのような方向に向かっていくかを指し示している。」

このように、これまで既存の環境法への統合や個別法により対応していた生物多様性分野の政策が、本法律の制定によって、より今日的な課題や具体的な行動指針も含めた包括的かつ基本となるルールとして確立されたといえよう。

## 2 フランス政府の生物多様性保全に係る諸政策

### (1) 生物多様性国家戦略

フランスは、1994年に生物多様性条約に批准し、締約国としての責務を具現化するため、2004年～2010年を対象とする最初の生物多様性国家戦略 (Stratégie nationale pour la biodiversité) (以下「仏国家戦略」という。)を策定した。第一次仏国家戦略は、農業、森林、交通インフラ、観光を含む約10の分野別行動計画を統合する形で策定され<sup>54</sup>、続けて第二次仏国家戦略 (2011年～2020年)は、前戦略の評価を踏まえつつ、フランス本土及び海外領土におけるすべての関係アクターが参画することを目的に、2010年のCOP10によって採択された2011年以降の新戦略計画・愛知目標にも対応するものとして改訂された<sup>55</sup>。

2022年2月現在、愛知目標の達成状況や先述のIPBESによる報告を踏まえて、この先10年に向けた生物多様性衰退の逆転と社会の変革的措置を促すことを目指した第三次仏国家戦略 (2021年～2030年) 策定に向けた作業が進められている<sup>56</sup>。

---

<sup>53</sup> Ministère de la Transition écologique, La loi sur la création de l'Office français de la biodiversité est adoptée [<https://www.ecologie.gouv.fr/loi-sur-creation-loffice-francais-biodiversite-est-adoptee>] (最終検索日：2022年2月25日)

<sup>54</sup> Ministère de la Transition écologique, Stratégie nationale pour la biodiversité Bilan 2004-2010 [<https://www.ecologie.gouv.fr/sites/default/files/Strat%C3%A9gie%20nationale%20pour%20la%20biodiversite%C3%A9%20E2%80%93%20Bilan%202004-2010.pdf>] (最終検索日：2022年2月25日)

<sup>55</sup> Ministère de la Transition écologique, Stratégie nationale biodiversité 2030 [[https://www.ecologie.gouv.fr/strategie-nationale-biodiversite#scroll-nav\\_3](https://www.ecologie.gouv.fr/strategie-nationale-biodiversite#scroll-nav_3)] (最終検索日：2022年2月25日)

<sup>56</sup> COP15における「ポスト2020生物多様性枠組」の採択を待っているものと思われる。

第三次戦略の進捗について公表しているポータルサイト<sup>57</sup>によれば、新戦略は過去の戦略の経験から、公共・民間を問わず、生物多様性に影響を与える全ての部門及び分野における全レベルでの動員を可能にすべきものであるとともに、すべての公共政策が生物多様性に有利に働くようにすることも国家の課題として掲げている。

そのため、第三次国家戦略の改訂においては、最初の作業としてオンラインを通じた国内関係団体、市民及び諮問機関等によるワーキンググループからの意見徴収プロセスが実施された<sup>58</sup>。その結果、各地域の自治体等公的機関による約 280 の関係団体から約 800 件の提案が寄せられるとともに、一般市民約 3,500 人からは約 2,300 件の意見が寄せられた。他方、国内で5つの分野別ワーキンググループが開催され、そこで示された提言をも踏まえて、第三次生物多様性国家戦略は次の3つの大原則及び4つの構造軸により構成されることが発表されている<sup>59</sup>。

#### < 3つの大原則 >

- ① 資源と種の利用抑制
- ② 気候変動政策との補完性
- ③ 省庁間連携と他の国家及び地域政策への統合

#### < 4つの構造軸 >

- ① 生態系の回復と保護
- ② 生物多様性のサービス及び資源の持続可能で公平な利用
- ③ 啓発及び教育による社会の動員
- ④ 効果的で包括的なガバナンス

本国家戦略の改訂作業が進められていた 2021 年 9 月、フランスが誘致した国際自然保護連合（IUCN）による第 7 回世界自然保護会議がマルセイユ市で開催され、フランスはこの機会に当該原則及び構造軸を発表した。

第 3 次国家戦略は、今後具体的な目標や施策を盛り込み、2022 年上半期に採択されることとなっている<sup>60</sup>。生物多様性の保全を、すべての人が自分事として捉え、行動へとつなげるために、策定過程ではより民主主義的プロセスが尊重されているとともに、大原則においては、気候変動との補完性や他の公共政策との一貫性が前面に示されることとな

---

<sup>57</sup> Ministère de la Transition écologique, Stratégie nationale biodiversité, La démarche [<https://strategie-nationale.biodiversite.gouv.fr/la-demarche>]（最終検索日：2022 年 2 月 26 日）

<sup>58</sup> Ministère de la Transition écologique, Stratégie nationale biodiversité, Synthèse des consultations [<https://strategie-nationale.biodiversite.gouv.fr/synthese-des-consultations>]（最終検索日：2022 年 2 月 26 日）

<sup>59</sup> Ministère de la Transition écologique, Biodiversité.gouv.fr, Stratégie nationale pour la biodiversité : les priorités se dessinent [<https://biodiversite.gouv.fr/actualite/strategie-nationale-pour-la-biodiversite-les-priorites-se-dessinent>]（最終検索日：2022 年 2 月 25 日）

<sup>60</sup> Ministère de la Transition écologique, Stratégie nationale biodiversité, Calendrier de la démarche [<https://strategie-nationale.biodiversite.gouv.fr/calendrier-de-la-demarche>]（最終検索日：2022 年 2 月 25 日）

った。本戦略が、今後どのように自治体政策へ反映され、実践されていくのか、注目される。



(図2-2) 第7回 IUCN 自然保護会議会場及びマルセイユ市内カラंक国立公園<sup>61</sup>

## (2) 生物多様性計画

生物多様性国家戦略が生物多様性条約締約国に基づき、国家全体のあるべき姿を示すものである一方、「生物多様性計画 (Plan biodiversité)」は2016年生物多様性法で掲げた目標の達成を目指すと同時に、第二次仏国家戦略を加速化させることを目的に策定されている<sup>62</sup>。ニコラ・ユロ前国務大臣兼エコロジー転換大臣時に、「気候計画」に次ぐ第二の柱となる計画として<sup>63</sup>2018年7月に発表された。「生物多様性を保全することは国民を守ること」と掲げ、すべての利害関係者の行動を促すとともに、気候変動対策で示したリーダーシップを活かして気候変動対策と生物多様性政策をつなぎ、政府全体の政策における一貫性を確保しようとするものである<sup>64</sup>。

本計画は、次の6つの基本軸に24の目標と90の行動が紐づいており、2016年生物多様性法で示された各取組や愛知目標に対する具体的な行動を促すものとなっている。

- ① 地域の生物多様性回復
- ② 汚染がなく生物多様性への影響が少ない経済の構築
- ③ 自然の全構成要素における保護と回復
- ④ 生物多様性のための野心的な欧州及び国際的ロードマップの展開
- ⑤ 知る、教育する、訓練する
- ⑥ 様々な生物多様性政策の効率性を改善する

<sup>61</sup> 2021年9月4日、マルセイユ市内にて著者撮影。

<sup>62</sup> Ministère de la Transition écologique, Plan biodiversité [<https://www.ecologie.gouv.fr/plan-biodiversite>] (最終検索日：2022年2月26日)

<sup>63</sup> 在日フランス大使館経済部「環境連帯移行省『行動するフランス (報道発表資料)』」 [<https://www.tresor.economie.gouv.fr/Articles/3c192b68-5e38-49cb-bee3-96c0822cedce/files/e3f50eae-267d-4d04-9bd3-2505b34d28e4>] (最終検索日：2022年2月26日)

<sup>64</sup> Ministère de la Transition écologique, Plan biodiversité [<https://www.ecologie.gouv.fr/plan-biodiversite>] (最終検索日：2022年2月26日)

### (3) 受粉媒介昆虫と受粉のための全国計画 (2021~2026)

本原稿を執筆していた 2021 年 11 月、エコロジー転換省及び農業・食料省は共同で「受粉媒介昆虫と受粉のための全国計画 (2021~2026) (Plan national en faveur des insectes pollinisateurs et de la pollinisation 2021-2026) (以下「受粉媒介昆虫計画」という。)」を公表した。同計画に拠ると、フランス本土における植物の有性生殖に不可欠となる受粉を行う動物は昆虫のみとされている<sup>65</sup>。世界の顕花植物のうち、約 90%が昆虫による受粉によるものであり、また、農作物については4分の3 (果物、野菜、採油植物及びマメ科の植物等) が昆虫により受粉され、植物種によっては、その生産量、種子と果実の質、栄養価、形や味の質が受粉の質に左右される。遺伝子が異なる個体間の受粉は、植物の遺伝子の交配を可能にするため、植物の多様性、生態系と農業生態系が保障される。

また、受粉による世界の農業経済価値は 2005 年には 1530 億ユーロであったと推定され、これは世界の人類の食糧用農産物全体の 10%に相当する。欧州では 142 億ユーロ、またフランスについては 23 億ユーロから 53 億ユーロとされ、受粉媒介昆虫がいなくなることによる農業の損失は、2280 億ユーロから 3100 億ユーロと推定されるという。

養蜂業はミツバチが受粉に果たす役割と、ハチミツ及びその関連商品の生産の点から、農業経済の重要な活動の 1 つであり、ミツバチの保護は農業生態系に重要である。

一方で、ミツバチのみでは全ての植物受粉を媒介することはできず、野生の昆虫が受粉に果たす役割も忘れてはならないとされるが、野生のハチや受粉媒介昆虫の減少が学術関係者により確認されているという。先進国における受粉媒介昆虫の数は 50 年ほど前から減少傾向にあるが、20 年ほど前からはその減少速度が早まっており、その原因は受粉媒介昆虫の餌や巣の減少と質の低下、集約農業等の栽培手法と農村の景観管理、輪作、農薬の使用、捕食動物、病気や健康状態の悪化をもたらす生物学的リスク等とある。また、気候変動による植物生育地や生物学的サイクルが変わってきていることも受粉媒介昆虫生存のマイナス要因となっている<sup>66</sup>。

このように、欧州やフランスでは受粉媒介昆虫の減少が農業ひいては人々の経済や生活危機に直結するという認識から、ミツバチを始めとする全ての受粉媒介昆虫の生息地を回復、利用可能な食料資源の改善、そして、受粉によって提供される生態系サービスの回復を目的とした本計画が策定された。

なお、フランスでは本計画の前身である「ミツバチと野生受粉媒介昆虫保全のための『フランス・受粉媒介昆虫の地』計画 2016~2020 (« France Terre de pollinisateurs » pour la préservation des abeilles et des insectes pollinisateurs sauvages (2016-2020))」が 2016 年生物多様性法と同年に策定されており、これまでも保全のための取組や行動が進められている。

<sup>65</sup> 欧州以外では鳥やコウモリも受粉に重要な役割を果たしていると言われる。

<sup>66</sup> Ministère de la Transition écologique, Plan national en faveur des insectes pollinisateurs et de la pollinisation 2021-2026 [[https://www.ecologie.gouv.fr/sites/default/files/2021.11.21\\_Plan\\_pollinisateurs.pdf](https://www.ecologie.gouv.fr/sites/default/files/2021.11.21_Plan_pollinisateurs.pdf)] pp.6-10 (最終検索日: 2022 年 3 月 31 日)

2021年以降を対象とする本計画においては、次の6つの主要軸が示されている。

- ① 科学的知識の向上
- ② 農家、養蜂家、林業家のための経済的テコ入れ (levier) と支援
- ③ 他の活動セクターへの支援 (都市開発、鉄道や高速道路などの線形インフラ、工業用地、大規模用地、保護地域)
- ④ ミツバチをはじめとする受粉媒介昆虫の健全性維持
- ⑤ 農薬の許認可・使用における受粉媒介昆虫保護に関する規則制定
- ⑥ 受粉媒介昆虫にやさしい農業実践の共有

このうち、自治体の生物多様性政策に関しては、とりわけコミュニケーション<sup>67</sup>に大きく関わる都市計画分野において、主要軸③が示されている<sup>68</sup>。

「行動 3-1 持続可能な開発のための公共政策の一環として、都市化された地域の開発及び管理における受粉媒介昆虫対策を推進する。

3.1.1 公選の議員、都市計画機関及び委託を受けるコンサルタント会社に対し、都市計画文書の策定において受粉媒介昆虫や受粉を考慮すること、また、受粉媒介昆虫にとって好ましい環境の保全を強化するため、受粉媒介昆虫用の空間を都市の外郭に確保することを奨励する。

3.1.2 都市計画者に、特定の都市空間や開発の設計・管理において、受粉媒介昆虫と受粉を考慮し、これらの種やその環境、それらが提供する生態系サービスに好ましいものとするよう奨励する。

3.1.3. 受粉を媒介する昆虫や受粉への配慮を自治体で強化するため、「花咲く都市・村 (villes et villages fleuris)」全国協議会とのパートナーシップを構築する。また、2016年に設立された UNAF の全国ラベル「APIcité®」は、ミツバチと野生の花粉媒介者の保護に地方自治体が関与することを目的とする。」

このように、欧州生物多様性戦略 2030 年や生物多様性国家戦略のほか、EU 共通農業政策 (PAC) 等の関係計画に基づき、フランスでは受粉媒介昆虫の保全が1つの国家政策として示され、農業及び環境両分野による知見の収集や生態系保全、農薬規制等が図られている。本アプローチは、農業大国である欧州やフランスにおける生物多様性政策の特色のひとつであるといえ、保全に向けた取組の事例は、今後の日本の農村地域を含む生物多様性政策において参考になるものと思われる。

#### (4) 自治体向けプログラム

生物多様性に関し、国が地方自治体を対象としている主なプログラムには、次の各事業が挙げられる。

<sup>67</sup> 日本の市町村に相当するフランスの基礎自治体である。

<sup>68</sup> Ministère de la Transition écologique, Plan national en faveur des insectes pollinisateurs et de la pollinisation 2021-2026  
[[https://www.ecologie.gouv.fr/sites/default/files/2021.11.21\\_Plan\\_pollinisateurs.pdf](https://www.ecologie.gouv.fr/sites/default/files/2021.11.21_Plan_pollinisateurs.pdf)] pp.53-55 (最終検索日：2022年3月31日)

## ア コミューン生物多様性アトラス

2010年、エコロジー転換省はコミューンのための生物多様性アトラス（Atlas de la biodiversité communale : ABC）開発プロジェクトを立ち上げた。OFBの生物多様性アトラス（地図帳の意。以下「アトラス」という。）に関する説明<sup>69</sup>に拠れば、「コミューン生物多様性アトラス」とは、地域に存在する環境と生物種の目録であり、自然遺産を保全するためコミューンの議員、市民、アソシアシオン<sup>70</sup>、事業者等すべての関係者を巻き込み作成するものである。このアトラスにより、生物多様性の問題を地域規模で図録化することが可能となり、コミューンにとってはデータ蓄積や意思決定ツールの基礎となるとともに、生物多様性の問題を計画や管理のプロセスに落とし込むことを容易にする。

今日では、2,400以上のコミューンがいずれかのアトラスの中に含まれており、フランス本土及び海外領土の338事業がOFBから財政支援を受ける形で策定されているという。

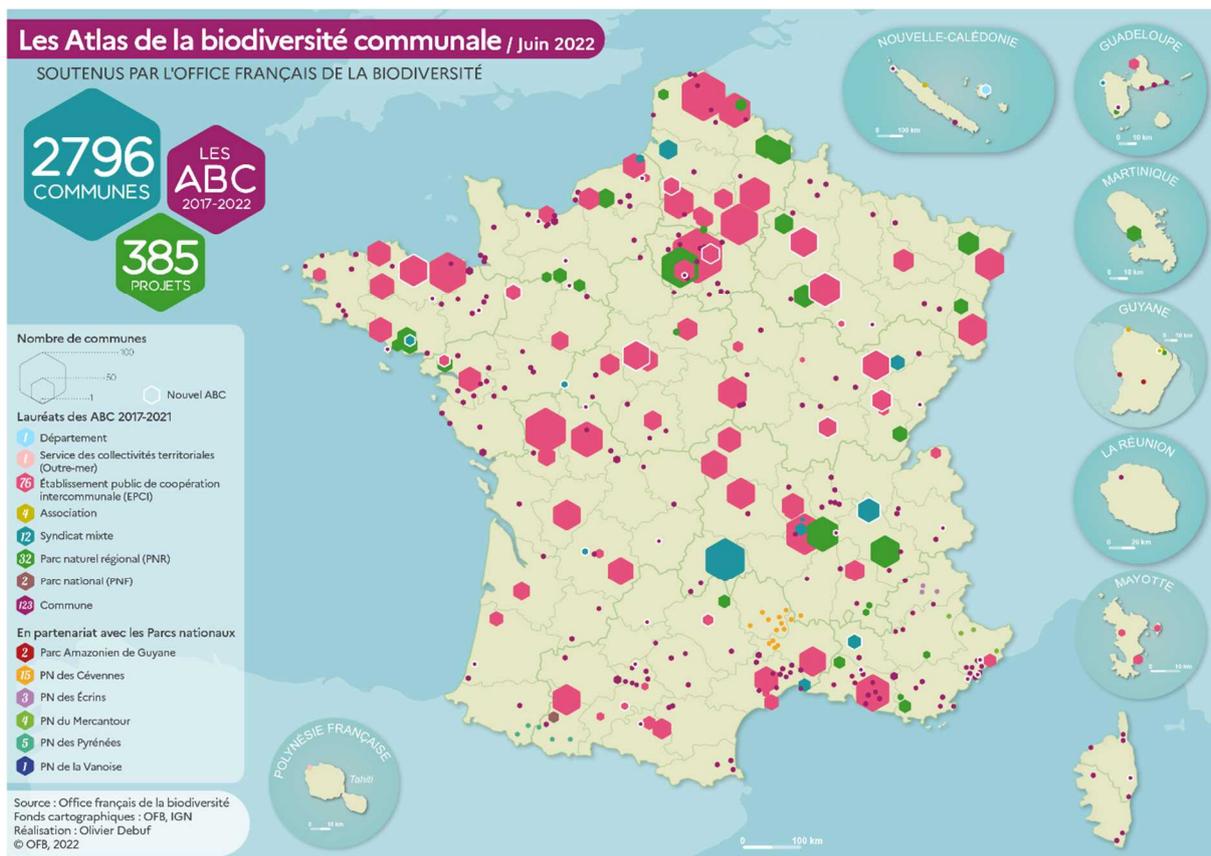
なお、生物多様性アトラス策定事業の実施により、より具体的には次の3つの成果物を得ることが可能となるとされている。

- ① 自然科学者によるフィールド調査の実施及び種や生息地に関する観察・モニタリングデータの作成
- ② 整備事業や自治体政策への統合を可能にする生物多様性上の問題を示した図録の作成
- ③ 自治体生物多様性アトラス作成を通じた出版物、報告書、付録の作成

---

<sup>69</sup> Office français de la biodiversité, Les Atlas de la biodiversité communale [<https://www.ofb.gouv.fr/les-atlas-de-la-biodiversite-communale>]（最終検索日：2022年3月1日）

<sup>70</sup> 日本のNPOに相当する非営利団体。フランスは、アソシアシオンについて規定する1901年法により、その設立が広く認められるようになった。どんな小さなコミューンでも、まちの祭りのため、釣り、狩猟等を担う、様々なアソシアシオンが必ずといってよいほど存在している。



(図 2 - 3) OFB の支援によるフランス国内のアトラス策定状況<sup>71</sup>

Fonds cartographiques : OFB, IGN ; Réalisation : Olivier Debuf ; © OFB, 2022

アトラス作成の平均的な費用と期間は、表面積、必要な網羅性の度合い、地域の生態系の複雑さによって異なるが、一つのコミューンで約 35,000 ユーロと見積もられ、概ね 2～3 年かけて実施される。2017 年以降、OFB は毎年本アトラスを策定するコミューンやコミューン間広域行政組織に対する助成金のプロジェクト公募を実施している。

## イ 「自然のために取り組む地域」イニシアティブ

自治体向けの生物多様性に関する政策立案支援として、エコロジー転換省の主導により OFB により実施されている「『自然のために取り組む地域』イニシアティブ (Territoires engagés pour la nature)」認定制度がある。本ラベルを付与することにより、地方自治体による生物多様性保全のための行動計画を引き出し、認識し、活用することを目的とする<sup>72</sup>。広域行政組織若しくは個別のコミューンが申請可能となっており、応募自治体は以下の要件を踏まえた行動計画を策定する。

<sup>71</sup> Office français de la biodiversité, Les Atlas de la biodiversité communale  
[\[https://www.ofb.gouv.fr/les-atlas-de-la-biodiversite-communale\]](https://www.ofb.gouv.fr/les-atlas-de-la-biodiversite-communale) (最終検索日 : 2022 年 7 月 21 日)

<sup>72</sup> Office français de la biodiversité, Territoires engagés pour la nature,  
[\[https://www.ofb.gouv.fr/territoires-engages-pour-la-nature#:~:text=L'initiative%20C2%AB%20Territoires%20engag%C3%A9s%20pour.aux%20sp%C3%A9cificit%C3%A9s%20de%20chaque%20territoire.\]](https://www.ofb.gouv.fr/territoires-engages-pour-la-nature#:~:text=L'initiative%20C2%AB%20Territoires%20engag%C3%A9s%20pour.aux%20sp%C3%A9cificit%C3%A9s%20de%20chaque%20territoire.) (最終検索日 : 2022 年 3 月 2 日)

- ・ 生物多様性をすべての公共政策（都市計画、道路、空間管理、教育、文化など）に統合すること。
- ・ アソシエーションや事業者等と連携したプロジェクトを提案することにより、地域の関係者を動員すること。
- ・ 対象を絞った取組（時期の遅い草刈り、公共調達における環境基準、緑地の農薬ゼロ目標等）により、生物多様性への直接的な取組を行うこと。
- ・ 生物多様性の危機に対する意識を高め、市民や地域のアクターと明確な優先順位を共有すること。
- ・ 経験とベストプラクティスを共有し、普及させ、関係者の意識を高めること。

申請自治体は、事業期間を3年間とし、生物多様性保全のための上記行動を実行することとなっている。

本事業への参加により、自治体にとっては住民の居住環境や生活の質・健康の改善、環境リスクの予防、経済的好機の開発といった効果が見込まれるほか、次の利点があるとされる<sup>73</sup>。

- ・ 地域や州、国の課題を統合した現実的で具体的な行動計画の策定支援。
- ・ 生物多様性分野における知識とスキルの強化（地域における有益なネットワーク、国及び州のデータ、研修、規制適応等）。
- ・ 資金調達のための支援（「自然のために取り組む地域」ラベルは、直接補助金を与えられるものではないが、認定団体の行動計画の全部又は一部に資金が提供されるような公募事業の特定・対応が支援される）。
- ・ 認定団体の会員ネットワークへのアクセス（技術支援、交流等）。
- ・ 国内外、州内、地域内でのプロジェクトやグッドプラクティスの推進によるプレゼンスの向上（取組を証明するラベルの提示、重要なイベントへの参加、優良事例としての紹介）。

---

<sup>73</sup> Office Français de la Biodiversité, *Faire de la biodiversité un atout pour les citoyens*, 2021, p.2.



(図2-4)「自然のために取り組む自治体」のラベル<sup>74</sup> © OFB, 2022

現在、371の自治体の本ラベルの認定を受けている<sup>75</sup>。自治体にとっては生物多様性政策を進めるうえでの技術面や、財政面等の支援を受けられるとともに、国にとっては自治体政策全体のなかに生物多様性を組み込み、行動を促すことが可能となっている。

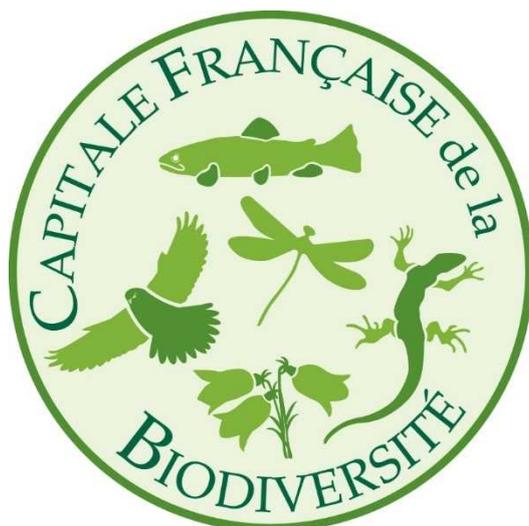
#### ウ 生物多様性の首都コンクール

上記イの事業を補完する事業として、「生物多様性の首都コンクール (Capitales Françaises de la Biodiversité)」がある。これは、OFB、植物と都市の会 (l'association Plante & Cité) 及びイル・ド・フランス州生物多様性局の共催によって開催され、自治体から応募のあった生物多様性政策の好事例を表彰するものである。上述のイで紹介した事業を更に発展させる形として、意識向上と研修、グッドプラクティスの特定と推進、地域活動や地域のアクター間の交流を促進するためのメカニズムとして実施されている。審査は、動物相、植物相、生態学、景観、都市計画、広報、公共政策の分野の専門家を含む学術専門委員会のメンバーにより行われ、自治体の規模分類 (一般の市、小さな村、中規模都市、大都市、広域行政組織) ごとに優良事例が選定される<sup>76</sup>。

<sup>74</sup> なお、本ラベルには、事業者向けやアソシエーション等環境パートナーを対象としているものもある。  
Office français de la biodiversité, ENGAGÉS POUR LA NATURE : ET SI VOUS PASSIEZ À L'ACTION ?  
[<https://engagespourlanature.ofb.fr/>] (最終検索日 : 2022年3月26日)

<sup>75</sup> Office français de la biodiversité, Territoires engagés pour la nature  
[<https://engagespourlanature.ofb.fr/territoires>] (最終検索日 : 2022年3月1日)

<sup>76</sup> Office français de la biodiversité, Le concours Capitale française de la biodiversité  
[<https://www.ofb.gouv.fr/le-concours-capitale-francaise-de-la-biodiversite#:~:text=Le%20concours%202022%20est%20ouvert.le%20comit%C3%A9%20scientifique%20et%20technique>] (最終検索日 : 2022年3月1日)



(図 2-5) 生物多様性の首都コンクールロゴ<sup>77</sup>

2010 年より開催されている本コンクールは、以下（表 2-1）のとおり毎年異なるテーマが設定され、地域の強みを生かした取組が応募されている。

(表 2-1) 「生物多様性の首都」コンクール 過年度テーマ<sup>78</sup>

開催年	テーマ
2010	自然管理：公共緑地
2011	計画策定と都市計画
2012	生物多様性とシチズンシップ
2013	水、都市、生活！
2014	都市農業と生物多様性
2015	都市における自然と気候変動
2016	土壌と生物多様性
2017	生物多様性の保全に配慮した整備、修復、建設
2018	自然地域の設計と生態的管理
2019	気候、自然は解決策
2021	水と生物多様性

本コンクール公式ウェブサイトでは、これまでの入賞自治体の優良事例報告書や応募自治体の事例情報を参照することができ、各事例が共有されている。過去 10 年間、毎年異なるテーマで開催されている本コンクールは年々参加自治体が増えており、実践的な政策事例のプラットフォームとしても機能している事業である。

<sup>77</sup> Agence régionale de la biodiversité en Ile-de-France, Le concours Capitale française de la biodiversité [<http://www.capitale-biodiversite.fr/>] (最終検索日：2022 年 3 月 1 日)

<sup>78</sup> Capitales Françaises de la Biodiversité, BILAN DES ÉDITIONS PRÉCÉDENTES [<http://www.capitale-biodiversite.fr/bilan>] (最終検索日：2022 年 3 月 2 日)

### 第3節 フランスの地方自治体における生物多様性保全に係る権限と役割

#### 1 生物多様性保全に係る各権限

国による法制定や戦略を背景として、自治体は生物多様性保全の政策形成と実施においてはどのような役割を持ち、権限を有しているのだろうか。この問に対しては、国際自然保護連合（IUCN）フランス委員会が発行する「地方自治体と生物多様性：革新的なイニシアティブに向けて」に詳しい。本節では、同書の「第三章 自治体と生物多様性：共有された責任」<sup>79</sup>に基づき、州、県、コミューン及びコミューン間広域行政組織各層の役割と権限の整理を試みることにする（表2-2「生物多様性政策に係る自治体の諸権限一覧」参照）。

なお、本節に記載する自治体の各権限は、「地方行政の近代化とメトロポールの確立に関する2014年1月27日付法律第2014-58号（以下「MAPTAM法」という。）」及び「地方行政機構改革法2015年8月7日付法律第2015-991号（以下「NOTRE法」という。）」の地方自治体改革関連法並びに先述した「生物多様性、自然、景観の回復のための2016年8月8日法律第2016-1087号」による生物多様性改革の双方の分野で実施された法改正を踏まえたものとされているが、網羅的ではない点に留意されたい。

#### （1）州：生物多様性のリーダー及び計画者

上述のMAPTAM法、NOTRE法及び2016年生物多様性法の3法制定による改革によって、州は国レベルと地方レベルの間の生物多様性政策を調整する政策権限を得ることとなった。州は、「生物多様性保護のリーダー」と位置付けられ、また、州の調整・計画策定権限は強化され、国内外の生物多様性保全の課題と自治体の政策を関連づけ、相互の整合性を保証する上で重要な役割を担うようになっている。

#### ア 所管内イニシアティブと計画策定者としての役割

州は、NOTRE法に拠り、戦略的・規範的・統合的な計画文書である「国土整備・持続可能な開発・地域平等州計画（以下「SRADDET」という。）」策定が義務付けられている<sup>80</sup>。同計画にはモビリティと環境に関する5つの分野別文書に含まれる主要な事項が盛り込まなければならない。2016年7月27日付オールドナンス（政令）により「環境一貫性州計画（以下「SRCE」という。）」をSRADDETに統合すること、また、2016年8月3日付デクレ（政令）によりSRADDETには生物多様性の保全と回復の目標、及びこれらの目標の達成に寄与する一般原則を規定しなければならないと定められた。SRADDETの付属文書には、SRCEの主な構成要素（診断、課題の定義、戦略的アクションプラン及び地図）が含まれることとなっている。

すべての州は、2016年生物多様法第8条により、国レベルの戦略方針を考慮し、同一の協議条件を満たす「州生物多様性戦略（以下「SRB」という。）」を策定・実施することが

<sup>79</sup> Comité français de l’IUCN, Collectivités & Biodiversité : vers des initiatives innovantes, Paris, France, 2018, pp.14-25

<sup>80</sup> イル・ド・フランス州、コルシカ、海外県・海外共同体を除く。

義務付けられている<sup>81</sup>。

州と OFB は、共同で州生物多様性公社（ARB）を設立することができ、特に自然保護区に関する権限の観点から県も ARB に参加することが可能となっている。

ARB は生物多様性法により、国と地方自治体が各州において革新的な協力関係を構築するための新しいプラットフォームとなるべく設立されることが狙いとされている。その活動分野は、「環境と持続可能な開発に関する情報発信、啓発、教育」、「知見」、「ネットワークの調整と支援」及び「公共政策のフォローアップと一貫性の確保」という少なくとも4つの分野を網羅するとともに、SRB の実施をフォローするための支援も行う。2022年3月現在、全国で8つの ARB が設立されている<sup>82</sup>。

## イ 州所管保護地域

生物多様性分野において、州は主に次の自然保護地域に係る権限も強化されている。

### （ア）州自然公園

州自然公園（PNR）はフランス国内に52か所存在し、国土面積の15%を占める。環境保護、国土整備、経済・社会開発、一般市民を対象とした教育・職業訓練等の政策に寄与しており、農村地域の持続可能な発展に関する地域レベルでの実践の場となるべきものとして、景観や自然・文化遺産の保全のために地方自治体活動のための最適な枠組みとなっている。

州自然公園の指定・更新は、議決により定められ、州議会は憲章<sup>83</sup>の作成・改訂や、指定区域を検討する。憲章が最初に制定される場合には、州がその草案を作成・承認した後に、首相のデクレ（政令）により交付される。憲章の改正草案は公園開発・管理混合事務組合や、関係する県、コミューン及び広域行政組織によって作成される。これは州自然公園が日常業務において関わりの深い自治体との緊密なパートナーシップのもとで、数多くのミッションや活動（例：コミューン生物多様性アトラス、水環境管理・洪水防止等）を行っているためである。

このように、州はその自然公園領域において、生物多様性の分野で国や地方自治体の優先的なパートナーとなっている。特に、政策の実施を調整し、その評価と監視を行うことにより、各関係者の取組との整合性を確保している。また、州自然公園内のコミューンの都市計画文書は、州自然公園の憲章に適合したものでなければならない。

なお、2016年の生物多様法により、州自然公園の指定・更新の有効期間は12年から15年に延長されている。

---

<sup>81</sup> 2015年には、フランスの過半数の州（合併前）が既にこのような枠組みを有していた。

<sup>82</sup> Office français de la biodiversité, Les Agences régionales de la biodiversité [<https://www.ofb.gouv.fr/les-agences-regionales-de-la-biodiversite#:~:text=Huit%20Agences%20r%C3%A9gionales%20de%20la%20biodiversit%C3%A9%20ont%20C3%A9t%C3%A9%20cr%C3%A9%C3%A9es%20depuis%202019>]（最終検索日：2022年3月4日）

<sup>83</sup> いわゆる当該地域の保護と持続可能な開発プロジェクトを具体化するための契約である。Parcs naturels régionaux de France, Charte et procédure de classement [[https://www.parcs-naturels-regionaux.fr/les-parcs/charte-et-procedure-de-classement/charte-et-procedure-de-classement#:~:text=La%20charte%20d'un%20Parc.\(s\)%20et%20D%C3%A9partements%20concern%C3%A9s](https://www.parcs-naturels-regionaux.fr/les-parcs/charte-et-procedure-de-classement/charte-et-procedure-de-classement#:~:text=La%20charte%20d'un%20Parc.(s)%20et%20D%C3%A9partements%20concern%C3%A9s)]（最終検索日：2022年3月4日）

## (イ) 州自然保護区

フランス国内に 170 存在する州自然保護区 (RNR) は、総面積 39,500 ヘクタールを上回る。州によって設置されることを除けば、国立自然保護区と同じ性格を有する。州は、自らのイニシアティブ又は関係所有者の要請により、動物相、植物相、地質学的遺産又は古生物学的遺産、あるいは一般的に自然環境の保護の観点から意義のある空間又は所有地を州自然保護区に指定することができる。この目的のために、州議会は保護区の境界線と適用される規則<sup>84</sup>、及び必要に応じて保護区の管理条件に関する決議を採択する。

また、契約により第三者に管理を委託することができる。管理計画は、自然遺産の保全、維持、さらには回復のために必要な措置を決定し、環境の完全性に影響を与える可能性のある措置を禁止する。

## ウ 他の権限との関連

上記の権限に加え、州は地域整備と持続可能な発展、気候、大気の質、エネルギー、異なる交通手段間の組合せと補完性、高等教育・研究への支援等、他の権限の分野においてもリーダー的な自治体とされ、様々な政策分野での計画立案の権限を有している。そのため、生物多様性の問題を地域政策全体の観点から横断的に統合する上で不可欠な役割を担う。また、上記のほか、州は経済開発、廃棄物削減・管理、交通、職業訓練、中等・高等教育、遺産保護など、幅広い分野での権限も有している<sup>85</sup>。

2014 年以降、州は欧州基金 (欧州地域開発基金、欧州地域開発農業基金、欧州社会基金の一部) の管理権限も持ち、これにより地域レベルでの農業・農村開発政策の推進機関としての役割を明確にしている。また国・州間計画契約の州部分の準備と実施におけるキーマスターでもある。

## (2) 県：地域生物多様性保全の実行者

### ア 脆弱自然区域

自然の保護と活用における県の役割に関しては、1985 年 7 月 18 日の法律により、「脆弱自然区域 (espaces naturels sensibles : ENS)」に関する権限が県に付与されている。現在までに、99 県が本脆弱自然区域のための政策として、自然区域の保護、管理及び一般公開を実施している。

脆弱自然区域は、希少又は特異な環境と「普通の自然 (nature ordinaire)」空間の双方を含む多様な地域であり、その目的は区域、景観、自然環境、遊水地の質を維持し、自然生息地の保護を確保することと同時に、自然環境が極めて脆弱な場合を除いて一般公開を

---

<sup>84</sup> フランスでは、原則的に州自然保護区は環境破壊や改変を禁止する規制権限を持つが、州自然公園には適用されず、一般的な法規制の下で居住や経済活動が許されている。LES ECHO, Quatre questions sur les réserves et parcs naturels régionaux en France [ <https://www.lesechos.fr/industrie-services/energie-environnement/quatre-questions-sur-les-reserves-et-parcs-naturels-regionaux-en-france-1228059#:~:text=Autre%20distinction%2C%20le%20parc%20naturel,est%20illimit%C3%A9%20dans%20le%20temps> ] (最終検索日：2022 年 3 月 6 日)

<sup>85</sup> 各自治体の有する主な権限については、当事務所既刊の「フランスの地方自治」を参照されたい。(一財)自治体国際化協会パリ事務所「フランスの地方自治 平成 29 年 (2017 年) 改訂版 【全章統合版】」2020 年 07 月 08 日発行

するために整備することにある。この脆弱自然区域政策のもと、フランス国内のほぼ全域で 4,000 カ所の区域が管理されている。これらは県が直接管理するか、あるいは他の公的、民間団体への委任により維持管理が行われる。県が取得・管理しているのは約 20 万ヘクタールとなっている。

なお、本脆弱自然区域政策においては、対象区域取得のための法的手段として先取権が与えられているとともに、土地整備税の県割当分を充当する財政手段、そして、一般市民への公開を目的とした公的又は民間の所有者との管理協定を締結する契約手段の 3 つの手段によって補完されている。

当該脆弱自然区域の政策形成として、国内の 4 分の 3 の県が県脆弱自然区域マスタープラン、若しくは同等の文書を採用している。マスタープランは県が自主的に策定するものであり、県の自然・景観資源の現状確認作業をもとに作成され、県脆弱自然区域政策の短期・長期の目的と政策手段を規定している。またフランス県連合会が 2006 年から県脆弱自然区域憲章を提案しており、各県議会がこの憲章を採用できるようになっている。その目的は、共通の枠組みを提案することで政策の整合性を担保し、マスタープランの導入を促進することにある。

県脆弱自然区域に関する最近の法整備については、生物多様性法の規定により都市計画法や環境法などが併せて改正されている。

## イ 都市近郊農業・自然地域保護活用区域

都市のスプロール化対策として都市近郊の未建築地区を保全するという観点から、県は不動産管理の面でも権限を有している。「農村開発に関する 2005 年 2 月 23 日付法律」により、県は都市近郊農業・自然地域保護活用区域（*Périmètre de protection et de mise en valeur des espace agricoles et naturels périurbains* : PAEN）を設定することが可能となっている。この区域は県やその設定について同意を得た他のコミューンやコミューン間広域行政組織が、協議又は強制収用により取得することができ、農業経営、林業経営、自然地域・景観の保全・活用を目的とした整備・管理指針を含む行動計画を作成しなければならないこととなっている。

## ウ 「緑と水のネットワーク」保全・回復の実行

「緑と水のネットワーク」の実施に関して、県は SRCE（環境一貫性州計画）<sup>86</sup> で特定された生態学的連続性の保全又は回復に寄与するすべての公共工事について、公共調達規則の枠内で契約当局となるか、又は契約当局の支援を行うことができる。

## エ 他の権限との関連

上述の手段に加え、県にはその他にも多くの活動領域が存在する。具体的には、県は地域整備（農村部のインフラ、区画整理、土地利用計画、水管理、農村道や県道の管理）や

---

<sup>86</sup> SRCE は、イル・ド・フランス州を除き、2015 年 NOTRE 法によって SRADDET に統合されている（本節 1（1）ア参照）。

教育（中学校の建設、維持、整備など）の権限を有している。また、自然を対象とするスポーツに関しては、県空間・区域・経路計画（Plan départemental des espaces, sites et itinéraires : PDESI）を策定する権限を有しており、この計画には県散策・ハイキングルート計画（Plan départemental des itinéraires de promenade et de randonnée : PDIPR）が含まれている。この計画は、農村道網を保護しつつハイキングを普及させ、自然区域や自然景観を発見してもらうことを目的とする。国土整備税の県取り分は、一定の条件下でこれらの文書に含まれる区域や散歩道の取得、開発、管理にも充当することができる。

さらに、県は連帯と地域結束を促進する権限（社会活動、社会開発、エネルギー不安の軽減への貢献、個人の自立、地域の連帯の主導権限）を持つ自治体であり、その枠内で生物多様性保全のための活動を展開することができる。

### （３）コミューン及び広域行政組織：地域整備及び管理の中心的役割

#### ア 都市計画における「緑と水のネットワーク」推進

コミューン及びコミューン間広域行政組織は、土地利用計画や管理における役割に基づき、生物多様性の保全においては極めて重要な責任を負っているとされる。これは、主に都市計画分野での権限に具体化されており、コミューン及びコミューン間広域行政組織の都市計画文書<sup>87</sup>（広域一環スキーム（Schéma de cohérence territoriale : SCOT）、コミューン都市計画（Plan local d'urbanisme : PLU）及び広域行政組織都市計画（Plan local d'urbanisme intercommunal : PLUi）、コミューン地図）の作成において、より大きな決定自律性と設計自由度を得ている。

これらの文書は、特に以下３点を満たさなければならない。

- ① 持続可能な開発目標（SDGs）を遵守し、以下の事業とのバランスを確保する。
  - ・ 都市再生、管理された都市開発、市街化地域の再編、都市・農村中心部の活性化
  - ・ 自然地区の経済的利用、農業・林業用地の保全、区域・環境・自然景観の保護
  - ・ 傑出した都市建造物群と建築遺産の保護
  - ・ 移動（モビリティ）のニーズ
- ② 温室効果ガスの排出削減、エネルギー管理、再生可能エネルギーによるエネルギー生産、大気・水・土壌・下層土・天然資源・生物多様性・生態系・緑地に係る質の保全、生態学的連続性の回復、予測可能な自然災害・鉱山災害・技術的災害・汚染・その他あらゆる種類の汚染行為の予防措置を行う。
- ③ 環境一貫性州計画（SRCE）を考慮する。

なお、各コミューンの長であるメールには、建設許可を含む個別の都市計画認可を交付

---

<sup>87</sup> フランスの都市計画文書については、右記を参照されたい。（一財）自治体国際化協会パリ事務所「フランスの中規模都市における中心市街地活性化政策」（『CLAIR REPORT』No.514、（一財）自治体国際化協会、2021年）

する権限が与えられている。

このように、コミューンというレベルは、都市計画を通じて地域における「緑と水のネットワーク」を実現するための主要な推進力となっている。都市計画文書に依拠するツールとしては、空間整備・持続可能な開発プロジェクト（Projet d'aménagement et de développement durable : PADD）、方針・目標文書（Document d'orientation et d'objectifs : DOO）、農業地区（agricole : zone A）・自然地区（naturelle : zone N）とその関連規制、指定森林地域等、多種多様かつ補完的なものが存在しており、生態系の連続性を維持・回復するために利用することができる。また、県の代理又は委任による「県脆弱自然区域の先取権」の代理行使の手段もある<sup>88</sup>。

近年の法整備に関しては、2016年生物多様性法が都市計画権に対し次の3つの顕著な影響を及ぼしている。

- ① 生物多様性法は、環境法典第 L.371-1 条 II 及び III に定義されている「緑と水のネットワーク」のうち、地域の都市計画において生態学的連続性の維持・回復に必要なものを「生態学的連続性地域（ECE）」として指定できるようになった。これには、例えば地域都市計画プランにおいて非防水加工地表又はエコ開発可能地表の下限比率設定や、市街地の建設禁止地区における生態系連続性の維持に必要な耕作地と未開発地区を指定することができるといった、具体的な措置を伴う場合がある。また、整備及び各種計画の方針文書が使用されることもある。
- ② 特定の商業施設の屋根の緑化や駐車場の水はけの改善を義務付けることで、都市や都市近郊の環境における生物多様性を促進する。
- ③ 将来の緑地創造を目的として、地域都市計画文書における地役権を設定している。同法は都市計画法典第 L.151-41 条に最終項を追加し、地域都市計画文書は市街地領域及び市街化調整区域において、「(中略) 道路及び工作物の予定位置及び特性、並びに新設され又は変更される公益施設及び緑地」を示し、「これらの設備により影響を受ける可能性がある土地の境界を画定」することにより地役権を設定できるとしている。

また、コミューンやコミューン間広域行政組織は、空間管理者としての役割を担っているため、空間の個別管理、農薬の禁止、適切な土壌処理と緑化を目的とした政策の推進力でもある。

## イ 水環境管理と洪水防止

コミューン及び広域行政組織は、水の分野でも重要な権限を持つ。特に水環境管理と洪水防止に関する権限は、独占的かつ義務的なものであるが、この権限は、NOTRE 法によって 2018 年 1 月 1 日から課税権を有するコミューン間広域行政組織に移管されている<sup>89</sup>。

<sup>88</sup> 本稿第二節 1 (2) アの県脆弱自然区域の先取権について、県、沿岸地方管理局又は公園が権限を有しながらいづれも行使しない場合に、その代理としてコミューンが行使できるというもの。

<sup>89</sup> もともと MAPTAM 法により、コミューン及び広域行政組織に帰属されたものが NOTRE 法により移管された。

この権限においては、河川管理を土地整備の中に位置づけ、都市計画（例：都市計画文書における洪水リスクの考慮の改善）、洪水防止（例：護岸施設の管理）と水域環境の管理（例：水流の確保、遊水地の管理、河川及びその周辺の植生管理）を併せて取り扱うという要請に応えるものとなっている。この権限の行使のために、同法はコミューン及びコミューン間広域行政組織が徴収できる任意税の創設を規定しているが、この規定はこの権限の全部又は一部が流域公施設法人を含む一つ又は複数の事務組合に譲渡された場合も有効であるとされている。

## ウ 他の権限との関連

コミューン及びコミューン間広域行政組織が有する権限は多種多様であり、生物多様性のための幅広い政策展開の可能性を提供している。特に教育（幼稚園、小学校）、文化・スポーツ・レジャー、観光振興、コミューン道維持、家庭ごみの収集・処理、医療・福祉施設の建設・管理等に係る権限を有するほか、持続可能なモビリティ、近隣公共サービスの実施、空間計画、地域開発に関する権限も主に担っている<sup>90</sup>。

### （４）生物多様性保全に係る自治体横断的な権限

生物多様性に関連する数多くのツールや権限は、全てのレベルの地方自治体に共通するものであるが、そのうち下記をはじめとするいくつかの権限は、2016年生物多様性法によって導入・修正されている。

## ア 対物環境義務契約

対物環境義務契約（*contrat obligation réelle environnementale : ORE*）とは、不動産所有者がその自発的意思に基づき、所有する土地の生物多様性や生態系の維持、保全、管理又は修復のための義務を定めるために、地方公共団体、公施設法人あるいは環境保護をその活動とする民間法人と締結する契約である。契約の最長有効期間は 99 年であり、不動産の所有権は、そのまま所有者に帰属する。また、契約の有効期間中は、契約の対象となった不動産の所有者が変わっても、新たな所有者に同じ義務が課せられる。契約に含まれる生物多様性や生態系の維持、保全又は管理の義務は、契約当事者の判断により柔軟に定められ、それに要する費用は当事者の負担となる。また、対物環境義務契約は、土地の生物多様性や生態系が損なわれ、その所有者が環境修復の義務を負う場合に、それを修復するための手段として締結され得る。例えば 2019 年にノルマンディー州内の農業従事者が、自分が所有する 20 ヘクタールの土地に関してノルマンディー西部自然区域観測所と締結した、契約期間が 50 年間の対物環境義務契約には、生け垣と池の保存、農薬の不使用、希少なラン科の多年草であるアオチドリが生息する石灰質の丘陵地の草刈りや放牧について定められている<sup>91</sup>。また土地の所有者が何らかの活動あるいは整備を行ったがため

<sup>90</sup> NOTRE 法はコミューン間広域行政組織の任意的権限及び義務的権限を強化しているため、当該広域行政組織の構成員であるコミューンの権限は減少している。

<sup>91</sup> Préfecture de la région Normandie, L'Obligation Réelle Environnementale [<http://www.normandie->

にその土地の生物多様性が損なわれ、その修復の義務を負う場合には、対物環境義務契約に、修復のために取られる措置や、契約期間に関わらずその土地が環境に果たす役割等を定めることができる。コミューンは議会の決定により、対物環境義務を締結した所有者に対し、未建築固定資産税を免除することができる。

#### **イ 地域の自然遺産一覧又は生物多様性アトラス（地図帳）の作成**

地方自治体による協力のもと、国が設計・管理・評価する自然遺産一覧に加え、地方自治体は環境一貫性州計画（SRCE）作成に必要な知見を集めることを主たる目的とした地域の自然遺産一覧や生物多様性アトラスを作成し、自然遺産に関する知見の普及に貢献することができる。

#### **ウ 生態系の損害の補償**

2016年生物多様性法第4条により生態系の損害の責任者がこれを補償する義務を負うことが民法典に明記された。これにより自治体やその広域行政組織は、現在、生態系への損害の補償を求める訴訟の原告適格を有する。

#### **エ 国際的に重要なユネスコエコパーク（生物圏保護区）と湿地**

2016年生物多様性法第66条により、地方自治体とその広域行政組織がユネスコエコパークを設置できることが環境法典に規定された。同条はまた、ラムサール条約により指定される国際的重要性を持つ湿地についても規定している。

(表 2 - 2) 生物多様性政策に係る自治体の諸権限一覧<sup>92</sup>

	州	県	コミューン・ コミューン間広域行政組織
主な役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生物多様性のリーダー</li> <li>・ 計画立案者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域生物多様性保全の実行者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市計画分野における「緑と水の生態系ネットワーク」の主要な推進力</li> </ul>
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国土整備・持続可能な開発・地域平等州計画 (SRADDET)</li> <li>・ 州生物多様性戦略 (SRB)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境一貫性州計画 (SRCE) に特定される「緑と水のネットワーク」保全・回復の契約当局</li> </ul>	
専門機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 州生物多様性公社設置 (ARB)</li> </ul>		
保護地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 州自然公園 (PNR)</li> <li>・ 州自然保護区 (RNR)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 脆弱自然区域 (ENS)</li> <li>・ 都市近郊農業・自然地域保護活用区域 (PAEN)</li> </ul>	
他の権限との 主な関連		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県空間・サイト・経路計画 (PDESI) (県散歩・ハイキングルート計画 (PDIPR) を含む)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市計画文書への配慮</li> <li>・ 生態学的連続性地域 (ECE)</li> <li>・ 特定商業施設の屋根緑化</li> <li>・ 駐車場の水はけ改善</li> <li>・ 将来の緑地創造を目的とした都市計画文書の地役権設定</li> <li>・ 水環境管理及び洪水防止 (GEMAPI、広域行政組織)</li> </ul>
横断的 権限・ ツール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対物環境義務の契約当事者、未建築不動産の固定資産免除 (コミューン)</li> <li>・ 地域の自然遺産一覧・生物多様性アトラス作成</li> <li>・ 生態系損害補償訴訟における原告適格</li> <li>・ ユネスコエコパークの設置者</li> </ul>		

<sup>92</sup> Comité français de l'UICN, Collectivités & Biodiversité : vers des initiatives innovantes, Paris, France, 2018, pp.14-25 より著者作成。

## （５）生物多様性保全のための地域ガバナンス

2016年生物多様性法は、科学的・技術的側面と戦略的側面の両方において、公的活動を支えるガバナンスを簡素化し、より理解しやすくすることを目的に、国や地域レベルでの生物多様性のガバナンスを進展させた。

この改革は国及び州レベルでの次の機関の設立につながっている。

### ア 全国生物多様性委員会

生物多様性に関連する戦略的問題について協議するための主要機関である「全国生物多様性委員会（Comité national de la biodiversité : CNB）」は、既存の組織を統合して設立された。環境大臣により主宰され、地方自治体とその広域行政組織を代表する1部会を含めた9つの部会により最大150名のメンバーで構成されている。

当該委員会は、OFBの戦略的方向性について意見を述べるほか、生物多様性に関連し、又は生物多様性に重大な影響を与える事項で、大臣から付託されたもの、特に生物多様性に関する法律及び規制の制定、生物多様性国家戦略（SNB）及び生物多様性に直接又は間接的に影響を与えるその他の国家戦略（保護区の創設や生態系の連続性に関する戦略等）、また、生物多様性に関する知識、観察、情報の普及啓発事業、生物多様性の管理と保全のための事業に関する事項について、策定、実施、監視及び評価に関する意見を述べることとなっている。

また、特に州生物多様性委員会、水・生物多様性委員会と連携し、国や地域レベルの生物多様性政策の一貫性を確保するための意見を述べるほか、「生態学的連続性の保全と回復のための国家ガイドライン」の作成、監視、更新に関与し、手続の主要な段階で見解や提案を述べること等が主な役割とされている<sup>93</sup>。

### イ 自然保護全国評議会

「自然保護全国評議会（Conseil national de la protection de la nature : CNPN）」は、科学技術面でのハイレベルな専門知識を有する組織であり、エコロジー転換省に意見と助言を提供する。生物多様性法により法的な存在を与えられ、その役割と構成が変更された。

### ウ 州生物多様性委員会

「州生物多様性委員会（Comité régional de la biodiversité : CRB、フランス本土）」は、「『緑と水のネットワーク』地域委員会（CRTVB）」の後継組織として、州内の生物多様性に関連するあらゆるテーマについて、情報提供、意見交換、調整及び協議を行うための主たる機関となっている。

この委員会は、特に州生物多様性戦略の策定・実施・追跡や、SRADDETの策定に参画

---

<sup>93</sup> Ministère de la Transition écologique, Comité national de la biodiversité  
<https://www.ecologie.gouv.fr/comite-national-biodiversite#:~:text=Le%20Comit%C3%A9%20national%20de%20la%20biodiversit%C3%A9%20a%20vocation%20%C3%A0%20d%C3%A9velopper.la%20politique%20de%20la%20biodiversit%C3%A9>（最終検索日：2022年3月27日）

しているが、特に後者については、生態系の連続性の維持と回復に関する国のガイドラインと「水整備管理計画（SDAGE）」の当該要素が考慮されていることを担保する。生物多様性国家委員会が OFB の戦略的方向性について意見を述べるのと同じように、州生物多様性委員会は州の AFB が採択する戦略的方向性について意見を述べる。また、「国・州間計画契約（CPER）」の財務計画の方向性についても諮問を受けるとともに、審議に必要な専門的知見については「州自然遺産科学評議会（CSRPN）」に照会することも可能である。

州生物多様性委員会は、州地方長官及び県議会議長が共同委員長を務め、①地方自治体及び広域行政組織、②国及びその公施設法人、③職業団体・土地所有者・自然利用者・自然区域管理者・専門家、④生物多様性保全に取り組むアソシエーション・機関・財団、⑤研究機関・調査機関・公的政策支援組織・有識者という5つの部会に分けられた任期5年の委員160人が任命され、関係者のバランスの取れた同数代表性を保証している。州生物多様性委員会は内部に専門委員会を設置することができる。

## エ 州自然遺産科学評議会

各州に設置されている「州自然遺産科学評議会（Conseil scientifique régional du patrimoine naturel : CSRPN）」は、特に大学、研究機関、学識経験者、地域の博物館等の学術専門家で構成され、陸上、河川、海洋環境の生命・地球科学の全分野を網羅する。州地方長官又は州議会議長により自然遺産の目録作成と保全に関するあらゆる問題について諮問を受けるとともに、生物多様性州委員会の審議に必要な専門知識を諮問されることもある。

構成員は、州地方長官のアレテ（政令）で5年間任命され、人数は最大50人とされる。

これらの専門機関に加え、2016年生物多様性法では、水政策に関して流域委員会及び水公社<sup>94</sup>の理事会に係る部会の構成を変更したほか、新しいガバナンス機関として環境協力公施設法人（EPCE）の創設を定めており、生物多様性関連のガバナンスに関する地方自治体の参加の改革も行われている。

以上、本章においては、フランスの生物多様性の状況、フランス政府による国家政策及びフランスの州、県、コミューン及びコミューン間広域行政組織が生物多様性保全においてどのような権限を有しているか、整理を試みた。

州は、地域における「生物多様性のリーダー」として、国と所管内自治体の調整を行いつつ、計画策定や州自然公園及び保護区を管理し、県は保護と一般公開を目的とする県脆弱自然区域の管理や生態系保全の取組に係る実行者としての責務を負い、そして、コミューン及びコミューン間広域行政組織は地域保全の最前線として、特に都市計画分野における役割の大きさが明らかとなった。

次章では、これら自治体が有する諸権限を踏まえて、実際にどのような取組がなされているか、州及びコミューン関係者へのヒアリング調査をもとに事例を紹介する。

---

<sup>94</sup> 1964年の水法により、水資源と水環境を管理・保全することを目的として創設された国による公的機関である。

### 第3章 フランスの地方自治体における生物多様性保全の先進事例

第二章の各自治体が有する生物多様性に関する権限を踏まえ、本章では、フランスにおける自治体構造において、とりわけ日本には存在しない「州」という行政単位が「生物多様性のリーダー」として実際にどのように機能しているか、ブルゴーニュ・フランシュ・コンテ州の事例をもとに紹介する。次に、同州内のコミューンの先進事例として、ブザンソン市に着目し、その政策マネジメント手法及び取組事例を紹介する。

最後に、海洋に面した都市のコミューンとして、プロヴァンス・アルプ・コートダジュール州アルプ・マリティーム県カンヌ市の事例を取り上げ、保護地域におけるコミューンのマネジメントや二次的自然地域<sup>95</sup>の利用及び海洋生物多様性保全の取組事例を紹介する。

#### 第1節 ブルゴーニュ・フランシュ・コンテ州及び同州内ブザンソン市の事例

##### 1 ブルゴーニュ・フランシュ・コンテ州

ブルゴーニュ・フランシュ・コンテ州（以下「BFC 州」という。）は、フランスの北東部に位置し、東部はスイス国境に接する。

「州の再編・統合、州・県議会の選挙及び選挙期日の変更に関する 2015 年 1 月 16 日付法律」による制度改革で、歴史的・経済的につながりのある旧ブルゴーニュ州と旧フランシュ・コンテ州の 2 州が合併された（2016 年 1 月 1 日施行）。面積は約 47,800 km<sup>2</sup>、人口は 280 万人超であり、州内はコート・ドール県、ドゥー県、ジュラ県、ニエーヴル県、オート・ソーヌ県、ソーヌ・エ・ロワール県、ヨンヌ県、テリトワール・ド・ベルフォール県の 8 県が含まれている<sup>96</sup>。州都はコート・ドール県のディジョン市にある。

BFC 州の ARB ウェブサイト<sup>97</sup>に拠れば、同州にジュラ、ヴォージュ・ピエモンテ、モルヴァンという 3 つの山塊があるほか、ソーヌ川、セーヌ川、ロワール川の 3 大河川が流れている。また、自然的な特徴としては、森林地帯（主に落葉樹と針葉樹で州内の 37% を占める）、田園地帯、特に山間部における草原地帯及び約 300 の泥炭湿地、水生、湖沼、沖積、カルスト、広大なブドウ畑、ジュラ山塊等、多様な環境を有する。なお、農業地帯は州土の 53% と約半分を占めている。

同州で確認されている動物相及び植物相の種は約 20,000 種とされ、そのうち、昆虫が約 6,500 種、キノコ等菌類が約 5,100 種、顕花植物が約 3,800 種、鳥類が約 400 種、ほ乳類が約 90 種、淡水魚が約 60 種とされているが、そのうち 1,600 種が脅威にさらされている状態にある。また、27 種の外来種が確認されている。

州内には、2019 年にフランス 11 番目の国立公園として登録されたシャンパーニュ・ブルゴーニュ森林国立公園の他、4 つの州自然公園、122 のナチュラ 2000 に指定された区域を始めとする様々な自然保護区域を有する。

<sup>95</sup> 二次林、二次草原、農耕地など、人と自然の長期にわたるかかわりの中で形成されてきた自然のこと。原生自然に人為等が加わって生じた二次的な自然を指し、日本では里地里山とも呼ばれる。

<sup>96</sup> La préfecture et les services de l'État en région, Bourgogne-Franche-Comté [<https://www.prefectures-regions.gouv.fr/bourgogne-franche-comte/Region-et-institutions/Portrait-de-la-region/Introduction/Portrait-de-la-region>]（最終検索日 2022 年 3 月 6 日）

<sup>97</sup> Agence Régionale de la Biodiversité (ARB) Bourgogne-Franche-Comté, Découvrir la biodiversité [<https://www.arb-bfc.fr/decouvrir-la-biodiversite/>]（最終検索日：2022 年 3 月 27 日）



(図 3 - 1) 州再編後のフランス 13 州地図及び BFC 州位置<sup>98</sup>

## 2 「生物多様性のリーダー」としての役割

### (1) BFC 州生物多様性戦略の策定

先ず初めに、BFC 州における「生物多様性のリーダー」の役割の一つとしては、州に策定が義務付けられている州生物多様性地域戦略の取組があげられる。

2016 年の州再編及び生物多様性法の制定を受けて、BFC 州では 2018 年から国の出先機関である地方環境・整備・住宅局（Direction régionale de l'environnement, de l'aménagement et du logement : DREAL）<sup>99</sup>や、OFB 及び水公社（Agences de l'eau）との連携により、地域の生物多様性に関する「診断」作業に着手し、2020 年 10 月に「州生

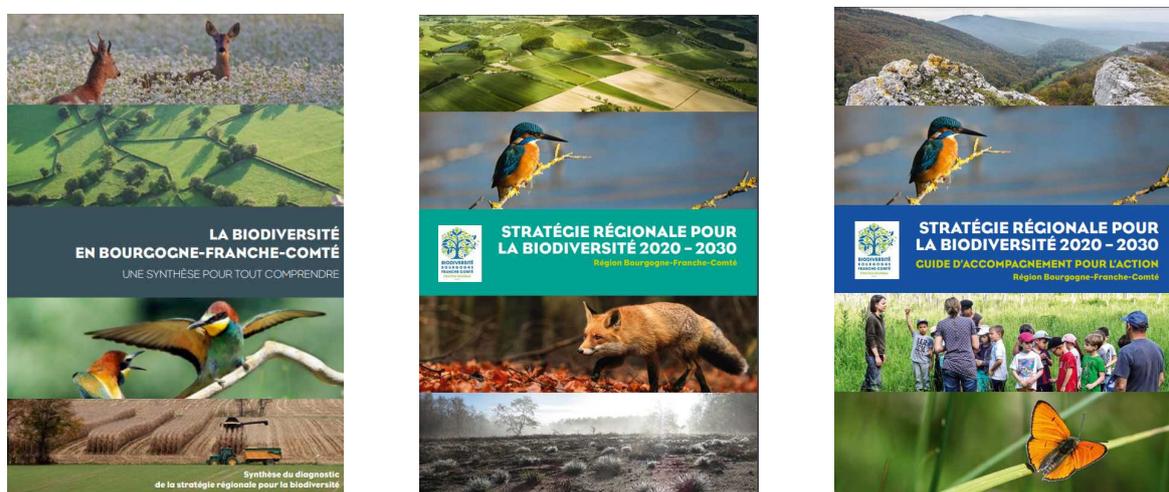
<sup>98</sup> Ministère de l'Intérieur, Les noms des nouvelles régions sont actés (※BFC 州位置囲みは、著者による) [<https://www.interieur.gouv.fr/Archives/Archives-des-actualites/2016-Actualites/Les-noms-des-nouvelles-regions-sont-actes/?nomobredirect=true>] (最終検索日：2022 年 4 月 14 日)

<sup>99</sup> エコロジー転換省の出先機関として、州における国の代表である州地方長官により、国の権限に属する事項に関して指示を行う。生物多様性分野に関しては、主に保護区の選定や戦略策定を行うほか、プロジェクトに対する助成等を担う。

物多様性戦略 2020-2030（以下「BFC 州戦略」という。）」が議決を以て策定された<sup>100</sup>。

BFC 州戦略は、次の3つの文書によって構成されており、6つの戦略方針のなかで19の目標が設定されている。

- ① 生物多様性の全体像を捉え、主要な課題を特定する「診断書」  
生物多様性に関する問題点を整理するもの。州の生物多様性及び州内活動の影響について状態を確認したものであり、協議の基礎となるものである。
- ② この先10年間の19目標を定める「6つの戦略方針」  
州が生物多様性保全のために達成すべき6つの戦略的方向性、19の実施目標を定義するもの。州地域戦略の骨格となる文書である。
- ③ 生物多様性保全のために活動する人のための「行動指針」  
できるだけ多くの人々が行動を起こせるようにするための情報と推奨事項を提供するもの。



(図3-2) BFC 州戦略<sup>101</sup> (左から①「診断書」、②「6つの戦略方針」、③「行動指針」)

<sup>100</sup> Région Bourgogne-Franche-Comté, LA STRATÉGIE RÉGIONALE POUR LA BIODIVERSITÉ [<https://www.bourgognefranchecomte.fr/la-strategie-regionale-pour-la-biodiversite>] (最終検索日：2022年4月22日)

<sup>101</sup> Région Bourgogne-Franche-Comté, LA STRATÉGIE RÉGIONALE POUR LA BIODIVERSITÉ [<https://www.bourgognefranchecomte.fr/la-strategie-regionale-pour-la-biodiversite>] (最終検索日：2022年4月22日)

戦略方針	目標	主要なアクター
A 生物多様性を保全、回復する	自然遺産の保護、管理する	  
	生態系の連続性を保全・修復する	   
	土壌の生物多様性のために行動する	  
B 気候変動を踏まえた地域整備の中心に生物多様性を位置付ける	土地のアスファルトやコンクリート等による人工被覆を減らす	 
	都市の自然を増やす	
	自然に基づく解決策を推進する	  
C 生物多様性を地域整備の課題にする	観光資源としての生物多様性をアピールする	 
	企業のイノベーション戦略に生物多様性を組み込むことを奨励し、その努力を評価する	 
	生物多様性を農林水産業の強みにする	 
	消費財及び流通経路を通じて生物多様性を促進する	 
D 生物多様性への関心を高め、みんなで取り組む	自然を大切にする文化を育む	 
	専門家を育成し情報提供を行う	  
	行動のために全てのアクターを動員する	 
E 集団行動の取組の連携と組織化により、知識とノウハウを高める	生物多様性に関する知識と研究を促進する	  
	州の生物多様性に関する知識を共有化、組織化し、その価値を高める	
	アクターのネットワークを発展し、組織化する	  
F 取組の有効性を高めるための相乗効果を創出する	公共政策の一貫性を確保する	 
	共通のガバナンスを組織し、活性化する	
	生物多様性に関連する政策、戦略及び行動をフォローし、評価する	 

 地方自治体	 社会経済、企業アクター	 農業関係者
 アソシアシオン	 研究者	 林業関係者
 自然空間の管理者	 教育関係者	 観光業関係者

(図3-3) BFC州戦略の6つの戦略方針及び19の目標<sup>102</sup>

<sup>102</sup> Région Bourgogne-Franche-Comté, LA STRATÉGIE RÉGIONALE POUR LA BIODIVERSITÉ

また、BFC 州は、生物多様性保全のためのアソシアシオン、農業経営者団体、製造業団体、狩猟者団体等、州の生物多様性に関わる全てのステークホルダーが加入する ARB（州生物多様性公社）を 2019 年に設立し、上述の国の出先機関と連携するとともに、同州生物多様性委員会及び州自然遺産科学評議会を通じて BFC 州戦略の進行管理が行われている。

BFC 州の生物多様性政策に関する取組については、同州のステファン・ヴォワナロスキー（Stéphane WOYNAROSKI）議員にインタビューを行った（2022 年 1 月 18 日）。同氏は、2010 年に旧ブルゴーニュ州議員として選出されて以来、BFC 州の議員として水と生物多様性分野を担当するとともに、BFC 州の州生物多様性公社（Agence régionale de la biodiversité : ARB）の理事長、国立森林公園副会長及び国際自然保護連合 IUCN フランス委員会「自治体と生物多様性」ワーキンググループ座長を務めている。

同氏に拠れば、BFC 州の生物多様性政策については、州議長であるマリー＝ギュイット・デュフェ氏の強い意志が反映されており、ARB や BFC 州戦略の策定において、市民の参画が広く図られているという。実際に、BFC 州生物多様性地域戦略の策定にあたっては、約 2 年半にもわたる市民社会との協議を経て策定されている。

具体的には、市民、アソシアシオン、関連企業、自治体、国関係機関等の参加による「自治体管轄地域と都市計画の整備」、「知見の共有、喚起、参画」等の様々なテーマによるセミナーを開催したほか、自然専門家とみなされる市民に対するヒアリングを行っている。また、オンラインを通じて一般市民の声を募った結果、14 日間で約 2,000 人からの意見が寄せられ、州にとっては想定以上に多くの意見を得られたとともに、市民の生物多様性に対する期待が非常に高いことを実感したという。ヴォワナロスキー議員は、本戦略の策定プロセスについて、「2 年半をかけて非常に多くのミーティングを開き、色々な人との調整と話し合いをしたことは、策定にあたって非常に重要なことだったと思う。そして、2020 年の議会では、全党派で反対なしの全会一致で採択された。これまでの協議の賜物だと思う。」と総括している。

しかしながら、本戦略策定における市民参画については、困難もあったという。フランスでは、アソシアシオンの活動が多様でネットワークが非常に大きいのが、特に生物多様性の分野では顕著にみられる。古くから活動する組織、積極的又は実力行使型の組織もあれば、自然遺産の管理に特化して活動する団体等もあり、表明される意見は実に様々であった。そのため、州としては、戦略を州の定めた方向性に向かわせるのではなく、誰の意見も阻止せず、全体の話し合いの中から共通の目標が出てくるように、時間をかけて仕向けるように工夫したという。また、戦略を文章化する際には、言葉に対して強く反応する団体もいたことから、効率的に策定作業が進むように、戦略の中で使う言葉選びも慎重に行った。ヴォワナロスキー議員は、戦略策定で一番苦勞した点について、「調整・話し合い」と「言葉選び」の 2 点をあげている。

このように、広く市民や関係団体の声を反映して策定された BFC 州戦略は、県やコミ

---

[<https://www.bourgognefranchecomte.fr/la-strategie-regionale-pour-la-biodiversite>]※和訳は筆者による。  
(最終検索日：2022 年 4 月 25 日)

ューンが生物多様性分野において取組を行う際の共通枠として機能しているという。



(図3-4) BFC州ディジョン庁舎<sup>103</sup>

## (2) 市民のイニシアティブによるプロジェクト支援

生物多様性分野に関してBFC州がリードする取組としては、上述の戦略計画策定に加えて、市民のイニシアティブによる新しいプロジェクトの掘り起こしや支援等も行われている。市民がそれぞれの責任と専門分野に応じて、BFC州戦略の「行動指針」で定義された目標の達成に資する活動、計画、アクションプログラムを自ら開始し、検討、実行、そして推進することを可能とするためである<sup>104</sup>。

例えば、州独自事業として「環境保全活動フェスティバル (Le Festival des solutions écologiques)<sup>105</sup>」が2020年から行われている。これは、エコロジーや生物多様性の分野における革新的なソリューションを選び、そのプロジェクトに対して資金を提供するものである。

また、「エコロジー転換のための市民イニシアティブ (Pionnier Ordinaire de la Transition Écologique : POTE)<sup>106</sup>」という一個人に向けたプラットフォームも提供す

<sup>103</sup> 2022年1月18日、BFC州ディジョン庁舎前にて著者撮影。

<sup>104</sup> Région Bourgogne-Franche-Comté, LA STRATÉGIE RÉGIONALE POUR LA BIODIVERSITÉ [<https://www.bourgognefranchecomte.fr/la-strategie-regionale-pour-la-biodiversite>] (最終検索日：2022年4月22日)

<sup>105</sup> Région Bourgogne-Franche-Comté, LE FESTIVAL DES SOLUTIONS ÉCOLOGIQUES 2021 [<https://jeparticipe.bourgognefranchecomte.fr/transition-ecologique/festival-des-solutions-ecologiques-2021/>] (最終検索日：2022年3月7日)

<sup>106</sup> Région Bourgogne-Franche-Comté, Appel à nouveaux POTES !

る。本事業では、ある生物多様性保全のためのソリューションを持っている人たちをネットワーク化して、その中でアイデアを情報交換してもらい、新しいプロジェクトにつなげていくという狙いがある。

### （３）自然の地理情報データベース「シゴージュ」

BFC 州では、フランスで唯一の「地理可視化装置 (géovisualiseur)」として、ジオポータルサイト「シゴージュ (Sigogne)」を整備している。本システムは、とりわけ生物多様性の損失の回避、低減及び補償を目的とする環境影響評価を実施するツールとして使われるほか、自然環境や自然区域の保護に関する法律の適用や、人々を取り巻く環境に関する知識の普及にも役立つものである。また本システムは自然遺産全国目録情報システムにおける、BFC 州に関するデータベースとしての役割も果たしている<sup>107</sup>。

本システムにより提供される情報は、それがデータベースに登録される前に、国立自然博物館の学術サービス提供機関であり、BFC 州をその管轄地域に含むパリ盆地国立植物園<sup>108</sup>やフランシュ・コンテ国立植物園一州無脊椎動物観測所等の学術機関による科学的検証にかけられる。また検証の対象となる動植物や自然環境の脆弱性の度合いや、それに関するデータの公開の可否についても、これらの学術機関により判断される<sup>109</sup>。

### （４）受粉媒介昆虫の保全について

近年、欧州やフランスにおいて受粉媒介昆虫の保全に関する取組が顕著となっていることを踏まえて、ヴォワナロスキー議員にこの点についてもヒアリングを行った。

同氏に拠れば、フランス国内でもこの問題については危機意識が持たれており、BFC 州では確認されている動植物種約 20,000 種の内、虫の占める割合が約 6,500 種と大きく、全てが受粉媒介昆虫ではないとはいえ、同州にとっても虫の保全は重要な課題として認識しているという。

BFC 州生物多様性地域戦略中の「戦略方針 A『生物多様性の保全と回復』」では、3つの目標の内、「自然遺産の保護と管理」における実施手段として、次のとおり受粉媒介昆虫保全に対する取組<sup>110</sup>を定めている。

「受粉媒介昆虫のための保護計画策定

- ・ 野生の受粉媒介昆虫の個体数に関する研究を仕上げる（生息地マッピング、指標の公表等）。

---

[<https://jeparticipe.bourgognefranche-comte.fr/appele-a-nouveaux-potes/>]（最終検索日：2022年3月7日）

<sup>107</sup> Sigogne, Présentation de Sigogne [<https://www.sigogne.org/menugeneral-sigogne/presentation-de-sigogne>]（最終検索日：2022年3月7日）

<sup>108</sup> パリ盆地国立植物園 (Conservatoire botanique national du Bassin parisien) は、イル・ド・フランス州、サントル州、グラン・テスト州及び BFC 州を所管

<sup>109</sup> Sigogne, Les chefs de file [<https://www.sigogne.org/menugeneral-sigogne/les-chefs-de-file>]（最終検索日：2022年3月7日）

<sup>110</sup> Région Bourgogne-Franche-Comté, Stratégie régionale pour la biodiversité 2020-2030, 2020, p.25

- ・ 受粉サービスや環境認証（高環境価値ラベル（HVE<sup>111</sup>）等）に対する農家の意識を、ネオニコチノイド系農薬に代わる手段の普及によって発展させる。
- ・ 受粉媒介種のための食糧資源エリアを創出する事業を奨励し、資金を提供する。」

先述の同州事業である「環境保全活動フェスティバル」では、これまで受粉媒介昆虫保全の取組も承認されており<sup>112</sup>、州としても保全の取組を促進しているところである。

また、同州管内においては、フランス全国養蜂連合（Union Nationale de l'Apiculture Française : UNAF）によるイベント「アピデイズ（Apidays<sup>113</sup>）」が開催され、ブース出展やワークショップ等を通じた市民への普及啓発を行っており、同州内のディジョン市が大きく関わっている。また、同じく同州内のブザンソン市も養蜂巣箱を都市公園に設置する等の投資をしているほか、2018年には第1回目の「受粉媒介昆虫全国大会」を同市で開催するなど、数年前からイニシアティブを図っている。さらには、BFC州議会でもコート・ドール県のシャトヌーフをはじめ、いくつかの養蜂巣箱を所有しており、州自身においても受粉媒介昆虫の保全の取組促進を図っているとのことである。

一方で、ヴォワナロスキー議員は、ミツバチだけに関心を持つのではなく、目につきにくい他の虫全てがエコシステムの機能にとって重要であると指摘する。ミツバチは、目につきやすく、わかりやすく、人の関心も引きやすいという利点があるが、生物多様性のメッセージとしてはこのようなシンボリックな生き物に限らず、目につかないもの、まったく見えない土壌内の虫も含め、全ての虫が生物多様性のためには重要なのである。

ここまで、BFC州の事例を取り上げ、「生物多様性のリーダー」である州が国及び管内自治体や関係者との調整者としてどのように州生物多様性戦略を策定し、市民の参画を促しているかを紹介した。

ヴォワナロスキー議員は、州が「リーダー」と位置づけられながらも施策の推進が難しい点として、県・コミューンに対して取組の義務付けをすることはできず、州の戦略自体は何ら強制力を持たないことを挙げている。各自治体の選挙で選ばれた議員が、与えられた権限の枠組みの中において取り組むことが原則であり、州として提案することはできても、強いることはできない。

しかしながら、BFC州戦略は県やコミューンの活動におけるひとつの「共通枠」となっている。本戦略の策定においては、行政や特定の関係者だけではなく、生物多様性分野に関わる全てのアクターと時間をかけた双方向的な協議を重ねて構築されていること、州に

<sup>111</sup> 高環境価値（HVE）は、農場全体で使用される農業慣行が自然の生態系を維持し、環境（土壌、水、生物多様性など）への圧力を最小限に抑えた農法であることを保証するラベルである。Ministère de l'Agriculture et de l'Alimentation, La Haute Valeur Environnementale : une mention valorisante pour les agriculteurs et leurs pratiques [<https://agriculture.gouv.fr/la-haute-valeur-environnementale-une-mention-valorisante-pour-les-agriculteurs-et-leurs-pratiques>]（最終検索日：2022年3月8日）

<sup>112</sup> Région Bourgogne-Franche-Comté, Les solutions 2020 [<https://jeparticipe.bourgognefranche-comte.fr/transition-ecologique/les-solutions/?utf8=%E2%9C%93&f=1&themes%5B%5D=biodiversite-environnement>]（最終検索日：2022年3月8日）

<sup>113</sup> フランス語で養蜂を意味する apiculture と英語の days をかけたもの。

より管内プロジェクトの一貫性が保たれていること、統一のデータベースを用意していることは、県や個別の行政単位を超えたより大きな自然的まとまりのなかで保全の活動を可能とするものであり、まさに「生物多様性のリーダー」として機能していると言えるのではないだろうか。



(図3-5) BFC州内の州自然公園 Doubs-Horloger の景観<sup>114</sup>



(図3-6) BFC州自然公園に生息するゲンチアナと受粉媒介昆虫<sup>115</sup>

### 3 ブザンソン市における生態系保全の取組

#### (1) ブザンソン市

次に、「自然地域のエコロジーデザインと管理」をテーマに開催された「生物多様性の首都コンクール 2018」受賞自治体であるブザンソン市の取組を紹介する。ブザンソン市は、

<sup>114</sup> 2022年6月28日、BFC州自然公園内にてクレアパリ撮影。

<sup>115</sup> 2022年6月28日、BFC州自然公園内にてクレアパリ撮影。

BFC 州の旧フランシュ・コンテ州都、ドゥー県の県庁所在地であり、広域行政組織はグラン・ブザンソン・メトロポールに属する。



(図 3 - 7) BFC 州におけるブザンソン市位置図<sup>116</sup>

ブザンソン市の取組については、同市サミュエル・ルリエーヴル生物多様性・緑地部長へインタビューを実施した(2022年2月4日)。ここでは、BFC 州内コミューンにおける都市の生態系保全の先進事例を紹介する。

ブザンソン市は、人口 12 万 472 人、面積 6,505 ヘクタールとなっており、市で管理する緑地は 2,516 ヘクタール、森林地域は 2,024 ヘクタールとなっている。市内にはナチュラ 2000 に指定された区域が 2 か所、指定保護地域が 7 か所、生態学的・動植物学的に特徴のある自然地域が 8 か所等、自然保護区域を有し、また、ユネスコ世界遺産のブザンソン城塞の麓に多様で貴重な植物相のある丘や、石灰質の草原地帯、森林群、ドゥー川河岸など、豊かな自然環境に囲まれている<sup>117</sup>。

## (2) ブザンソン市の生物多様性政策マネジメント

### ア 市の生物多様性保全の組織体制と政策の実施について

ブザンソン市では、その都市中心部の緑地は公園や子どもの遊び場、墓地、屋外スポーツ施設等として約 200 ヘクタール、市周辺にある丘を含む自然環境地帯が約 100 ヘクター

<sup>116</sup> d-maps, Carte Bourgogne-Franche-Comté (France) (※ブザンソン市位置囲みは、著者による) [[https://d-maps.com/carte.php?num\\_car=167093&lang=ja](https://d-maps.com/carte.php?num_car=167093&lang=ja)] (最終検索日：2022年4月20日)

<sup>117</sup> Ville de Besançon, Biodiversité [<https://www.grandbesancon.fr/infos-pratiques/environnement/biodiversite/>] (最終検索日：2022年3月8日)

ルとなっており、市によって管理が行われている。予算は、投資予算<sup>118</sup>として地表の水はけの向上、植樹、公共スペースの用途転換等のヒートアイランド対策に関する予算が最も大きく、続いてスポーツ施設、緑地、墓地等の維持のための投資予算が計上されている。

生物多様性・緑地部は、ルリエーヴル部長を筆頭に約 140 名の職員によって構成されており、その中でも都市部の緑地担当が約 100 名と最も多い。この他には、市で管理する森林やスポーツ関係、景観プランナー等の各担当者や、分野横断的に林野や生物多様性のプロジェクトを担当する職員が在籍している。

ブザンソン市の生物多様性マネジメントにおける大きな特徴の 1 つとしては、まず生物多様性・緑地部の統括者であるルリエーヴル部長自身が従来の園芸や景観の専門家ではなく、「生態学」専門のエンジニアである点が挙げられよう。ブザンソン市は、その緑地面積の大きさからフランスでも緑が非常に多いまちの一つとして知られるが<sup>119</sup>、過去 20 年の時間をかけて、単にまちの花を綺麗にみせるための手入れを行うのではなく、徐々に「生物多様性が表現される場所としてまちの緑地を管理する」という新しい管理の考え方を発展させてきた。2017 年にルリエーヴル部長が生態学の専門家として市に雇用されたこと自体が、まちにおいて自然の問題が重要視されていたことを意味しているといえる。

また、政策の実施に関して特筆すべき点として、ブザンソン市では生物多様性や生態系保全に関するそのものの目標文書や数値を定めているわけではなく、すべてのまちの都市整備や、日常的に提供される全プロジェクトに対して、生物多様性の概念が組み込まれ、生物多様性・緑地部が関与している点が挙げられる。

これは、現市長の考え方のもとで強力に進められているものである。具体例としては、例えばサイクルレーンについて、これまでは単純に歩道・レーン・車道の整備をすればよいという考えであったものが、同部が参加することでサイクルレーンに植樹を行い、ヒートアイランド現象を避ける取組が図られたり、また、近くに設けられる駐車場の水はけがよいものにするによって草が生えるようにしたりと、より生物多様性に有利な場所とすることが可能となった。その他にも、建物の建築における雨水の回収方法改善や、蔓を生やすことによる緑化への配慮、ブザンソン市にある世界文化遺産のヴォーバン城塞の夜間ライトアップの消灯を進めている。ヴォーバン城塞はナチュラ 2000 指定区域であるため、本来は市が直接関与するプロジェクトではないものの、ブザンソン地域ではフランス国内で確認されるコウモリ 40 種の内、23 種が生息しており、同市にとってはコウモリの生息域保護や夜行性動物の光害対策が課題の 1 つとなっているためである。

ルリエーヴル部長が着任してからは、ブザンソン市職員に対する教育も進められている。生物多様性により敏感になってもらうこと、色々な受粉媒介昆虫の役割や生命サイクルに関心や知識を持ってもらうこと、また、自然に生えてくる植物をこれまでのように農薬をまいて除去するというのではなく、意図的に街中に植えることや、自然に生えてきたものを切らない・刈らない・むしらな

---

<sup>118</sup> フランスの地方行政制度については、当事務所既刊の「フランスの地方自治」を参照されたい。(一財)自治体国際化協会パリ事務所「フランスの地方自治 平成 29 年(2017 年)改訂版【全章統合版】」((一財)自治体国際化協会)、2020 年)

<sup>119</sup> Capitale française de la biodiversité, RAPPORT DE VISITE DE TERRAIN 2018 – BESANÇON, 2018, p.1

いことなどが意識的に進められてきた。現在では、例えば庭師の職員であっても、「本当にこの植物を刈っていいのか？」ということをお先ず初めに考えるようなDNA(考え方)が定着してきているという。

生態学の専門家が市の生物多様性や緑化を統括することで、単なる管理者からコンサルタントとして様々なプロジェクトに対し、科学的知見をもたらす役割に変化しているのである。



(図3-8) ブザンソン市生物多様性・緑地部の建物<sup>120</sup>

## イ 市の生物多様性保全政策における基本的な概念

ブザンソン市の生物多様性政策において、一番重要視していることは、土壌とのインターフェイス(境界面)である「草」の部分であるという。具体的な措置としては、草を抜かない、刈らない、生やすという手順により年間を通じて干し草を作ることであり、植物がライフサイクルを完全に終え、次のライフサイクルにつながるような取組が行われている。これを徹底することにより、受粉昆虫が食物を確保する条件になっていくという。

ブザンソン市では、2014年から市の所管地で農薬・殺虫剤の使用を禁止するなど、早くから生態系保全のための取組を実施してきた。しかし、単に農薬を禁止するだけでは生態系の回復とはならないため、受粉媒介昆虫等の生き物にとってどんな食物資源があるのか、また、どういった形でその食物を摂っているかという研究も進めている。

例えば、かつては一年草や二年草として植えられていたものを多年草へと変え、受粉媒介昆虫の食物提供のために花蜜を出すような花を咲かせることを重視しており、現在では、カラシ、ヒマワリ、ヤグルマギク及びヒナゲシに関する実験も行っている。広い面積に種を植え、その花を咲かせることで、受粉媒介昆虫だけでなく鳥もやってくるようになり、それが都市部の生物多様性保全の促進につながっていく。

これまで長い間、都市のコンセプトというのは、生物多様性が表現されるような場所を

<sup>120</sup> 2022年2月4日、ブザンソン市にて著者撮影。

提供せず、道路の路肩や建物の裏などに草が自由に生えてくる環境は許されなかった。ブザンソン市ではこの考え方を転換し、ロータリーの中心部などでも種を蒔くことによって、非常に安いコストで生物多様性の観点から大きなメリットを得ることができるようにしている。しかし、いきなり全てを変えることは難しく、住民が自分のまちではなくなったという印象を持たせてしまうと受け入れてもらえない。住民にとっては、「綺麗かどうか」という概念が大切であり、その中心となるのは「花」がもたらす色や明るさであることも踏まえつつ、科学的観点から生態系にとって意義のある植生を増やしていく必要がある。

さらに、2018年の「生物多様性の首都コンクール」でブザンソン市の取組が非常に高く評価されたように、ブザンソン市の政策の特徴は科学界と連携して作業が進められていることにある。アソシエーションがその科学的根拠や知見を提供し、市の生物多様性に関する取組が間違っていないかということが検証されているのである。

このように、ブザンソン市の生物多様性政策の基本姿勢としては、劣化した生態系の保全措置を行うのみならず、自然の生命のサイクルを蘇らせ、将来的な生態系の回復を目指した取組を科学的知見に基づきながら実施しようとしている点にあるといえる。まち全体を通じてこのような考え方に基づく取組が行われていることは、模範的な事例であるといえる。

### (3) 都市の緑化における取組事例

#### ア 「植生許可証」プロジェクトと課題

ブザンソン市では、2017年より「植生許可証 (Permis de végétaliser)」プロジェクトを実施している。これは、市が定める花壇などの公共スペースにおいて、市民が植物栽培やガーデニングを行うことを可能にするもので、市民が環境配慮の意識を高めたり、植生活動を通じて地域コミュニティとの連帯を図ったりすること等を目的に実施されている。

希望する市民は2、3人のグループで、自由に植生活動を行うことができる。植生は、明らかに不適切とされる外来種等を除いて住民が自由に選ぶことができ、自らのイニシアティブで緑化を通じたまちづくりに参加できるとともに、市民の自然との触れ合いの機会創出につながっている。

市民は、その目的として本植生活動を通じて生物多様性や生態系保全に貢献し、地域住民との協力を図ることや、実施の基本的考え方等について記載された「緑地及び共有スペース憲章」<sup>121</sup>への同意を通じて市に申請する。申請が承認されると、ブザンソン市側は、植物の選び方やメンテナンス方法等の技術的なアドバイスを提供する仕組みとなっている。

一方、本事業はパリ市においても2015年より開始されているが、2022年1月に終了している<sup>122</sup>。ルリエーヴル部長に拠れば、住民イニシアティブによる緑化に対する機運醸成が図れた一方で、住民の関心に左右されてしまうことから、長期的に実施すること、また、

<sup>121</sup> Ville de Besançon, Permis de végétaliser [<https://www.grandbesancon.fr/infos-pratiques/environnement/biodiversite/permis-de-vegetaliser/>](最終検索日：2022年3月9日)

<sup>122</sup> Le monde, Anne Hidalgo signe la fin des « permis de végétaliser » à Paris [[https://www.lemonde.fr/politique/article/2022/01/18/a-paris-anne-hidalgo-signe-la-fin-des-permis-de-vegetaliser\\_6109929\\_823448.html#:~:text=En%202015%2C%20l'H%C3%B4tel%20de,les%20%C3%A9lus%20de%20la%20capitale](https://www.lemonde.fr/politique/article/2022/01/18/a-paris-anne-hidalgo-signe-la-fin-des-permis-de-vegetaliser_6109929_823448.html#:~:text=En%202015%2C%20l'H%C3%B4tel%20de,les%20%C3%A9lus%20de%20la%20capitale)] (最終検索日：2022年3月9日)

植えられる種に異質なものが混在することで景観が不均一となることへの難しさがあるという。そのため、現在では大きな区画をまちがイニシアティブをとって進める方が、生物多様性の観点からは優れているのではないかという考え方もあると指摘する。例えば、住宅地よりも学校などの公共施設の周りを中心に実施し、1か所のターゲットに集中し、成功例を作ったうえで展開する方が合理的に進めることができる。市域の全体で点的に実施しても、エネルギーが分散してしまい、市としてサポートしきれないためである。

反対に、フランス北部ノール県のルーベ市では、概観が美しいとは言えなかった道路沿いの建物に蔓を植え、外壁を覆うというプロジェクトを行い、市が主体となって歩道の植え込みを整備するとともに、住民は指定された種のみを植生するという手法をとった。15年後、美しく緑化した道路となったという。

このように、住民の参画による緑化事業は、住民のイニシアティブによるものか、行政のイニシアティブにより行うか、目的によってアプローチが異なるという。ブザンソン市では、現在のところ本プロジェクトが継続され、市民の緑化活動参画への一手段となっているが、行政が都市の緑化政策を行ううえで、どのような役割を担うべきか、また誰に拠るイニシアティブが必要かといった点を考えるうえで参考になるものである。

## イ 市民参加型インベントリーアプリ「スマート・フォーヌ」

市民参加型の野生動物相及び植物相のインベントリー手法として、ブザンソン市では、観察された種を記録できるスマートフォンアプリの「スマート・フォーヌ Smart-Faune」を配信<sup>123</sup>している。集められたデータは、地元の科学検証を経て地域のデータベースの追加情報として活用されることを目的としている。また、当該データは市のウェブサイトを確認することができ、市民も自分自身が貢献した情報を参照することができる。

なお、本アプリの情報を含め、アソシアションによる調査結果、観察所の調査情報、環境アセスメントに係る民間調査情報等、市域で集められた観察結果については、BFC州のプラットフォームである「シゴーニュ」(第3章第1節2(3)参照)に一元的に集約される。ブザンソン市では、必要に応じてシゴーニュから抽出し、活用することができ、州と一貫したデータ共有が可能となっている。

しかしながら、本アプリの仕様にはまだ課題を残しているという。

現行のシステムでは、市民が発見した動物を詳細な分類リストから選び、報告する仕様となっている。しかし、動物に関する専門知識のない市民にとっては、見つけた動物の種を正確に特定して報告するというは大変難しいことである。そのため、今後は現在のアプリを発展させて、例えば「ツバメ」「リス」「ハリネズミ」など、市民によく知られ、かつ生態系において重要な種を見つけたかどうかを問うようなものにすることを検討している。例えばツバメあるいはその巣が見つかるということは、ツバメの餌となる昆虫が存在するということであり、リスの存在が確認できれば、それが生息する森林の状況を知る手掛かりとなる。またハリネズミを見かけたという報告があれば、森林だけでなく、都市

<sup>123</sup> Ville de Besançon, Smart Faune, outil de sciences participatives  
[\[https://www.grandbesancon.fr/infos-pratiques/environnement/biodiversite/smart-faune-outil-de-sciences-participatives/\]](https://www.grandbesancon.fr/infos-pratiques/environnement/biodiversite/smart-faune-outil-de-sciences-participatives/) (最終検索日：2022年3月9日)

部に点在する緑地や公園にもハリネズミが生息しているということがわかる。

日本の市町村においても、このようなアプリとの連動システムによる市民参加型の調査システム等が検討されているところであるが、ブザンソン市の取組結果や課題は今後の政策検討における大きなヒントになるのではないだろうか。

## ウ 生物多様性保全の主流化について

先述のア、イの取組事例の他にも、ブザンソン市では市民が様々な形で生き物とのふれあいや保全の取組に関わっている。具体的には、いわゆる「オープンデイズ」として、市民が年に1回、生物多様性・緑地部のある建物や隣接の温室に訪問する機会や、市で飼育するヤギや羊を年に1回家畜舎から牧草地に大移動させる行事において、約1,000人の参加者が一緒にハイキングし、動物の生態を見ることが可能である。また、市の文化部と連携したイベントでは、例えば「18世紀のブザンソン」と題するイベントにて、当時のブザンソンの風景・丘の姿と19世紀以降の都市公園とを比較しながら、自然の変化、木や水についても教える機会となっている。

生物多様性保全政策においては、いかに市民社会の中で生物多様性を「主流化」させるかが世界中で課題となっているが、ブザンソン市では主流化のために何か1つの政策を設けるのではなく、市の全ての政策がその方向に沿っているという。ブザンソン市の事例から見えることは、日常のあらゆる機会を利用して生物多様性保全のプレゼンスを強化し、市民に訴えるべきメッセージを発していくことが重要ということである。

以上、ここまで BFC 州内の自治体の先進事例としてブザンソン市の事例を取り上げ、自治体における政策マネジメントとして生態学的アプローチを可能とするような市の組織体制が整備されていること、また、都市の緑化においては、受粉媒介昆虫の生息域確保も含め、将来的な自然再生を見据えた科学的知見に基づく政策が行われていること、そして、市内のすべての政策が生物多様性保全を意識したものとなっていることが明らかとなった。

次節では、3つ目の事例として南フランスの地中海沿岸に位置するカンヌ市を取り上げ、フランスの自治体はその地域的特徴を踏まえた陸域及び海域の保全政策をどのように展開しているか、ケーススタディとして紹介する。

## 第2節 地域の特徴を生かしたカンヌ市の取組

### 1 カンヌ市

南仏プロヴァンス・アルプ・コートダジュール州（以下「PACA州」という。）アルプ・マリタイム県に位置するカンヌ市は、コート・ダジュールの海岸に面する沿岸都市である。人口は7万3,965人、面積は19.6km<sup>2</sup><sup>124</sup>と、アルプ・マリタイム県ではニース市に次ぐ都市規模であり、「カンヌ国際映画祭」や夏季のバカンスシーズンを通じて、世界中から観光客を多く受け入れている。また、カンヌ・ペイ・ド・レラン（Cannes Pays de Lérins）都市圏共同体（コミューン間広域行政組織）を構成する5コミューンの1つであり、同広

<sup>124</sup> Insee, Comparateur de territoire : Commune de Cannes (06029) [\[https://www.insee.fr/fr/statistiques/1405599?geo=COM-06029\]](https://www.insee.fr/fr/statistiques/1405599?geo=COM-06029)（最終検索日：2022年3月11日）

域行政組織規模では人口 15 万 8,111 人、面積は 94.8km<sup>2</sup>である<sup>125</sup>。

カンヌ市内の主な自然地域や緑地区域としては、約 80 ヘクタールの県脆弱自然区域である「クロワ・デ・ガルド公園 (Parc de la Croix-des-Gardes)」や、陸海で約 1 万 4,000 ヘクタールがナチュラ 2000 に指定されているレラン諸島 (Les Îles de Lérins)、また、市が管理する約 75 ヘクタールのシアーニュ渓谷下流域自然地帯 (La basse vallée de la Siagne) などがあり、市による保全の取組が行われている。

同市の生物多様性保全の取組については、ブノワ・アガサン部長にインタビューを実施し (2022 年 1 月 24 日)、カンヌ市の分野横断的な環境関連プロジェクトに関する情報提供を受けた。カンヌ市の環境政策は、基本的には 2015 年にカンヌ市で採択された「アジェンダ 21」<sup>126</sup>に定められる 4 つの基本方針、16 の目標、42 のアクションに沿って持続可能な街づくりが推進されている。カンヌ市環境部では、市民への普及啓発やイベントを行うとともに、本アジェンダ 21 の達成に向けて、その進捗管理を行いつつ、市庁舎内緑地課やエネルギー課、交通関係課等関連部署との調整も担う。一方で、カンヌ・ペイ・ド・レラン都市圏共同体ではエネルギー政策を総括しており、市と共同で事業を進めるとともに、洪水対策や、廃棄物対策等を横断的に連携している。

本節では、カンヌ市における県脆弱自然区域やナチュラ 2000 指定区域といった陸海の自然保護地域におけるコミュニケーションとしての取組及び二次的自然地域における持続可能な地域農業振興の事例について紹介する。

## (1) カンヌ市「緑の肺」クロワ・デ・ガルド公園

### ア 公園概要

県脆弱自然区域に指定されるクロワ・デ・ガルド公園は、カンヌ市中心市街地から北に約 3 キロに位置し、市の「緑の肺」として市民から親しまれる。本公園は約 80 ヘクタールの内、約 60 ヘクタール<sup>127</sup>が沿岸地域の自然保護を目的とする沿岸管理局 (Conservatoire du littoral)<sup>128</sup>の所有地となっている。

1925 年にカンヌ市が市民公園を作る目的で 33 ヘクタールの土地を入手し、1989 年に建築禁止自然地域及び森林地域に指定することで一時的に都市開発から保護していたが、市は 2000 年に永久的な保全を目的として、沿岸管理局に所有地を譲渡することとした<sup>129</sup>。

<sup>125</sup> Insee, Comparateur de territoire, : Intercommunalité-Métropole de CA Cannes Pays de Lérins (200039915) [<https://www.insee.fr/fr/statistiques/1405599?geo=EPCI-200039915>] (最終検索日: 2022 年 3 月 11 日)

<sup>126</sup> フランス自治体における持続可能な開発や SDGs の実践は、1992 年の地球サミットでアジェンダ 21 が採択されて以降、Comité21 により早くから推進されている。詳しくは、(一財)自治体国際化協会パリ事務所「フランスの地方自治体における SDGs の地域化 ~ La territorialisation des ODD en France ~」(『CLAIR REPORT 第 518 号』、2021 年)を参照されたい。

<sup>127</sup> Conservatoire du littoral, LA CROIX DES GARDES [[https://www.conservatoire-du-littoral.fr/siteLittoral/377/28-la-croix-des-gardes-06\\_alpes-maritimes.htm](https://www.conservatoire-du-littoral.fr/siteLittoral/377/28-la-croix-des-gardes-06_alpes-maritimes.htm)] (最終検索日: 2022 年 3 月 11 日)

<sup>128</sup> 沿岸管理局とは、自然保護を担当する国務大臣の監督下に置かれる国の公的行政機関のこと。Conservatoire du littoral, Gouvernance [<https://www.conservatoire-du-littoral.fr/57-gouvernance-de-l-etablissement.htm>] (最終検索日: 2022 年 3 月 11 日)

<sup>129</sup> Conservatoire du littoral, LA CROIX DES GARDES ; histoire [[https://www.conservatoire-du-littoral.fr/siteLittoral/377/28-la-croix-des-gardes-06\\_alpes-maritimes.htm](https://www.conservatoire-du-littoral.fr/siteLittoral/377/28-la-croix-des-gardes-06_alpes-maritimes.htm)] (最終検索日: 2022 年 3 月 11 日)

現在では、同局による保護措置が取られるとともに、カンヌ市は優先的に自然を保護すべき区域として公園管理を担っている。

クロワ・デ・ガルド公園の丘からは、カンヌ湾やレラン諸島の雄大な景観が見渡せる一方で、公園内にはミミズク (hibou petit duc)、ヤツガシラ (huppe fasciée)、ヤマシギ (bécasse des bois)、セアカモズ (pie-grièche écorcheur)、ニシコウライウグイス (loriot d'Europe) 等の注目すべき種を含む約 40 種の鳥類や、モンペリエスネーク (couleuvre de Montpellier) やハシゴヘビ (couleuvre à échelons) 等の多くの爬虫類や昆虫、小型哺乳類が生息している。なお、最近ではイノシシの増加により地域の土地所有者への問題を引き起こしていることが指摘される。植生は、コルクガシ (chêne-liège)、イタリアカサマツ (pin parasol)、そしてマキ (maquis) がプロヴァンス地方特有の在来種である<sup>130</sup>。

## イ 外来種「ミモザ」への対応と管理

黄色い房状の花を咲かせる「ミモザ (acacia dealbata)」は、フランスでも春を告げる花として人気があり、また、現在では本地域を特徴づける花の一種でもあるが、元々はキャプテン・クックがオーストラリアで発見したミモザを 1864 年にブローア卿が当時のクロワ・デ・ガルド地域にもたらし、1880 年頃から栽培が始められたとされている<sup>131</sup>。その後、20 世紀初頭には園芸貿易の対象となり、広大なミモザ林において栽培されるようになったミモザの花は、切り花として世界中に販売されるようになった。現在では、自然交配や人工交配によって生まれた数種類のミモザについては、本地域を産地とする<sup>132</sup>品種として販売されている。

しかしながら、広大なミモザ園の衰退に伴い、20 世紀半ば以降に放置された野生のミモザの無秩序な増殖が同公園内では問題となっている。それは、野生化したミモザが増殖することにより、本来の固有種や、かつては優勢であったマキを脅かす存在となっているためである。ミモザの木は年間 2 m の早さで成長し、20m まで伸びるうえ増殖能力が高く、さらには燃えやすい性質であることから、火災や生物多様性への影響が懸念される外来種として対応が必要となっている。

そのため、沿岸管理局及びカンヌ市では、野生化したミモザの侵攻に対抗できる唯一の木であるイタリアカサマツ (pin parasol)、アレップマツ (pin d'Alep) 等のマツ類を植樹し、在来種や公園内の低木種の保全に取り組んでいる。数年後に松の木が覆うと針葉樹の厚い層が形成され、ミモザの自然発生には不利な条件をもたらすためである。なお、同公園にはミモザほど多くはないものの、同じく外来種であるユーカリの影響も問題となっている。

<sup>130</sup> Conservatoire du littoral, LA CROIX DES GARDES ; Faune et Flore [[https://www.conservatoire-du-littoral.fr/siteLittoral/377/28-la-croix-des-gardes-06\\_alpes-maritimes.htm](https://www.conservatoire-du-littoral.fr/siteLittoral/377/28-la-croix-des-gardes-06_alpes-maritimes.htm)] (最終検索日：2022 年 3 月 11 日)

<sup>131</sup> Office de tourisme de Cannes, Le mimosa en fleur de la Croix des Gardes [<https://blog.cannes-destination.com/balades/mimosa-fleur-de-croix-gardes/>] (最終検索日：2022 年 3 月 31 日)

<sup>132</sup> Mirandole, Rêve d'or 等



(図3-9) クロワ・デ・ガルド公園内のミモザ<sup>133</sup>

#### ウ クロワ・デ・ガルド公園におけるカンヌ市の取組

カンヌ市では、クロワ・デ・ガルド公園の管理として、約 20km のハイキングルートやウォーキングコース、そして6つの展望台を整備し<sup>134</sup>、市民の自然の触れ合いの機会を提供している。

市の環境部では、市民への自然や生物多様性保全の啓発事業を年間の様々な機会を通じて実施しているが、とりわけコミューンの権限とされる幼稚園及び小学校児童を対象とした環境教育事業として、6月には幼稚園児童を対象とした木や虫のサイクルについて語りながら公園をめぐるハイキングイベント、11月には小学生に対してより詳しく生態系や昆虫等について学び、植林を行うイベントを実施している。

そして、ミモザ開花時期となる1月又は2月頃には、全市民を対象とした「クロワ・デ・ガルド公園祭り (Grand fête de la Croix-des-Gardes)」と題したイベントが開催され、公園内のクイズラリーを通じて自然や生き物及び公園の文化歴史について学べる機会となっている。

本イベントは、市の主催のもと、沿岸管理局、国立森林庁 (Office national des forêts) や、関係アソシアシオンの協力により開催され、公園内で職員による環境教育が行われる他、関係団体のブースにおいて地域の森林に生息する生き物や植生、ミツバチの生態、外来種であるミモザ及びユーカリについての説明が行われる。

<sup>133</sup> 2022年1月23日、カンヌ市クロワ・デ・ガルド公園にて著者撮影。

<sup>134</sup> Mairie de Cannes, LES ESPACES NATURELS [<https://www.cannes.com/fr/cadre-de-vie/espaces-verts-parcs-et-jardins/espaces-verts.html>] (最終検索日：2022年3月11日)



(図3-10) クロワ・デ・ガルド公園祭りの関係機関によるブース出展の様子<sup>135</sup>



(図3-11) クロワ・デ・ガルド公園祭りのクイズラリーの様子<sup>136</sup>

上述の啓発事業に加えて、カンヌ市では同公園内に約 70 箱、市内 3 か所では合計約 150 箱の養蜂箱を設置している。これは、養蜂により蜂蜜を生産することを目的としているのではなく、カンヌの温暖な気候の中で設置することにより、ミツバチを越冬させ、繁殖を促すという生物多様性保護を目的としたものである。ここで越冬したセイヨウミツバチは、春になるとメルカントゥールの高峰で受粉を行い、蜂蜜を作る<sup>137</sup>。

<sup>135</sup> 2022 年 1 月 23 日、カンヌ市クロワ・デ・ガルド公園にて著者撮影。

<sup>136</sup> 2022 年 1 月 23 日、カンヌ市クロワ・デ・ガルド公園にて著者撮影。

<sup>137</sup> Marie de Cannes, DES RUCHES INSTALLÉES À LA CROIX-DES-GARDES POUR PROTÉGER LA BIODIVERSITÉ [<https://www.cannes.com/fr/index/actualites/archives/annee-2020/des-ruches-installees-a-la-croix-des-gardes-pour-protger-la-biodiversite.html>] (最終検索日：2022 年 3 月 14 日)

さらに、上述の養蜂箱の他、市ではアソシアシオンとの協力により、生物多様性保全に関する教育を目的とした巣箱を設置し、その生態を市民が観察することが可能となっている。



(図 3-12) アソシアシオンによるクロワ・デ・ガルド公園の観察用養蜂箱<sup>138</sup>

同様に、アソシアシオンと連携した生態系保全の実施例として、市ではクロワ・デ・ガルド公園内で 2015 年からロバを飼育し、アグロフォレストリー<sup>139</sup>の一環である「森林放牧地 (sylvopastoralisme)」を実践している。森林放牧地とは、家畜の放牧により、森林と草地のバランスを保つ自然環境の管理手法のことであり<sup>140</sup>、ここでは、ロバに下草を食べさせ、本来であれば春の終わりに機械によって行われる草刈り作業をより自然に沿った形で実施している。ロバが草を食べることによって、火災のリスクを抑えられる、他の動植物への影響が少なくなる、CO<sub>2</sub> の放出が抑制される、自然に土壌が豊かになるといった多くの利点がもたらされる<sup>141</sup>。また、市民にとっても市街地付近の自然公園内で動物に接することができる機会となっている。

<sup>138</sup> 2022 年 1 月 23 日、カンヌ市クロワ・デ・ガルド公園にて著者撮影。

<sup>139</sup> 農業(agriculture)と林業(forestry)を組み合わせた造語。農業と林業を組み合わせることで生産性の高い持続可能な土地利用ができるとされている。日経テレコン「アグロフォレストリー」  
[<https://www.nikkei.com/telecom/theme/37840>] (最終検索日：2022 年 4 月 20 日)

<sup>140</sup> Anestérel, La définition de sylvopastoralisme [<http://www.anesterel.com/pages/le-sylvopastoralisme/la-definition-de-sylvopastoralisme.html>] (最終検索日：2022 年 3 月 14 日)

<sup>141</sup> france3, Cannes : la Croix-des-Gardes cherche un nom pour son nouvel ânon [<https://france3-regions.francetvinfo.fr/provence-alpes-cote-d-azur/alpes-maritimes/cannes/cannes-croix-gardes-cherche-nom-son-nouvel-anon-1583377.html>] 最終検索日：2022 年 3 月 14 日)

このように、クロワ・デ・ガルド公園では、主に外来種対策を含む公園内の生態系保全措置を沿岸管理局に委ねている一方で、公園における市民利用の施設整備や、生物多様性に関する普及啓発事業はカンヌ市により行われている。また、養蜂家やアソシエーションとの連携により、養蜂箱の設置やロバの放牧を導入し、市としても「緑の肺」に生物多様性保全の新たな取組を積極的に取り入れつつ、市民が実際に見たり、触れ合えたりする機会を創出している点は、興味深い事例といえる。



(図3-13) クロワ・デ・ガルド公園で飼育されるロバ<sup>142</sup>

## (2) シアーニュ川渓谷における地域農業振興と自然保護

### ア カンヌ市の新たな「緑の肺」シアーニュ川渓谷下流域

上述の自然公園のほかにも、カンヌ市では新たな「緑の肺」として、農業振興と自然の保護を目的に市内北西部のシアーニュ川渓谷下流域を整備している。

市は 2007 年に同地を取得し、肥沃な土地の耕作、雨天時の遊水地としての保全、動植物の保護のほか、ウォーキングやサイクリング、釣り等、市民が自然に親しむためのスポットを整備するための事業を開始した<sup>143</sup>。

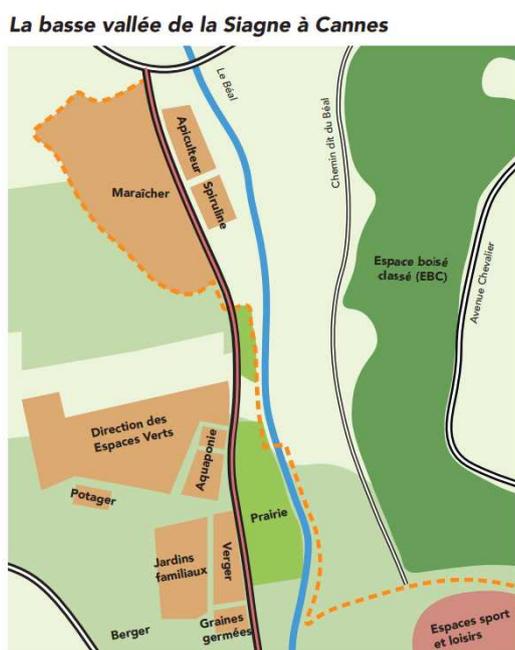
市で有する 75 ヘクタールの敷地の内、70%にあたる 48 ヘクタールは 5 つの農業事業者により野菜栽培、発芽種子生産、水耕栽培、養蜂等が行われる。また、48 の家庭用菜園及び 3 つの共有菜園では市民利用が可能となっている他、200 本の果樹が植えられているなど主に農業地として整備されている。その他の 7 ヘクタールの敷地では、草地におけ

<sup>142</sup> 2022 年 1 月 23 日、カンヌ市クロワ・デ・ガルド公園にて著者撮影。

<sup>143</sup> L'Agence Régionale de la Biodiversité de la région Provence-Alpes-Côte-D'azur, Aménagement de la basse vallée de la rivière Siagne : le poumon vert Cannois (Fiche de l'Observatoire Régional de la Biodiversité) [<https://www.arbe-regionsud.org/156-amenagement-de-la-basse-vallee-de-la-riviere-siagne-le-poumon-vert-cannois.html>] (最終検索日：2022 年 3 月 22 日)

るピクニックテーブル、2.1kmの遊歩道、ジョギングコース、ハイキングコース、自転車道など、市民の憩いとスポーツの場として市が整備し、残りの20ヘクタールは、生物多様性保全のためのシアージュ氾濫原の湿地帯として区分され、都市のスプロール化現象を抑制しつつ、地域農業振興、市民利用及び自然環境保全のための区画として管理されている。

本整備事業により、不法投棄に対する清掃作業や、湿地帯を中心とした景観及び自然環境の向上が図られ、また、荒地を開墾することにより、敷地内の動植物の生息環境の最適化が図られている<sup>144</sup>。



(図3-14) カンヌ市シアージュ氾濫原下流域図面<sup>145</sup> © Mairie de Cannes

## イ 都市の野菜栽培学校

シアージュ氾濫原下流域における直近の注目すべき取組として、「都市の野菜栽培学校 (École de maraîchage urbain)」事業がある。2021年9月にカンヌ市及びカンヌ・ペイ・ド・レラン都市圏共同体によって開始された本事業は、土地価格が高いコート・ダジュール地域において、広大な土地での農業従事が困難であるという地域特性を踏まえて、小面積かつ有機農法による野菜栽培の手法を習得するために設立された。最終的には育てた野菜を市内の学校給食として提供したり、地域での販売ルートを確立したりすることによ

<sup>144</sup> L'Agence Régionale de la Biodiversité de la région Provence-Alpes-Côte-D'azur, Aménagement de la basse vallée de la rivière Siagne : le poumon vert Cannois (Fiche de l'Observatoire Régional de la Biodiversité)

[<https://www.arbe-regionsud.org/156-amenagement-de-la-basse-vallee-de-la-riviere-siagne-le-poumon-vert-cannois.html>] (最終検索日：2022年3月22日)

<sup>145</sup> L'Agence Régionale de la Biodiversité de la région Provence-Alpes-Côte-D'azur, Aménagement de la basse vallée de la rivière Siagne : le poumon vert Cannois (Le poumon vert cannois - COP d'avance)

[<https://www.arbe-regionsud.org/Block/download/?id=52052>] (最終検索日：2022年3月22日)

て、プロの農業従事者としての自立を促すとともに、流通経路短縮化を図ることで地域循環経済をも可能にすることを目的とした持続可能なプロジェクトであるといえる。

本プロジェクトは、モロー・ダヴェルヌ研究所 (Institut Moreau-Daverne) のクリスティアン・カルナヴァレ氏 (Christian Carnavalet) が推進する「フレンチ・メソッド」に基づき指導されている。「フレンチ・メソッド」とは、19世紀にオスマンの大改造によりパリの耕作地を追いやられた農業従事者たちが、狭い土地面積を最適化することで発展した栽培手法であり、1970年代にアメリカ人によって普及され、現在では世界約150カ国以上で採用されている。本手法に従えば、少ない資金でも適切な道具を使用した手作業により、高い生産性と収益を得ることが可能になるとされる。具体的には、幅1.3mの「長方形畑 (planches)」において、堆肥や生ゴミを混ぜた土に70種類近くの野菜苗を正確なスケジュールに基づいて、1年中ローテーションしながら栽培するというものである<sup>146</sup>。

アガサン部長によれば、本メソッドによる農法では休耕する場所を作らないため、1㎡も無駄にせず常に栽培が行うことができ、この土地に適した合理的な農業が可能になるとともに、環境にも優しいプロジェクトとして力を入れているという。販路は、AMAP (自立系農業保護協会)<sup>147</sup>や日本の「Teikei<sup>148</sup>」から着想を得て、基本的に農家と住民が契約をし、できたものを住民が取りに行く直接販売形式としている他、卸への出荷、レストランへの供給や、学校給食への提供なども予定されている。

シアーニュ溪谷下流域の耕作放棄地となっていた荒地を整備し、自然環境保全を行いつつ、市民が自然に触れあう機会を提供し、かつ地域の特性を踏まえた有機農法従事者の育成を図ることによって、地域経済振興を図るカンヌ市の取組は、「SATOYAMA」イニシアティブにおいて二次的自然地域の持続可能な利用推進を図る日本にとっても、有効なモデル事例の1つとなるのではないだろうか。

### (3) レラン諸島における海洋保全の取組

#### ア カンヌ市の海洋保全の取組

地中海沿いに位置するコミュニティとして、カンヌ市ではこれまで、雨水の海洋流出に関する廃棄物対策や、沿岸事業者との協議によるプラスチック削減に関する憲章合意、魚類保全のための養殖網設置や停泊クルーズ船との燃料窒素削減憲章への合意等、陸域に限らず海の自然環境保全の取組も積極的に実施している。

海中に関しては、地中海の固有種である海洋植物のポジドニー (Posidonie) 群落が炭素吸収機能を持ち、また多くの海洋植物の生息地となることから、市では近年、植樹の促進や船の停泊禁止区域を設置する等して、その保全を重要視している。

<sup>146</sup> Mairie de Cannes, Cannesoleil, pp.29-30, 2022年

[[https://issuu.com/cannes/docs/cannes\\_soleil\\_fe\\_vrier\\_2022/28?fr=sMDRkOTQ2MjYwMDI](https://issuu.com/cannes/docs/cannes_soleil_fe_vrier_2022/28?fr=sMDRkOTQ2MjYwMDI)] (最終検索日: 2022年3月22日)

<sup>147</sup> 小規模な家族経営型の農業を支援するために、南フランスで発足したフランスで代表的な共創・参加型の流通販売システムのこと。

<sup>148</sup> 有機農業でつくった農産物等を生産者から消費者へ直接届ける仕組みであり、近年、日本語の「Teikei」の語とともに欧米に広がりつつある概念である。

## イ レラン諸島サント・マルグリット島

カンヌ湾沖合では、2014年のアレテ（政令）によりカンヌ市域に含まれる5つの群島「レラン諸島」がナチュラ 2000 地域「アンティープ湾及び岬ーレラン諸島」に指定されている。当該指定区域は、その内98%が海域となっており、上述のポジドニーの藻場の大群をはじめ、サンゴ礁や海底洞窟等の多様で注目すべき海洋生物の生息地が保護の対象となっている<sup>149</sup>。

当該群島の中でも主要2島とされるサント・マルグリット島及びサン・トノラ島は、豊かな自然環境や歴史的な文化遺産を目的に世界中から観光客が訪れている<sup>150</sup>。特に、サント・マルグリット島は、レラン諸島最大の170ヘクタールの面積を有し、海岸線は約9キロメートルにわたるが、島内は22キロメートルの歩行者専用通路が整備されているとともに、152haの国有林は国立森林局（Office National des Forêts）により保護されている<sup>151</sup>。島には様々な渡り鳥がやってくることから、バテギエ池（étang de Batéguier）が鳥類保護区に指定され、ここではアジサシ（Sterne pierregarin）、キアシセグロカモメ（Goéland leucophaea）、アオサギ（Héron cendré）等の鳥類を観察することができる<sup>152</sup>。

なお、サント・マルグリット島は、17世紀にリシュリュー枢密卿の主導で建設され、ルイ14世の時代にヴォーバンによって補強された王室の要塞が歴史的記念物として指定されており、現在では博物館として公開されている。当時、要塞の中にあった刑務所にはアレクサンドル・デュマの小説「三銃士」の続編にも登場する「鉄仮面」が投獄されていたことで知られている<sup>153</sup>。

---

<sup>149</sup> Inventaire national du patrimoine naturel (INPN), FR9301573 - BAIE ET CAP D'ANTIBES - ÎLES DE LÉRINS [<https://inpn.mnhn.fr/site/natura2000/FR9301573>]（最終検索日：2022年3月22日）

<sup>150</sup> 2021年は、コロナ禍によりフランス国内観光客の一層の増加が想定されていたことから、生物多様性の保護と予防措置のため、夏季期間中はOFBから1,500人の環境調査官が配備された。Office du Tourisme de Cannes, LES ÎLES DE LÉRINS [<https://www.cannes-destination.fr/visites-incontournables/iles-lerins-cannes>]（最終検索日：2022年3月22日）

<sup>151</sup> Mairie de Cannes, LES ÎLES DE LÉRINS : Plan de l'île Sainte-Marguerite [<https://www.cannes.com/fr/cadre-de-vie/plages-mer-nautisme/iles-de-lerins.html>]（最終検索日：2022年3月22日）

<sup>152</sup> Comité Régional de Tourisme Côte d'Azur France, L'ÎLE SAINTE-MARGUERITE, UN JOYAU À PROXIMITÉ DE CANNES [<https://cotedazurfrance.fr/decouvrir/les-villes-de-la-cote-dazur/visiter-cannes/escapade-une-journee-sur-lile-sainte-marguerite/#:~:text=Il%20s'agit%20d'une.gambader%20sur%20l'%C3%AElot%20central>]（最終検索日：2022年3月22日）

<sup>153</sup> Comité Régional de Tourisme Provence-Alpes-Côte d'Azur, LES ÎLES DE LÉRINS [<https://provence-alpes-cotedazur.com/decouvrir/espaces-naturels/iles-lerins/>]（最終検索日：2022年3月22日）



(図3-15) カンヌ市サント・マルグリット島<sup>154</sup> © Mairie de Cannes - Axis Drone

#### ウ 生物多様性保護と文化ー海底エコ・ミュージアムー

アーティストによる彫像を通じて地中海保全の重要性を人々に訴えながら、海洋の生物多様性を保全し、かつ市域の文化的な魅力を高めるものとして、カンヌ市では 2015 年に「カンヌ海底エコ・ミュージアム」プロジェクトを開始した。

カンヌ市役所のウェブサイト<sup>155</sup>に拠れば、本プロジェクトは、英国のアーティストであり環境保護主義者として世界各地に作品を設置するジェイソン・デケアレス・テイラーによる 6 体の彫像をサント・マルグリット島の南岸に沈め、市民や観光客に対し海洋生物多様性の保全を喚起するもので、2021 年 1 月より公開されている。

各彫像は、高さ 2メートル、重さ約 10 トンで、海洋生態的に考慮された中性 (pH 7) の特殊素材で作られており、時間の経過とともに海藻や貝殻、サンゴに覆われ、表面の質感や凹凸が海洋生物の隠れ家となり、その地域の海洋生態系の一部となっていくという実質的な保護効果が見込めるものとなっている。

サント・マルグリット島海岸から 84~132m、水深 3~5 m にある作品の設置場所へはマスクとシュノーケルさえあれば誰でも無料でアクセスが可能となっている。

<sup>154</sup> Mairie de Cannes, L'ÎLE SAINTE-MARGUERITE [<https://www.cannes.com/fr/discover-cannes/cannes-en-images/ile-sainte-marguerite.html>] (最終検索日：2022 年 3 月 25 日)

<sup>155</sup> Mairie de Cannes, ÉCOMUSÉE SOUS-MARIN - NAISSANCE D'UN MUSÉE [<https://www.cannes.com/fr/culture/musees-et-expositions/ecomusee-sous-marin/ecomusee-sous-marin-naissance-d-un-musee.html>] (最終検索日：2022 年 3 月 24 日)



(図3-16) サント・マルグリット島彫像設置個所（下部の印）<sup>156</sup> © Mairie de Cannes

作品は、サント・マルグリット島に11年間幽閉されていたとされる「鉄仮面の男」を想起する顔型で、それぞれカンヌ市民の中から選ばれた6名の老若男女が模られたものとなっており、市の歴史文化に呼応しながら、市民に親しみのあるインスタレーションとして設置されている。

さらに、カンヌ市では本プロジェクトの実施に伴い、ナチュラ 2000 に指定されている当該区域において、船が錨を下した際にポジドニーを始めとする海洋植物を傷つけるリスクを低減するため、船舶の停泊禁止区域を事業実施前の4倍にあたる2万9,000 m<sup>2</sup>に拡張し、その環境的価値や景観向上をも図っている。

<sup>156</sup> Mairie de Cannes, ÉCOMUSÉE SOUS-MARIN [<https://www.cannes.com/fr/culture/musees-et-expositions/ecomusee-sous-marin.html>] (最終検索日：2022年3月25日)



(図3-17) 彫像設置周辺の船侵入禁止区域図 (点線内) <sup>157</sup> © Mairie de Cannes

一方で、このような大型の人工物が設置されることで、そもそもの海底の植生や生物に対する影響について懸念されるところである。市に抛れば、当該設置ポイントは非常に多くの海洋プラスチックごみが堆積されていた場であり、市が清掃活動を実施していたとともに、1990年代に電力会社が2本のパイプラインを施設するためダイナマイトによる爆破が行われた場であったことから、生物多様性の発展が見込めない状態にあったという<sup>158</sup>。また、PACA州地方長官からは、当該区域への生物多様性、自然生息地、特に近くにあるポジドニー藻場等の潜在的な保護対象種への影響や、島への更なる観光客誘致効果による交通量増加が地域環境に影響を与える可能性を理由に、環境影響評価の調査実施が要請されたことから、市側がこれに対応することで設置に至ったという経緯がある<sup>159</sup>。

このように、カンヌ市ではナチュラ 2000 登録地域において、生態系が危機的状況にある場所での生物多様性の再生を図りながら、同時に芸術性の高いインスタレーションを通じて市の魅力を高め、多くの人々に特別な体験を提供する機会の創出を行っている。

日本では、海洋や沿岸における環境保全は国や県、市町村の各権限の違いから個別の自治体が自力で取り組むことや、地理的条件の違いにより一律的な保全策を実施すること

<sup>157</sup> Mairie de Cannes, ÉCOMUSÉE SOUS-MARIN [<https://www.cannes.com/fr/culture/musees-et-expositions/ecomusee-sous-marin.html>] (最終検索日：2022年3月25日)

<sup>158</sup> Libération, Musée sous-marin : Cannes se Lérins l'œil [[https://www.liberation.fr/culture/arts/musee-sous-marin-cannes-se-lerins-loeil-20210216\\_53KPM2H2VG6THZ3IG2FPUKDN4/](https://www.liberation.fr/culture/arts/musee-sous-marin-cannes-se-lerins-loeil-20210216_53KPM2H2VG6THZ3IG2FPUKDN4/)] (最終検索日：2022年3月24日)

<sup>159</sup> 環境影響への負荷が少ない設置個所選定や、州からの環境影響評価手続の要請を受けたため、本事業は2度の延期を経て公開された。Le Figaro, À Cannes, le premier écomusée sous-marin de France prend l'eau [<https://www.lefigaro.fr/arts-expositions/a-cannes-le-premier-ecomusee-sous-marin-de-france-prend-l-eau-20190627>] (最終検索日：2022年3月22日)

には難しさがあるが、本事業は地域の魅力向上と自然保護の取組を融合したユニークな取組事例である。



(表3-18) 海底エコ・ミュージアム<sup>160</sup> © Jason DeCaires Taylor

<sup>160</sup> Mairie de Cannes, ÉCOMUSÉE SOUS-MARIN [<https://www.cannes.com/fr/culture/musees-et-expositions/ecomusee-sous-marin.html>] (最終検索日：2022年3月25日)

## おわりに

本稿では、「生物多様性」の保全の必要性や生物多様性条約を背景に、EU が経済、気候変動及び農業政策と連動したダイナミックな生物多様性保全策を打ち出す中で、フランス政府による近年の取組を概観し、地方自治体の各行政構造における諸権限を整理した。

州は「生物多様性のリーダー」として主に計画策定や関係機関との調整、県は自然地域の保護と利用の管理及び「緑と水のネットワーク」である生態系の連続性確保、そして、コミューン及びコミューン間広域行政組織においては主に都市計画における生物多様性政策の統合を図っていることが明らかとなった。

実際に、ブルゴーニュ・フランシュ・コンテ州では、より大きな自然のまとまりの中で、州内の共通目標や活動の枠組みを見出し、国と他の階層の自治体との間に立ちながら全ての関係アクターを取りまとめ、資金面、知見の収集及び技術面での活動を支援・総括している。

とりわけ生物多様性保全における先進的なコミューンであるブザンソン市においては、生態学の専門家が管理者となり、ヨーロッパの伝統的な造園技法に縛られない「生物多様性を表現するためのまちづくり」の実現に向けた取組を通じて、未来の生態系再生を見据えた科学的な知見に基づく政策が全庁的に展開されている。

沿岸に位置する都市のコミューンであるカンヌ市においては、アソシアシオンや研究機関、アーティストとの連携を通じて市民や来訪者が自然を親しみ、利用しながら、同時に生物多様性や生態系保全を可能とする持続可能で画期的な事業が導入されている。

また、本レポートの中では、欧州やフランスにおける農業政策と生物多様性保全の強い関連性から、受粉媒介昆虫が農業生態系にもたらす恩恵やその経済的価値が評価され、生物多様性政策の一環として国が受粉媒介昆虫を積極的に保護していることも浮き彫りとなった。

地域の自然条件や地理的特徴は実に様々であり、日本においても各地域の状況に応じた生物多様性保全の取組が進められているところであるが、本稿で紹介した自然環境の連続性を面的に保全しつつ、また、様々なパートナーとの連携を通じてまち全体として生態系保全を図ろうとするフランスの取組事例が、今後の日本の自治体における組織の推進体制検討や政策立案における一助となれば幸いである。

なお、本稿では、紙幅の都合によりフランスにおける 2016 年生物多様性法制定以前の環境法に係る歴史的背景や、今日世界中で拡大されようとしている自然保護地域政策に関する詳細、また、県及び都市圏以外のコミューンに関する十分な調査・研究までには至らなかった。これらのテーマについては、今後の課題としたい。

最後に、本稿執筆に際して調査にご協力をいただいたブルゴーニュ・フランシュ・コンテ州ステファン・ヴォワナロスキー議員、ブザンソン市生物多様性・緑地部サミュエル・ルリエーヴル部長、カンヌ市環境部ブノワ・アガサン部長及び在仏日本国大使館中桐裕子一等書記官をはじめ、本稿に関わって下さったすべての皆様に、この場を借りて厚く御礼申し上げたい。

## 参考文献

- ・ 愛知県『『エンジンバラ・プロセス』に関する取組について』  
[<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shizen/edinburgh-process.html>]（最終検索日：  
2021年12月21日）
- ・ （一財）自治体国際化協会パリ事務所「フランスの地方自治 平成29年（2017年）  
改訂版【全章統合版】」（（一財）自治体国際化協会）、2020年）
- ・ （一財）自治体国際化協会パリ事務所「フランスの地方自治体におけるSDGsの地域  
化～La territorialisation des ODD en France～」(『CLAIR REPORT 第518  
号』、2021年)
- ・ （一財）自治体国際化協会パリ事務所「フランスの中規模都市における中心市街地活  
性化政策」(『CLAIR REPORT』No.514、（一財）自治体国際化協会、2021年)
- ・ 一般財団法人 日欧産業協力センター レポート「欧州グリーンディール EU POLICY  
INSIGHTS VOL.1」[[https://www.eu-  
japan.eu/sites/default/files/publications/docs/eu\\_policy\\_insights\\_vol.1\\_for\\_web.pdf](https://www.eu-japan.eu/sites/default/files/publications/docs/eu_policy_insights_vol.1_for_web.pdf)]  
（最終検索日：2022年3月25日）
- ・ 一般財団法人 日欧産業協力センター レポート「欧州グリーンディール EU  
POLICY INSIGHTS VOL.8」[[https://www.eu-  
japan.eu/sites/default/files/publications/docs/EU-Policy-Insights-8.pdf](https://www.eu-japan.eu/sites/default/files/publications/docs/EU-Policy-Insights-8.pdf)]（最終検索  
日：2022年3月31日）
- ・ 一般財団法人環境イノベーション情報機構 EIC ネット「生物多様性条約」  
[[https://www.eic.or.jp/ecoterm/?act=view&ecoword=%C0%B8%CA%AA%C2%BF%  
CD%CD%C0%AD%BE%F2%CC%F3](https://www.eic.or.jp/ecoterm/?act=view&ecoword=%C0%B8%CA%AA%C2%BF%CD%CD%C0%AD%BE%F2%CC%F3)]（最終検索日：2021年12月20日）
- ・ 欧州連合日本政府代表部「EU情勢概要（2020年10月）」[[https://www.eu.emb-  
japan.go.jp/files/100145973.pdf](https://www.eu.emb-japan.go.jp/files/100145973.pdf)]（最終検索日：2022年3月25日）
- ・ 環境省「IPBES総会第7回会合の結果について」（令和元年5月7日発表）  
[<https://www.env.go.jp/press/106753.html>]（最終検索日：2021年11月1日）
- ・ 環境省「諸外国における自然再生事業の特徴」  
[<https://www.env.go.jp/nature/saisei/network/foreign/plan.html>]（最終検索日：  
2022年1月14日）
- ・ 環境省「生物多様性」  
[[http://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local\\_gov/index.html](http://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local_gov/index.html)]（最終検索日：  
2021年12月20日）
- ・ 環境省「生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2021(JBO 3: Japan  
Biodiversity Outlook 3)」詳細版報告書（環境省 生物多様性及び生態系サービスの  
総合評価に関する検討会、2021年）
- ・ 環境省「生物多様性国家戦略 2012-2020」（2012年閣議決定）
- ・ 環境省「生物多様性条約第15回締約国会議、カルタヘナ議定書第10回締約国会合

- 及び名古屋議定書第4回締約国会合第一部の結果について（令和3年10月19日発表）」[\[http://www.env.go.jp/press/110106.html\]](http://www.env.go.jp/press/110106.html)（最終検索日：2021年12月20日）
- ・ 環境省「平成29年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」  
[\[https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/h29/index.html\]](https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/h29/index.html)（最終検索日：2021年11月11日）
  - ・ 環境省生物多様性センター「地方公共団体 ④国際的な動向：都市と地方自治体の生物多様性に関する行動計画（2011-2020）」  
[\[http://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local\\_gov/x22.pdf\]](http://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local_gov/x22.pdf)（最終検索日：2021年12月20日）
  - ・ 環境省報道発表資料「生物多様性条約第9回締約国会議の開催について（結果概要）（平成20年6月3日発表）」[\[http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=9798\]](http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=9798)（最終検索日：2021年12月20日）
  - ・ 香坂玲、石井圭一『有機農業で変わる食と暮らしーヨーロッパの現場から』（岩波ブックレット1044、2021年）
  - ・ 小林浩史「生物多様性保全と農業活動の持続可能性：EUの動向から」（『視点・論点』、日本政策投資銀行設備投資研究所、2021年）
  - ・ 在日フランス大使館経済部「環境連帯移行省『行動するフランス（報道発表資料）』」  
[\[https://www.tresor.economie.gouv.fr/Articles/3c192b68-5e38-49cb-bee3-96c0822cedce/files/e3f50eae-267d-4d04-9bd3-2505b34d28e4\]](https://www.tresor.economie.gouv.fr/Articles/3c192b68-5e38-49cb-bee3-96c0822cedce/files/e3f50eae-267d-4d04-9bd3-2505b34d28e4)（最終検索日：2022年3月5日）
  - ・ 生物多様性条約事務局「地球規模生物多様性概況第5版（GBO5）日本語版」（環境省訳、2020年）
  - ・ 高橋進「国際的な生物多様性政策の転換点に関する研究」（『環境情報科学論文集』23、国立研究開発法人科学技術振興機構、2009年）
  - ・ 駐日欧州連合代表部公式ウェブマガジン「世界の生物多様性保護の取組をリードするEU」[\[https://eumag.jp/behind/d1021/\]](https://eumag.jp/behind/d1021/)（最終検索日：2022年1月23日）
  - ・ 駐日欧州連合代表部公式ウェブマガジン「脱炭素と経済成長の両立を図る『欧州グリーンディール』」[\[https://eumag.jp/behind/d0220/\]](https://eumag.jp/behind/d0220/)（最終検索日：2022年1月5日）
  - ・ 畠山武道・柿澤宏昭編著『生物多様性保全と環境政策 先進国の政策と事例に学ぶ』（北海道大学出版会、2006年）
  - ・ IPBES『生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書 政策決定者向け要約』（環境省、2020年）
  - ・ Agence Régionale de la Biodiversité (ARB) Bourgogne-Franche-Comté, Découvrir la biodiversité [\[https://www.arb-bfc.fr/decouvrir-la-biodiversite/\]](https://www.arb-bfc.fr/decouvrir-la-biodiversite/)（最終検索日：2022年3月27日）
  - ・ Ânestérel, La définition de sylvopastoralisme [\[http://www.anesterel.com/pages/le-sylvopastoralisme/la-definition-de-sylvopastoralisme.html\]](http://www.anesterel.com/pages/le-sylvopastoralisme/la-definition-de-sylvopastoralisme.html)（最終検索日：2022年3月14日）

- Capitale française de la biodiversité, RAPPORT DE VISITE DE TERRAIN 2018 – BESANÇON, 2018
- Capitales Françaises de la Biodiversité, BILAN DES ÉDITIONS PRÉCÉDENTES [<http://www.capitale-biodiversite.fr/bilan>] (最終検索日：2022年3月2日)
- Comité français de l'UICN, Collectivités & Biodiversité : vers des initiatives innovantes, Paris, France, 2018
- Comité Régional de Tourisme Côte d'Azur France, L'ÎLE SAINTE-MARGUERITE, UN JOYAU À PROXIMITÉ DE CANNES [<https://cotedazurfrance.fr/decouvrir/les-villes-de-la-cote-dazur/visiter-cannes/escapade-une-journee-sur-lile-sainte-marguerite/#:~:text=Il%20s'agit%20d'une.gambader%20sur%20l'%C3%AElot%20central>] (最終検索日：2022年3月22日)
- Comité Régional de Tourisme Provence-Alpes-Côte d'Azur, LES ÎLES DE LÉRINS [<https://provence-alpes-cotedazur.com/decouvrir/espaces-naturels/iles-lerins/>] (最終検索日：2022年3月22日)
- Conservatoire du littoral, Gouvernance [<https://www.conservatoire-du-littoral.fr/57-gouvernance-de-l-etablissement.htm>] (最終検索日：2022年3月11日)
- Conservatoire du littoral, LA CROIX DES GARDES [[https://www.conservatoire-du-littoral.fr/siteLittoral/377/28-la-croix-des-gardes-06\\_alpes-maritimes.htm](https://www.conservatoire-du-littoral.fr/siteLittoral/377/28-la-croix-des-gardes-06_alpes-maritimes.htm)] (最終検索日：2022年3月11日)
- Conservatoire du littoral, LA CROIX DES GARDES ; Faune et Flore [[https://www.conservatoire-du-littoral.fr/siteLittoral/377/28-la-croix-des-gardes-06\\_alpes-maritimes.htm](https://www.conservatoire-du-littoral.fr/siteLittoral/377/28-la-croix-des-gardes-06_alpes-maritimes.htm)] (最終検索日：2022年3月11日)
- Conservatoire du littoral, LA CROIX DES GARDES ; histoire [[https://www.conservatoire-du-littoral.fr/siteLittoral/377/28-la-croix-des-gardes-06\\_alpes-maritimes.htm](https://www.conservatoire-du-littoral.fr/siteLittoral/377/28-la-croix-des-gardes-06_alpes-maritimes.htm)] (最終検索日：2022年3月11日)
- European Commission, *Progress in the implementation of the EU Pollinators Initiative*, Brussels, 2021
- European Commission, Resources : Logos [<https://ec.europa.eu/environment/nature/natura2000/resources/logos.htm>] (最終検索日：2022年3月25日)
- European Commission, The European Green Deal [<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM%3A2019%3A640%3AFIN>] (最終検索日：2022年1月23日)
- European Commission, Frequently asked questions on Natura 2000 [[https://ec.europa.eu/environment/nature/natura2000/faq\\_en.htm](https://ec.europa.eu/environment/nature/natura2000/faq_en.htm)] (最終検索日：2022年1月15日)
- European Commission, Natura 2000

- [[https://ec.europa.eu/environment/nature/natura2000/index\\_en.htm](https://ec.europa.eu/environment/nature/natura2000/index_en.htm)] (最終検索日 : 2022 年 1 月 4 日)
- France 3, Cannes : la Croix-des-Gardes cherche un nom pour son nouvel ânon  
[<https://france3-regions.francetvinfo.fr/provence-alpes-cote-d-azur/alpes-maritimes/cannes/cannes-croix-gardes-cherche-nom-son-nouvel-anon-1583377.html>] 最終検索日 : 2022 年 3 月 14 日)
  - Insee, Comparateur de territoire : Commune de Cannes (06029)  
[<https://www.insee.fr/fr/statistiques/1405599?geo=COM-06029>] (最終検索日 : 2022 年 3 月 11 日)
  - Insee, Comparateur de territoire : Intercommunalité-Métropole de CA Cannes Pays de Lérins (200039915)  
[<https://www.insee.fr/fr/statistiques/1405599?geo=EPCI-200039915>] (最終検索日 : 2022 年 3 月 11 日)
  - Inventaire national du patrimoine naturel (INPN), FR9301573 - BAIE ET CAP D'ANTIBES - ÎLES DE LERINS  
[<https://inpn.mnhn.fr/site/natura2000/FR9301573>] (最終検索日 : 2022 年 3 月 22 日)
  - L'Agence Régionale de la Biodiversité Bourgogne-Franche-Comté, FEUILLE DE ROUTE, 2022 [<https://www.arb-bfc.fr/content/uploads/2022/01/ARB-BFC-FEUILLE-DE-ROUTE-2022-version-web.pdf>] (最終検索日 : 2022 年 3 月 7 日)
  - L'Agence Régionale de la Biodiversité de la région Provence-Alpes-Côte D'azur, Aménagement de la basse vallée de la rivière Siagne : le poumon vert Cannois (Le poumon vert cannois - COP d'avance) [<https://www.arbe-regionsud.org/Block/download/?id=52052>] (最終検索日 : 2022 年 3 月 22 日)
  - La préfecture et les services de l'État en région, Bourgogne-Franche-Comté  
[<https://www.prefectures-regions.gouv.fr/bourgogne-franche-comte/Region-et-institutions/Portrait-de-la-region/Introduction/Portrait-de-la-region>] (最終検索日 2022 年 3 月 6 日)
  - Le Figaro, À Cannes, le premier écomusée sous-marin de France prend l'eau  
[<https://www.lefigaro.fr/arts-expositions/a-cannes-le-premier-ecomusee-sous-marin-de-france-prend-l-eau-20190627>] (最終検索日 : 2022 年 3 月 22 日)
  - Le monde, Anne Hidalgo signe la fin des « permis de végétaliser » à Paris  
[[https://www.lemonde.fr/politique/article/2022/01/18/a-paris-anne-hidalgo-signe-la-fin-des-permis-de-vegetaliser\\_6109929\\_823448.html#:~:text=En%202015%2C%20l'H%C3%B4tel%20de,les%20%C3%A9lus%20de%20la%20capitale](https://www.lemonde.fr/politique/article/2022/01/18/a-paris-anne-hidalgo-signe-la-fin-des-permis-de-vegetaliser_6109929_823448.html#:~:text=En%202015%2C%20l'H%C3%B4tel%20de,les%20%C3%A9lus%20de%20la%20capitale)] (最終検索日 : 2022 年 3 月 9 日)
  - LES ECHO, Quatre questions sur les réserves et parcs naturels régionaux en France [<https://www.lesechos.fr/industrie-services/energie-environnement/quatre>

- [questions-sur-les-reserves-et-parcs-naturels-regionaux-en-france-1228059#:~:text=Autre%20distinction%2C%20le%20parc%20naturel,est%20illimit%20C3%A9e%20dans%20le%20temps">questions-sur-les-reserves-et-parcs-naturels-regionaux-en-france-1228059#:~:text=Autre%20distinction%2C%20le%20parc%20naturel,est%20illimit%20C3%A9e%20dans%20le%20temps](#) ] (最終検索日 : 2022 年 3 月 6 日)
- Libération, Musée sous-marin : Cannes se Lérins l'œil  
[[https://www.liberation.fr/culture/arts/musee-sous-marin-cannes-se-lerins-loeil-20210216\\_53KPM2H2VG6THZ3IG2FPUKDN4/](https://www.liberation.fr/culture/arts/musee-sous-marin-cannes-se-lerins-loeil-20210216_53KPM2H2VG6THZ3IG2FPUKDN4/)] (最終検索日 : 2022 年 3 月 24 日)
  - Mairie de Cagnes, L'ÎLE SAINTE-MARGUERITE  
[<https://www.cannes.com/fr/discover-cannes/cannes-en-images/ile-sainte-marguerite.html>] (最終検索日 : 2022 年 3 月 25 日)
  - Mairie de Cannes, Cannesoleil,2022 年  
[[https://issuu.com/cannes/docs/cannes\\_soleil\\_fe\\_vrier\\_2022/28?fr=sMDRkOTQ2MjYwMDI](https://issuu.com/cannes/docs/cannes_soleil_fe_vrier_2022/28?fr=sMDRkOTQ2MjYwMDI)]
  - Mairie de Cannes, ÉCOMUSÉE SOUS-MARIN - NAISSANCE D'UN MUSÉE  
[<https://www.cannes.com/fr/culture/musees-et-expositions/ecomusee-sous-marin/ecomusee-sous-marin-naissance-d-un-musee.html>] (最終検索日 : 2022 年 3 月 24 日)
  - Mairie de Cannes, ÉCOMUSÉE SOUS-MARIN  
[<https://www.cannes.com/fr/culture/musees-et-expositions/ecomusee-sous-marin.html>] (最終検索日 : 2022 年 3 月 25 日)
  - Mairie de Cannes, ÉCOMUSÉE SOUS-MARIN  
[<https://www.cannes.com/fr/culture/musees-et-expositions/ecomusee-sous-marin.html>] (最終検索日 : 2022 年 3 月 25 日)
  - Mairie de Cannes, LES ESPACES NATURELS [<https://www.cannes.com/fr/cadre-de-vie/espaces-verts-parcs-et-jardins/espaces-verts.html>] (最終検索日 : 2022 年 3 月 11 日)
  - Mairie de Cannes, LES ÎLES DE LÉRINS : Plan de l'île Sainte-Marguerite  
[<https://www.cannes.com/fr/cadre-de-vie/plages-mer-nautisme/iles-de-lerins.html>] (最終検索日 : 2022 年 3 月 22 日)
  - Mairie de Cannes, DES RUCHES INSTALLÉES À LA CROIX-DES-GARDES POUR PROTÉGER LA BIODIVERSITÉ  
[<https://www.cannes.com/fr/index/actualites/archives/annee-2020/des-ruches-installees-a-la-croix-des-gardes-pour-protger-la-biodiversite.html>] (最終検索日 : 2022 年 3 月 14 日)
  - Mairie de Cannes-Communication, PARC NATUREL DE LA CROIXDES-GARDES, 2016
  - Ministère de la Transition écologique, Biodiversité : présentation et enjeux  
[<https://www.ecologie.gouv.fr/biodiversite-presentation-et-informations-cles#scroll->

- [nav 2](#)] (最終検索日 : 2022 年 3 月 25 日)
- ・ Ministère de la Transition écologique, Biodiversité.gouv.fr, Stratégie nationale pour la biodiversité : les priorités se dessinent [<https://biodiversite.gouv.fr/actualite/strategie-nationale-pour-la-biodiversite-les-priorites-se-dessinent>] (最終検索日 : 2022 年 2 月 25 日)
  - ・ Ministère de la Transition écologique, Comité national de la biodiversité [<https://www.ecologie.gouv.fr/comite-national-biodiversite#:~:text=Le%20Comit%C3%A9%20national%20de%20la%20biodiversit%C3%A9%20a%20vocation%20%C3%A0%20d%C3%A9velopper,la%20politique%20de%20la%20biodiversit%C3%A9>] (最終検索日 : 2022 年 3 月 27 日)
  - ・ Ministère de la Transition écologique, La conférence environnementale [<https://www.ecologie.gouv.fr/conference-environnementale>] (最終検索日 : 2022 年 2 月 28 日)
  - ・ Ministère de la Transition écologique, La loi sur la création de l'Office français de la biodiversité est adoptée [<https://www.ecologie.gouv.fr/loi-sur-creation-loffice-francais-biodiversite-est-adoptee>] (最終検索日 : 2022 年 2 月 25 日)
  - ・ Ministère de la Transition écologique, Lancement de la Stratégie nationale Aires Protégées 2021-2030 et présentation du premier plan d'actions (2021-2023) [<https://www.ecologie.gouv.fr/lancement-strategie-nationale-aires-protgees-2021-2030-et-presentation-du-premier-plan-dactions>] (最終検索日 : 2022 年 2 月 26 日)
  - ・ Ministère de la Transition écologique, Bérandère Abba dévoile le premier plan d'action triennal (2021-2023) de la stratégie nationale aires protégées [<https://www.ecologie.gouv.fr/berangere-abba-devoile-premier-plan-daction-triennal-2021-2023-strategie-nationale-aires-protgees>] (最終検索日 : 2022 年 2 月 26 日)
  - ・ Ministère de la Transition écologique, Le SCoT : un projet stratégique partagé pour l'aménagement d'un territoire [<https://www.ecologie.gouv.fr/scot-projet-strategique-partage-lamenagement-dun-territoire>] (最終検索日 : 2022 年 3 月 31 日)
  - ・ Ministère de la Transition écologique, Loi pour la reconquête de la biodiversité, de la nature et des paysages [<https://www.ecologie.gouv.fr/loi-reconquete-biodiversite-nature-et-des-paysages>] (最終検索日 : 2022 年 2 月 25 日)
  - ・ Ministère de la Transition écologique, Obligation réelle environnementale [<https://www.ecologie.gouv.fr/obligation-reelle-environnementale>] (最終検索日 : 2022 年 3 月 5 日)
  - ・ Ministère de la Transition écologique, Plan biodiversité [<https://www.ecologie.gouv.fr/plan-biodiversite>] (最終検索日 : 2022 年 2 月 26 日)

- ・ Ministère de la Transition écologique, Plan national en faveur des insectes pollinisateurs et de la pollinisation 2021-2026  
[\[https://www.ecologie.gouv.fr/sites/default/files/2021.11.21\\_Plan\\_pollinisateurs.pdf\]](https://www.ecologie.gouv.fr/sites/default/files/2021.11.21_Plan_pollinisateurs.pdf)  
 ] (最終検索日 : 2022 年 3 月 31 日)
- ・ Ministère de la Transition écologique, Plan national en faveur des insectes pollinisateurs et de la pollinisation 2021-2026  
[\[https://www.ecologie.gouv.fr/sites/default/files/2021.11.21\\_Plan\\_pollinisateurs.pdf\]](https://www.ecologie.gouv.fr/sites/default/files/2021.11.21_Plan_pollinisateurs.pdf)  
 ] (最終検索日 : 2022 年 3 月 31 日)
- ・ Ministère de la Transition écologique, Stratégie nationale biodiversité 2030  
[\[https://www.ecologie.gouv.fr/strategie-nationale-biodiversite#scroll-nav\\_3\]](https://www.ecologie.gouv.fr/strategie-nationale-biodiversite#scroll-nav_3) (最終  
 検索日 : 2022 年 2 月 25 日)
- ・ Ministère de la Transition écologique, Stratégie nationale biodiversité, La démarche [\[https://strategie-nationale.biodiversite.gouv.fr/la-demarche\]](https://strategie-nationale.biodiversite.gouv.fr/la-demarche) (最終検索  
 日 : 2022 年 2 月 26 日)
- ・ Ministère de la Transition écologique, Stratégie nationale biodiversité, Synthèse des consultations [\[https://strategie-nationale.biodiversite.gouv.fr/synthese-des-consultations\]](https://strategie-nationale.biodiversite.gouv.fr/synthese-des-consultations) (最終検索日 : 2022 年 2 月 26 日)
- ・ Ministère de la Transition écologique, Stratégie nationale biodiversité, Calendrier de la démarche [\[https://strategie-nationale.biodiversite.gouv.fr/calendrier-de-la-demarche\]](https://strategie-nationale.biodiversite.gouv.fr/calendrier-de-la-demarche) (最終検索日 : 2022 年 2 月 25 日)
- ・ Ministère de la Transition écologique, Stratégie nationale pour la biodiversité Bilan 2004-2010  
[\[https://www.ecologie.gouv.fr/sites/default/files/Strat%C3%A9gie%20nationale%20pour%20la%20biodiversit%C3%A9%20E2%80%93%20Bilan%202004-2010.pdf\]](https://www.ecologie.gouv.fr/sites/default/files/Strat%C3%A9gie%20nationale%20pour%20la%20biodiversit%C3%A9%20E2%80%93%20Bilan%202004-2010.pdf)  
 (最終検索日 : 2022 年 2 月 25 日)
- ・ Ministère de l'Agriculture et de l'Alimentation, La Haute Valeur Environnementale : une mention valorisante pour les agriculteurs et leurs pratiques [\[https://agriculture.gouv.fr/la-haute-valeur-environnementale-une-mention-valorisante-pour-les-agriculteurs-et-leurs-pratiques\]](https://agriculture.gouv.fr/la-haute-valeur-environnementale-une-mention-valorisante-pour-les-agriculteurs-et-leurs-pratiques) (最終検索日 : 2022  
 年 3 月 8 日)
- ・ Office de tourisme de Cannes, Le mimosa en fleur de la Croix des Gardes [\[https://blog.cannes-destination.com/balades/mimosa-fleur-de-croix-gardes\]](https://blog.cannes-destination.com/balades/mimosa-fleur-de-croix-gardes) (最終  
 検索日 : 2022 年 3 月 31 日)
- ・ Office du Tourisme de Cannes, LES ILES DE LERINS [\[https://www.cannes-destination.fr/visites-incontournables/iles-lerins-cannes\]](https://www.cannes-destination.fr/visites-incontournables/iles-lerins-cannes) (最終検索日 : 2022 年 3  
 月 22 日)
- ・ Office français de la biodiversité, ENGAGÉS POUR LA NATURE : ET SI VOUS PASSIEZ À L'ACTION ? [\[https://engagespourlanature.ofb.fr/\]](https://engagespourlanature.ofb.fr/) (最終検索日 : 2022

年 3 月 26 日)

- Office Français de la Biodiversité, *Faire de la biodiversité un atout pour les citoyens*, 2021
  - Office français de la biodiversité, Le concours Capitale française de la biodiversité [<https://www.ofb.gouv.fr/le-concours-capitale-francaise-de-la-biodiversite#:~:text=Le%20concours%202022%20est%20ouvert,le%20comit%C3%A9%20scientifique%20et%20technique>] (最終検索日 : 2022 年 3 月 1 日)
  - Office français de la biodiversité, Les Atlas de la biodiversité communale [<https://www.ofb.gouv.fr/les-atlas-de-la-biodiversite-communale>] (最終検索日 : 2022 年 3 月 1 日)
  - Office français de la biodiversité, Les Atlas de la biodiversité communale [<https://www.ofb.gouv.fr/les-atlas-de-la-biodiversite-communale>] (最終検索日 : 2022 年 3 月 26 日)
  - Office français de la biodiversité, Territoires engagés pour la nature [<https://www.ofb.gouv.fr/territoires-engages-pour-la-nature>] (最終検索日 : 2022 年 3 月 2 日)
  - Office français de la biodiversité, Les Agences régionales de la biodiversité [<https://www.ofb.gouv.fr/les-agences-regionales-de-la-biodiversite#:~:text=Huit%20Agences%20r%C3%A9gionales%20de%20la%20biodiversit%C3%A9%20ont%20%C3%A9t%C3%A9%20cr%C3%A9es%20depuis%202019>] (最終検索日 : 2022 年 3 月 4 日)
  - Office français de la biodiversité, Territoires engagés pour la nature [<https://engagespourlanature.ofb.fr/territoires>] (最終検索日 : 2022 年 3 月 1 日)
  - Parcs naturels régionaux de France, Charte et procédure de classement [[https://www.parcs-naturels-regionaux.fr/les-parcs/charte-et-procedure-de-classement/charte-et-procedure-de-classement#:~:text=La%20charte%20d'un%20Parc.\(s\)%20et%20D%C3%A9partements%20concern%C3%A9s](https://www.parcs-naturels-regionaux.fr/les-parcs/charte-et-procedure-de-classement/charte-et-procedure-de-classement#:~:text=La%20charte%20d'un%20Parc.(s)%20et%20D%C3%A9partements%20concern%C3%A9s)] (最終検索日 : 2022 年 3 月 4 日)
- Préfecture de la région Normandie, L' Obligation Réelle Environnementale [<http://www.normandie-artificialisation.fr/l-obligation-reelle-environnementale-a91.html>] (最終検索日 : 2022 年 6 月 8 日)
- Région Bourgogne-Franche-Comté, LA STRATÉGIE RÉGIONALE POUR LA BIODIVERSITÉ [<https://www.bourgognefranchecomte.fr/la-strategie-regionale-pour-la-biodiversite>] (最終検索日 : 2022 年 4 月 22 日)
  - Région Bourgogne-Franche-Comté, LE FESTIVAL DES SOLUTIONS ÉCOLOGIQUES 2021 [<https://jeparticipe.bourgognefranchecomte.fr/transition-ecologique/festival-des-solutions-ecologiques-2021/>] (最終検索日 : 2022 年 3 月 7 日)
- 日) Région Bourgogne-Franche-Comté, Les solutions 2020

[\[https://jeparticipe.bourgognefranche-comte.fr/transition-ecologique/les-solutions/?utf8=%E2%9C%93&f=1&themes%5B%5D=biodiversite-environnement\]](https://jeparticipe.bourgognefranche-comte.fr/transition-ecologique/les-solutions/?utf8=%E2%9C%93&f=1&themes%5B%5D=biodiversite-environnement)

(最終検索日：2022年3月8日)

- ・ Région Bourgogne-Franche-Comté, Stratégie régionale pour la biodiversité 2020-2030, 2020
- ・ Région Bourgogne-Franche-Comté, Appel à nouveaux POTES !  
[\[https://jeparticipe.bourgognefranche-comte.fr/appel-a-nouveaux-potes/\]](https://jeparticipe.bourgognefranche-comte.fr/appel-a-nouveaux-potes/) (最終検索日：2022年3月7日)
- ・ Région Bourgogne-Franche-Comté, BIODIVERSITÉ : L'AGENCE RÉGIONALE VIENT D'ÉCLORE [\[https://www.bourgognefranche-comte.fr/biodiversite-lagence-regionale-vient-declare/\]](https://www.bourgognefranche-comte.fr/biodiversite-lagence-regionale-vient-declare/) (最終検索日：2022年3月7日)
- ・ service-public.fr, Taxe foncière sur les propriétés non bâties (TFPNB)  
[\[https://entreprendre.service-public.fr/vosdroits/F31638#:~:text=La%20taxe%20fonci%C3%A8re%20sur%20les,l'ann%C3%A9e%20d'imposition\]](https://entreprendre.service-public.fr/vosdroits/F31638#:~:text=La%20taxe%20fonci%C3%A8re%20sur%20les,l'ann%C3%A9e%20d'imposition) (最終検索日：2022年3月5日)
- ・ Sigogne, Les chefs de file [\[https://www.sigogne.org/menugeneral-sigogne/les-chefs-de-file\]](https://www.sigogne.org/menugeneral-sigogne/les-chefs-de-file) (最終検索日：2022年3月7日)
- ・ Sigogne, Présentation de Sigogne [\[https://www.sigogne.org/menugeneral-sigogne/presentation-de-sigogne/\]](https://www.sigogne.org/menugeneral-sigogne/presentation-de-sigogne/) (最終検索日：2022年3月7日)
- ・ Ville de Besançon, Biodiversité [\[https://www.grandbesancon.fr/infos-pratiques/environnement/biodiversite/\]](https://www.grandbesancon.fr/infos-pratiques/environnement/biodiversite/) (最終検索日：2022年3月8日)
- ・ Ville de Besançon, Permis de végétaliser [\[https://www.grandbesancon.fr/infos-pratiques/environnement/biodiversite/permis-de-vegetaliser/\]](https://www.grandbesancon.fr/infos-pratiques/environnement/biodiversite/permis-de-vegetaliser/) (最終検索日：2022年3月9日)
- ・ Ville de Besançon, Smart Faune, outil de sciences participatives  
[\[https://www.grandbesancon.fr/infos-pratiques/environnement/biodiversite/smart-faune-outil-de-sciences-participatives/\]](https://www.grandbesancon.fr/infos-pratiques/environnement/biodiversite/smart-faune-outil-de-sciences-participatives/) (最終検索日：2022年3月9日)

#### 【執筆者】

一般財団法人自治体国際化協会パリ事務所 所長補佐 岩瀬 穂

#### 【監修】

一般財団法人自治体国際化協会パリ事務所 所長 野村 知宏  
次長 山城 充  
調査役 神林 真美香  
主任調査員 TEBAST 下村 真理子